

## ■配点表(釧路開発建設部)

R8年4月1日改定版

### 【施工能力評価型】

○一般土木(道路・河川)	.....	P1
○一般土木(農業・港湾)	.....	P4
○一般土木(道路・河川・農業・港湾)[技術者育成型](若手:緩和)(若手:年齢評価)	.....	P7
○一般土木(道路・河川・農業・港湾)[技術者育成型](若手:緩和+年齢評価)	.....	P10
○一般土木(道路)[技術者育成型 同等評価]	.....	P13
○鋼橋上部	.....	P16
○PSコンクリート	.....	P19
○塗装	.....	P22
○しゅんせつ	.....	P25
○維持・造園(道路)	.....	P29
○維持(河川)	.....	P32
○道路区画線	.....	P35
○舗装	.....	P38
○舗装[技術者育成型 若手・緩和]	.....	P41
○建築(営繕(建築)、営繕(電気)、営繕(管))	.....	P44
○建築(営繕(建築)、営繕(電気)、営繕(管))[技術者育成型]	.....	P47
○機械	.....	P50
○電気(土木電気設備、通信設備、受変電設備)	.....	P53

### 【技術提案評価型】

○一般土木(道路・河川・農業・港湾)	.....	P56
○鋼橋上部	.....	P59
○PSコンクリート	.....	P59
○しゅんせつ	.....	P62

### 【施工能力評価型】(十勝港・大津漁港関連)

○一般土木(港湾)	.....	P66
○一般土木(港湾)[技術者育成型]	.....	P69
○しゅんせつ	.....	P72

### 【技術提案評価型】(十勝港・大津漁港関連)

○一般土木(港湾)	.....	P76
○しゅんせつ	.....	P79

# 8. 釧路開発建設部総合評価配点表

釧路開建新総合評価配点表(2極化対応)―施工能力評価型

○一般土木(道路・河川)

局統一(必須)項目  
 部局標準設定項目

大項目	評価項目	小項目	評価基準	施工能力評価型											
				2.9億円未満					2.9億円以上					【執行】	
				難易度Ⅰ又はⅡ(空港は難易度ⅠまでⅡ型)	難易度Ⅲ以上(空港は難易度Ⅱ以上)書面で監理能力を確認する1型①	難易度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ書面で監理能力を確認する1型①	難易度Ⅲ以上かつヒアリングで監理能力を確認する必要がある場合1型②	施工計画重視型	施工監理能力の確認						
評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点				
簡易な施工計画	施工計画	施工計画の内容が妥当か		なし	なし	なし	可 不可	不可の場合失格	なし	なし	なし	なし			
	当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか		なし	8.5 ~ 2.5	10.0 施工監理能力の確認 10.0	8.5 ~ 2.5	10.0 施工監理能力の確認 10.0	なし	なし	20.0 15.0 10.0 5.0 0.0	施工監理能力の確認 20.0			
配置予定技術者の評価	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※5	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	7.0	3.0	3.0	3.0	7.0	2.0	2.0						
		より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	3.5	7.0	1.5	3.0	1.5	3.0	3.5	7.0	1.0	2.0			
		同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※3	83点以上	8.0	3.0	3.0	3.0	8.0	3.0	3.0	3.0					
		82点以上83点未満	7.3	2.8	2.8	2.8	7.3	2.8	2.8	2.8					
		81点以上82点未満	6.6	2.6	2.6	2.6	6.6	2.6	2.6	2.6					
		80点以上81点未満	5.9	2.4	2.4	2.4	5.9	2.4	2.4	2.4					
		79点以上80点未満	5.2	2.2	2.2	2.2	5.2	2.2	2.2	2.2					
		78点以上79点未満	4.5	2.0	2.0	2.0	4.5	2.0	2.0	2.0					
		77点以上78点未満	3.8	8.0	1.8	3.0	1.8	3.0	3.8	8.0	1.8	3.0			
		76点以上77点未満	3.1	1.6	1.6	1.6	3.1	1.6	1.6	1.6					
		75点以上76点未満	2.4	1.4	1.4	1.4	2.4	1.4	1.4	1.4					
		74点以上75点未満	1.7	1.2	1.2	1.2	1.7	1.2	1.2	1.2					
	73点以上74点未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						
	72点以上73点未満	0.3	0.8	0.8	0.8	0.3	0.8	0.8	0.8						
72点未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※6	局長表彰(同一事業部門限定)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.5	2.5				
	釧路開発部長表彰(同一事業部門限定、釧路開発部長表彰のみ有効)	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	2.5				
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5				
配置予定技術者の配点計				19.0	19.5	19.5	19.0	28.0							
企業	過去15年間の同種工事の実績※7	より同種性の高い工事実績あり	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0	3.0	3.0						
		同種性が認められる工事実績あり	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	5.0	0.0	5.0	0.0	3.0			
		83点以上	5.0	5.0	6.0	6.0	5.0	6.0	5.0	6.0	3.0	3.0			
	82点以上83点未満	4.6	4.6	5.5	5.5	4.6	5.5	4.6	5.5	2.8	2.8				
	81点以上82点未満	4.2	4.2	5.0	5.0	4.2	5.0	4.2	5.0	2.6	2.6				
	80点以上81点未満	3.8	3.8	4.5	4.5	3.8	4.5	3.8	4.5	2.4	2.4				
	79点以上80点未満	3.4	3.4	4.0	4.0	3.4	4.0	3.4	4.0	2.2	2.2				
	78点以上79点未満	3.0	3.0	3.5	3.5	3.0	3.5	3.0	3.5	2.0	2.0				
	77点以上78点未満	2.6	5.0	2.6	5.0	2.6	3.0	2.6	3.0	1.8	3.0				
	76点以上77点未満	2.2	2.2	2.5	2.5	2.2	2.5	2.2	2.5	1.6	1.6				
	75点以上76点未満	1.8	1.8	2.0	2.0	1.8	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4				
	74点以上75点未満	1.4	1.4	1.5	1.5	1.4	1.5	1.4	1.5	1.2	1.2				
	73点以上74点未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
	72点以上73点未満	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	0.8	0.8				
	72点未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
国土交通省i-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5	1.5				
	優秀賞	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
北海道開発局i-Con奨励賞	奨励賞	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	1.5				
過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし)ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、釧路開発部長表彰のみ有効)	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5	1.5				
	釧路開発部長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
工事成績優秀企業		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5				
地域精進度	本支店、営業所の所在地(B等級の難易度Ⅱ以下および、BC~D等級の場合は評価対象外)	開発建設部管内本店(AB等級の難易度Ⅳ以上とA等級の場合は道内本店)	なし	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
		道内本店(AB等級の難易度Ⅳ以上とA等級の場合は道内支店・営業所)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
維持工事の施工実績(道路部門のみ)	あり	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0				
	なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
地域貢献度	過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実績等(活動実績または防災活動や支援体制)管内)	国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
		国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
		災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
	なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
	当該年度における災害活動の実態(協定の締結)管内)	国との防災協定等締結あり	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
地方公共団体との防災協定等締結あり	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0					
なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
ワークライフバランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定(フラチナエスほしえるほし認定企業) 2. 次世代法に基づく認定(フラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5				
		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5				

		企業の配点計	16.0[16.5]	18.0[18.5]	18.0[18.5]	18.0[18.5]	12.5[13.0]
		標準項目配点合計	35.0[35.5]	37.5[38.0]	37.5[38.0]	37.0[37.5]	40.5[41.0]
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5
		文書注意	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
		口頭注意	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5
	過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求等を受けた(低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)
ヒアリング	監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0			×1.0	
		一定の監理能力が期待できる	×0.5			×0.5	
		上記以外	×0.0			×0.0	
	施工計画	施工計画の説明が適切である	可			可	
		施工計画の説明が不十分である	不可			不可	

※NETIS登録技術の活用は、新技術活用の原則義務化により評価対象としない。

※北海道開発局における国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・評価対象となる事業部門は、河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び管轄とする。
- ・評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、管轄・電気・機械については工事区分)とする。
- ・なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
- ・i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・評価対象となる事業部門は、全部門とする。
- ・評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、管轄・電気・機械については工事区分)とする。
- ・なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。
- ・i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞」(国土交通大臣賞及び優秀賞)との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業加点について

- ・女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。
- ・雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
- ・次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ・若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

#### 追加項目

○登録基幹技能者評価方法を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技能者	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0
	優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター) (表彰された年度から10年間加点対象)※	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0	1.0
	技能士(特級、1級、単一等級)	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5
	なし	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0

\*技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。

注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技能者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2) 以下の者が評価対象となる。

①登録基幹技能者にあつては登録基幹技能者講習会修了証を有する者

②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)にあつては優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)

③技能士にあつては技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○ICT活用工事(企業の標準項目に原則追加)

ICTの活用(施工者希望I型)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
-----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

ICT活用工事実施要領に定める施工プロセスの各段階において、全ての段階で全面的にICTを活用する場合に評価する。

【施工プロセスの各段階】

・3次元起工例造 → 3次元設計データ作成

・ICT建設機械による施工 → 3次元出来形管理等の施工管理 → 3次元データの納品

注意)・NETISの評価項目と同技術での重複加点はしない。 ・施工者希望II型、発注者指定型においては評価しない。

・指定様式に当該工事においてICTを活用する計画を記載した資料を提出させる。

「ICT活用工事実施要領」

北海道開発局イントラ>事業振興部>技術管理課>i-Construction>北海道開発局実施方針・基準・要領等

○地元企業活用審査型総合評価方式を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

地域	地元企業活用率	10%以上	2.0		2.0		2.0		2.0		2.0
		5~10%未満	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0
		5%未満	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0

#### 減点項目

※1) 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

・JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

#### JVの場合

・企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。

・企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。

・企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精進度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評価点を算出し、その平均点をJVの評価点とする

※3) 一般土木工事については、同一事業部門(道路のみ対象)の年間維持除雪工事の工事区分「維持」の工事成績も評価できることとする。

※4) 5年以上とは、連続期間のことである。なお、高規格道路等の新設工事には適用しない。

#### 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度

※5) 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。

※6) 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。

※7) 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

○賃上げを実施する企業に対する加点措置

		標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 賃上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03			
賃上げを実施する企業に対する加点措置	賃上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】			
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】			

・ 中小企業の定義—法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

○実績確認の結果、賃上げ基準に達していない者に対する減点措置

		上表で計算した賃上げ加算点に1点を加えた点を減点する			
賃上げ未実施企業	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置 (該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)				

工事名:

配点表

※青網掛け部に入力してください。

標準項目	道路部門 施工能力評価型 2.9億円以上 I型①	19.5	技術者	
		18.0	企業	
追加項目	登録基幹技能者等の配置	1.0	企業	
	ICTの活用(施工者希望I型)	-	企業	
	地元企業活用率	-	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	19.5		
	企業の配点計	19.0		
中計		38.5		
賃上げ加算措置		2.0		
			小計×0.03= 1.15500 ≙ 2.0 切り上げ整数 3%以上の確認 2.0 ÷ 40.5 = 0.04938 >0.03 OK	
			加算点再計算 3%以上の確認 - ÷ - = -	
計		40.5		

創路開通新総合評価点表(2種化対応)―施工能力評価型

○一般土木(農薬・港湾)

局統一(必須)項目  
局標準設定項目

大項目	小項目	評価基準	施工能力評価型												
			2.9億円未満					2.9億円以上					【執行】		
			難易度Ⅰ又はⅡ(空港は難易度Ⅰまで)Ⅱ型	難易度Ⅲ以上(空港は難易度Ⅱ以上)書面で監理能力を確認するⅠ型①	難易度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ書面で監理能力を確認するⅠ型①	難易度Ⅲ以上かつアラインで監理能力を確認する必要がある場合Ⅰ型②	施工計画書型Ⅰ型(生産性向上の取組)	ICT活用工事(発注者指定型)対象							
評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	可	不可						
技術提案	施工の効率化や新技術の活用による生産性向上	ICT活用工事における実施内容について生産性向上の取組として妥当な内容が記載されている。 ICT活用工事における実施内容以外で施工の効率化や新技術の活用による生産性向上の取組として妥当な内容が記載されている。													
	施工計画	施工計画の内容が妥当か	なし		なし		なし		可 不可		不可の場合失格		なし		
簡単な施工計画	当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	なし	8.5 ~ 2.5 0.0	施工監理能力の確認 10.0	8.5 ~ 2.5 0.0	施工監理能力の確認 10.0			なし			施工監理能力の確認 20.0		
	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立派※3	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事 より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事 同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	7.0 3.5 0.0	3.0 1.5 0.0	3.0 3.0 0.0	3.0 1.5 0.0	3.0 3.0 0.0	7.0 3.5 0.0					2.0 1.0 0.0		
配置予定技術者の評価	過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※3	83点以上	8.0	3.0	8.0	3.0	8.0	3.0	8.0	3.0				3.0	
		82点以上83点未満	7.3	2.8	7.3	2.8	7.3	2.8	7.3	2.8				2.8	
		81点以上82点未満	6.6	2.6	6.6	2.6	6.6	2.6	6.6	2.6				2.6	
		80点以上81点未満	5.9	2.4	5.9	2.4	5.9	2.4	5.9	2.4				2.4	
		79点以上80点未満	5.2	2.2	5.2	2.2	5.2	2.2	5.2	2.2				2.2	
		78点以上79点未満	4.5	2.0	4.5	2.0	4.5	2.0	4.5	2.0				2.0	
		77点以上78点未満	3.8	1.8	3.8	1.8	3.8	1.8	3.8	1.8	8.0			3.0	
		76点以上77点未満	3.1	1.6	3.1	1.6	3.1	1.6	3.1	1.6					
		75点以上76点未満	2.4	1.4	2.4	1.4	2.4	1.4	2.4	1.4					
		74点以上75点未満	1.7	1.2	1.7	1.2	1.7	1.2	1.7	1.2					
		73点以上74点未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0					
		72点以上73点未満	0.3	0.8	0.3	0.8	0.3	0.8	0.3	0.8					
		72点未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
		過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※4	局長表彰(同一事業部門限定)※ 創路開通部長表彰(同一事業部門限定、創路開通部長表彰のみ有効)※	3.0 1.5	3.0 1.5	3.0 3.0	3.0 3.0	3.0 3.0	3.0 3.0	3.0 3.0	2.5 1.5				2.5 1.5
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5		0.5	0.5	
配置予定技術者の配点計				19.0		19.5		19.5		19.0		28.0			
企業	過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし、ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、創路開通部長表彰のみ有効)	より同種性の高い工事実績あり	4.0	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	3.0	3.0			
		同種性が認められる工事実績あり	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
		83点以上	5.0		5.0		6.0		6.0				3.0		
		82点以上83点未満	4.6		4.6		5.5		5.5				2.8		
		81点以上82点未満	4.2		4.2		5.0		5.0				2.6		
		80点以上81点未満	3.8		3.8		4.5		4.5				2.4		
		79点以上80点未満	3.4		3.4		4.0		4.0				2.2		
		78点以上79点未満	3.0		3.0		3.5		3.5				2.0		
		77点以上78点未満	2.6	5.0	2.6	5.0	3.0	6.0	3.0	6.0	6.0		1.8	3.0	
		76点以上77点未満	2.2		2.2		2.5		2.5				1.6		
		75点以上76点未満	1.8		1.8		2.0		2.0				1.4		
		74点以上75点未満	1.4		1.4		1.5		1.5				1.2		
		73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0				1.0		
		72点以上73点未満	0.6		0.6		0.5		0.5				0.8		
72点未満	0.0		0.0		0.0		0.0				0.0				
国土交通省-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞 優秀賞	2.0 1.0		2.0 1.0		2.0 1.0		2.0 1.0		2.0 1.0		1.5 1.0			
北海道開発局-Con奨励賞	奨励賞	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	1.5				
過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし、ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、創路開通部長表彰のみ有効)	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)※ 創路開通部長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)※ 工事成績優秀企業	2.0 1.0 0.5	2.0 1.0 0.5	2.0 2.0 0.5	2.0 2.0 0.5	2.0 2.0 0.5	2.0 2.0 0.5	2.0 2.0 0.5	2.0 2.0 0.5	1.5 1.0 0.5	1.5 1.0 0.5				
作業船保有状況(港湾・漁港工事)	保有比率50%以上又は保険支払率50%以上 保有比率20%以上50%未満又は保険支払率20%以上50%未満 保有比率20%未満又は保険支払率20%未満 上記以外	2.0 1.0 0.5 0.0		2.0 1.0 0.5 0.0		2.0 1.0 0.5 0.0		2.0 1.0 0.5 0.0		2.0 1.0 0.5 0.0		2.0 1.0 0.5 0.0			
環境性能の高い作業船の使用の場(港湾・漁港工事)	作業船の保有状況に提示した作業船に稼働しているすべての船舶の環境性能物放出基準(H22年改正)を満足している。 上記以外	1.0 0.0		1.0 0.0		1.0 0.0		1.0 0.0		1.0 0.0		1.0 0.0			
新造船の場合(港湾・漁港工事)	H22年7月以降自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに環境性能を確保している。 上記以外	1.5 0.0		1.5 0.0		1.5 0.0		1.5 0.0		1.5 0.0		1.5 0.0			
NETIS登録技術の活用 ※新技術導入促進(1)型を適用する場合は評価項目の対象外(別途で評価)	関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)の有無 関連分野での有用な新技術の当該工事への活用 技術開発がない又は、活用しない	0.5 0.5 0.0	1.0	0.5 0.5 0.0	1.0	0.5 0.5 0.0	1.0	0.5 0.5 0.0	1.0	0.5 0.5 0.0		なし			
地域精通度	本支店、営業所の所在地(B等級の難易度Ⅱ以下および、BC~D等級の場合は評価対象外) 過去10年間の創路開通建設部管内での同種工事の施工実績		なし	2.0 (-)	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0			
地域貢献度	過去3年度以降から公開開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内) 当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	1.0 1.0 1.0 0.0 1.0 0.0	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0 1.0 1.0 0.0				
ワークライフバランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナあるいはシルバー認定企業) 2. 次世代法に基づく認定(アライアス企業) (令和7年4月1日以後の基準) <くるみ>(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準) <トライアム>(令和7年4月1日以後の基準) <くるみ>(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準) <トライアム>(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準) <くるみ>(平成29年3月31日までの基準) (認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
企業の配点計				17.0(22.0)		19.0(24.0)		19.0(24.0)		19.0(24.0)		12.5(17.5)			

標準項目配点合計				36.0[41.0]	38.5[43.5]	38.5[43.5]	38.0[43.0]	40.5[45.5]
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5
		大層注意	-1.0	重複無し	-1.0	重複無し	-1.0	重複無し
		口頭注意	-0.5		-0.5		-0.5	
過去6ヶ月間の施工状況等	補修工事等で修繕請求等を受けた(低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)			-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5
				(-1.0)	(-1.0)	(-1.0)	(-1.0)	(-1.0)
ヒアリング	監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0				×1.0	
		一定の監理能力が期待できる	×0.5				×0.5	
	上記以外	×0.0				×0.0		
	施工計画	施工計画の説明が適切である	可				可	
		施工計画の説明が不十分である	不可				不可	

- ※作業船の保有状況をもとに出資比率に応じて加算評価する。ただし、環境性能と新造船の重複した評価はしない。
- ※北海道開発局による国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価優先方式等での加算について
- 評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び営繕とする。
  - 評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。
  - なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
  - i-Con奨励賞については、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
  - i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加算は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加算は可能とする。
  - JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。
- ※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価優先方式等での加算について
- 評価対象となる事業部門は、全部門とする。
  - 評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。
  - なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
  - 評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。
  - i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞」(国土交通大臣賞及び優秀賞)との同一事業部門における重複加算は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加算は可能とする。
  - JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。
- ※ワーク・ライフ・バランス等推進企業加算について
- 女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。  
雇用管理は分この労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
  - 次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
  - 若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

**追加項目**

○港湾工事追加項目(企業と配置予定技術者の標準項目に追加)

企業 能力等	過去2年間の港湾港湾関係事業 優良関係者表彰の有無	評価点									
		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
施工 能力等	農林水産大臣又は水産庁長官表彰あり	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	技術士(水産土木)を有している	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	水産工学士を有している	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0
	上記以外	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	

注)企業について  
・港湾工事の場合は、表彰項目に取り入れる。

注)配置予定技術者について  
・評価対象は、施工現場監督者を配置する工事のみとする。  
・施工現場監督者を専任で配置する場合のみ評価する。

○登録基幹技術者評価方法を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技術者等の配置	評価点									
		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
企業	登録基幹技術者	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター) (表彰された年度から10年間加算対象)※	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0
	技能士(特級、1級、単一等級)	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0
	なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

\*技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間が評価対象とする。

注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技術者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2) 以下の者が評価対象となる。

- 登録基幹技術者には登録基幹技術者講習会修了証を有する者
- 優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)
- 技能士にあっては技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○情報化施工(企業の標準項目に原則追加)

情報化施工技術の活用	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
受注者希望型工事の競争参加資格確認資料の申請時において、以下の(1)から(5)までのいずれかを活用する意思を表明した場合に評価する。 ただし、情報化施工技術を活用する旨の技術提案(簡易な施工計画を含む。)があった場合は、その提案について評価対象から外すものとする。 (1) UAV(空中写真測量)出力管理技術 (2) TLS(空中写真測量)出力管理技術 (3) UAV(ドローン)出力管理技術 (4) 地上移動体搭載型LS出力管理技術 (5) ICT建設機械施工技術	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

○ICT活用(施工者希望I型)

ICTの活用(施工者希望I型)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
ICT活用工事実施要領に定める施工プロセスの各段階において、全ての段階で全面的にICTを活用する場合に評価する。 [施工プロセスの各段階] ・3次元設計データ作成 ・3次元設計測量・3次元設計データ管理 ・ICT建設機械による施工・3次元出力管理等の施工管理・3次元データの納品 注意)・NETISの評価項目と同技術での重複加算はしない。・施工者希望II型、発注者指定型においては評価しない。 ・指定様式に当該工事においてICTを活用する計画を記載した資料を提出させる。	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

「ICT活用工事実施要領」

北海道開発局インフラ>事業振興部>技術管理課>Construction>[北海道開発局]実施方針・基準・要領等  
農業部門では、情報化施工技術の活用(受注者希望型)の場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき加算する(1点)

○地元企業活用審査型総合評価方式を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

地域	地元企業活用率	評価点									
		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
地域	10%以上	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	5~10%未満	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0
	5%未満	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	

○新技術導入促進(I型)工事を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

新技術活用提案(新技術導入促進(I型)型)	評価点									
	なし	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	なし
提案された新技術(NETIS登録)の活用が有効かつ具体的である場合		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
提案された新技術(NETIS未登録(NETISからの削除技術を含む))の活用が有効かつ具体的である場合		1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	
提案された新技術の活用が有効かつ具体的でない場合		0.0		0.0		0.0		0.0		

・適用工事: 施工能力評価型(I型)※施工計画重視型は除く。  
・施工能力評価型(I型)では、従前の「新技術に関する「関連分野での技術開発(NETISへの登録)および有用な技術の活用(別記様式)」」による提案を求めない。

**減点項目**

- ※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。  
・JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

**JVの場合**

- 企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。
- 企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。
- 企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域貢献度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする
- ※ 港湾部門においては、港湾、空港、漁港の工事を指す。例えば、港湾又は漁港工事で表彰を受けた企業等が空港工事に参加した場合は加算対象となる。
- ※2 港湾及び漁港で作業船を使用する工事に適用する。

**海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度**

※3 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。

※4 海外認定・表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載表彰状の写しを添付すること。

※5 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

**○買上げを実施する企業に対する加点措置**

			標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 買上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03				
買上げを実施する企業に対する加点措置	買上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等支給額一人当たりの平均支給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】					
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等支給額一人当たりの平均支給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】					

・ 中小企業の定義—法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

**○実績確認の結果、買上げ基準に達していない者に対する減点措置**

		上表で計算した買上げ加算点に1点を加えた点を減点する				
買上げ未実施企業	買上げを実施しなかった企業に対する減点措置 (該当企業は、財務省から通知された日から1年間、買上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)					

工事名:

配点表

※青網掛け部に入力してください。

標準項目	港湾部門 施工能力評価型 2.9億円以上 I型①	19.5	技術者	
		23.5	企業	
追加項目	漁港漁場関係事業 優良種負責表彰	1.0	企業	漁港工事追加項目
	施工環境監理者の資格	1.0	技術者	漁港工事追加項目
	登録業経技能者等の配置	1.0	企業	
	情報化施工技術の活用	-	企業	
	ICTの活用(施工者希望I型)	-	企業	
	地元企業活用率	-	企業	
	新技術活用提案(新技術導入促進(I)型)	-	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	20.5		
	企業の配点計	25.5		
中計		46.0		
買上げ加点措置		2.0		
			小計×0.03= 1.38000 $\frac{2.0}{3}$ 切り上げ整数 3%以上の確認 2.0 ÷ 48.0 = 0.04167 >0.03 OK	
			加算点再計算 - ÷ - = -	
計		48.0		

技術者育成型 (若手:緩和)  
(若手:年齢評価)

〇一般土木(道路・河川、農業・港湾)

評価項目	小項目	評価基準	施工能力評価型				
			2.9倍以内未達		難易度Ⅰ又はⅡ(空欄は難易度Ⅰまで)		
			評価	配点	評価	配点	
技術者育成型 技術者の評価	施工上の課題等に対する工夫等	当該工事での施工上の課題等に関して現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	-	-	-	-	
	簡易な施工計画	施工計画の内容が妥当か	-	なし	-	-	
	当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	-	なし	10.0 8.5 ~ 2.5 0.0	施工能力の 確認 10.0	
	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立項※5	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	なし	なし	-	-	
	配置予定技術者の評価	過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※9	83点以上	-	-	-	-
			82点以上83点未満	-	-	-	-
			81点以上82点未満	-	-	-	-
			80点以上81点未満	-	-	-	-
			79点以上80点未満	-	-	-	-
			78点以上79点未満	-	-	-	-
77点以上78点未満			-	-	-	-	
76点以上77点未満			-	-	-	-	
75点以上76点未満			-	-	-	-	
74点以上75点未満			-	-	-	-	
73点以上74点未満	-	-	-	-			
72点以上73点未満	-	-	-	-			
72点未満	-	-	-	-	-		
過去4年間の北海道開発局長級良工事表彰の有無(重複なし)※6	局長表彰(同一事業部門限定)※ 副局長表彰(同一事業部門限定、副局長表彰のみ有効)※	なし	なし	-	-		
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5		
配置予定技術者の配点計			1.0	10.5	-	-	
企業の評価	過去15年間の同種工事の実績※7	より同種性の高い工事実績あり	4.0	4.0	4.0	4.0	
	同種性が認められる工事実績あり	0.0	0.0	0.0	0.0		
	過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均	83点以上	5.0	5.0	5.0	5.0	
		82点以上83点未満	4.6	4.6	4.6	4.6	
		81点以上82点未満	4.2	4.2	4.2	4.2	
		80点以上81点未満	3.8	3.8	3.8	3.8	
		79点以上80点未満	3.4	3.4	3.4	3.4	
		78点以上79点未満	3.0	3.0	3.0	3.0	
		77点以上78点未満	2.6	5.0	2.6	5.0	
		76点以上77点未満	2.2	2.2	2.2	2.2	
75点以上76点未満		1.8	1.8	1.8	1.8		
74点以上75点未満		1.4	1.4	1.4	1.4		
73点以上74点未満	1.0	1.0	1.0	1.0			
72点以上73点未満	0.6	0.6	0.6	0.6			
72点未満	0.0	0.0	0.0	0.0			
国土交通省i-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞 優秀賞	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0 1.0		
北海道開発局i-Con奨励賞	奨励賞	0.5	2.0	0.5	2.0		
過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし)ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、副局長表彰のみ有効)※8	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)※ 副局長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)※	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0 1.0		
作業船保有状況(港湾・漁港工事)	保有比率50%以上又は保険支払率50%以上 保有比率20%以上50%未満又は保険支払率20%以上50%未満 保有比率20%未満又は保険支払率20%未満 上記以外	2.0 1.0 0.5 0.0	[2.0]	2.0 1.0 0.5 0.0	[2.0]		
環境性能の高い作業船の使用の場合(港湾・漁港工事)	作業船の保有状況に提示した作業船に設置されているすべての騒音値の建築設備騒音値の50%未満 出資比率50%以上 出資比率20%以上50%未満 出資比率20%未満 上記以外	2.0 1.0 0.5 0.0	[3.0]	2.0 1.0 0.5 0.0	[3.0]		
新造船の場合(港湾・漁港工事)	H22年7月以降自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに環境性能を達成している 出資比率50%以上 出資比率20%以上50%未満 出資比率20%未満 上記以外	3.0 1.5 0.5 0.0	[3.0]	3.0 1.5 0.5 0.0	[3.0]		
NETIS登録技術の活用 ※新技術導入促進(1)型を適用する場合は評価項目の対象外(別途で評価)	関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)の有無 関連分野での有用な新技術の当該工事への活用 技術開発がない又は、活用しない	0.5 0.5 0.0	1.0	0.5 0.5 0	1.0		
本支店、営業所の所在地(B等級の難易度Ⅱ以下および、BC~D等級の場合は評価対象外)	開発建設部管内本店 道内本店	-	なし	2.0 0.0	2.0 (-)		
過去10年間の副局長建設部管内での同種工事の施工実績	あり なし	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0		
維持工事の施工実績(道路部門のみ)	一般土木工事において、開発建設部管内の年間維持除雪工事(工事区分「維持」)の施工実績が5年以上ある ※4	0.5	[0.5]	0.5	[0.5]		
地域貢献度	過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)	国、地方自治体又は公共施設等の管理団体の要請による災害緊急活動の実績 国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績 災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有 なし	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0	1.0 1.0 0.0	1.0	
	当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	国との防災協定等締結あり 地方公共団体との防災協定等締結あり なし	1.0 0.3 0.0	1.0	1.0 0.3 0.0	1.0	
	ワークライフバランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定(ア)若しくは(イ)認定企業) 2. 次世代法に基づく認定(フラチンくみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	
	企業の配点計			18.0	16.5	18.0	16.5
				17.0	22.0	19.0	24.0

標準項目配点合計		道路・河川	17.0[17.5]	28.5[29.0]	
		農業・港湾	18.0[23.0]	29.5[34.5]	
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止	-1.5	-1.5	-1.5
		文書注意	-1.0	-1.0	-1.0
		口頭注意	-0.5	-0.5	-0.5
	過去6ヶ月間の施工状況等	組織工事等で修繕請求等を受けた(低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	
ヒアリング	管理能力	十分な整理能力が確認できる	×	1.0	
		一定の整理能力が期待できる	×	0.5	
		上記以外	×	0.0	
	施工計画	施工計画の説明が適切である	可		
	施工計画の説明が不十分である	不可	なし	なし	

※管内本店の場合は(一、評価対象外)とする(配点表内の(一)を示す)。  
 ※配置予定技術者の配点と企業の配点が1:1となっていないが比率による調整は行わない  
 ※道路・河川部門は新技術活用の原則義務化対象工事のためNETIS登録技術の活用は評価対象としない。農業・港湾部門のみ評価対象とする。  
 ※作業船の保有状況をもとに出資比率に応じて加点点数とする。ただし、環境性と新造船の重複した評価はしない。

- 北海道開発局における国土交通省・Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について
- ・評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(港湾除く)及び宮城とする。
  - ・評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、宮城・電気・機械については工事区分)とする。  
 なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
  - ・加点点数期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日より1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
  - ・i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事表彰」及び北海道開発局・i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可とする。
  - ・JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事表彰並びに北海道開発局・i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。
- 北海道開発局・i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について
- ・評価対象となる事業部門は、全部門とする。
  - ・評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局・i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、宮城・電気・機械については工事区分)とする。  
 なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
  - ・評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札手続きを開始するものから更新するものとする。
  - ・i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事表彰」及び「国土交通省・Construction大賞又はインフラDX大賞」(国土交通大臣賞及び優秀賞)との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可とする。
  - ・JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事表彰並びに国土交通省・Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。
- ワークライフバランス等推進企業加点点について
- ・女性活躍推進法に基づく認定とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。  
 雇用労働区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定外労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全45時間未満であること。
  - ・次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
  - ・若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

**追加項目**

○技術者育成型(一定年齢以下の加)を併せて試行する場合(配置予定技術者の標準項目に追加)

項目	内容	2.0	2.0	2.0	2.0
※1	若手技術者の参画促進(予定定員)	年齢が40歳以下			
※2	技術者又は特別管理技術者の1名	年齢が41歳以上45歳以下			
※3	本年齢以下の加	年齢が46歳以上			
※4	(公告時点の年齢)				

○漁港工事追加項目(企業と配置予定技術者の標準項目に追加)

項目	内容	1.0	1.0	1.0	1.0
企業	過去2年間の漁港整備関係事業、優良経営者表彰の有無				
技術者	技術士(水産土木)を有している	1.0	1.0	1.0	1.0
施工環境	施工環境監理者の資格	0.5	1.0	0.5	1.0
	水産工学技士を有している	0.0	0.0	0.0	0.0
	上記以外				

注) 企業について  
 ・漁港工事の場合は、表彰項目に取り入れる。  
 注) 配置予定技術者について  
 ・評価対象は、施工環境監理者を配置する工事のみとする。  
 ・施工環境監理者を専任で配置する場合のみ評価する。

○登録基幹技術者評価方法を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

項目	内容	1.0	最大1.0	1.0	最大1.0
企業	登録基幹技術者	1.0		1.0	
	優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称・建設マスター)(表彰された年度から10年間加算対象)※	1.0		1.0	
	技能士(特級、1級、単一等級)	0.5		0.5	
	なし	0.0		0.0	

※ 技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。  
 ※ 過去1優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称・建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間評価対象とする。  
 注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技術者等である場合は当該項目の評価対象としない。  
 注2) 以下の者が評価対象となる。  
 ①登録基幹技術者については登録基幹技術者講習会修了証を有する者 ②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称・建設マスター)にあっては優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間) ③技能士にあっては技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○情報化施工技術(企業の標準項目に原則追加)

項目	内容	1.0	1.0	1.0	1.0
情報化施工技術の活用		1.0	1.0	1.0	1.0

受注者希望型施工技術競争参加資格確認資料の申請時に、以下の(1)から(5)までのいずれかを活用する意思を表明した場合に評価する。ただし、情報化施工技術を活用する旨の技術提案(簡易な施工計画を含む。)があった場合は、その提案について評価対象から外するとする。  
 (1) UAV空中写真測量測量管理技術  
 (2) TLS出力管理技術  
 (3) UAVレーザー出力管理技術  
 (4) 地上移動体搭載型TLS出力管理技術  
 (5) ICT建設機械施工技術

○ICT活用工事(企業の標準項目に原則追加)

項目	内容	2.0	2.0	2.0	2.0
ICTの活用(施工者希望1型)		2.0	2.0	2.0	2.0

ICT活用工事実施要領に定める施工プロセスの各段階において、全ての段階で全面的にICTを活用する場合に評価する。  
 【施工プロセスの各段階】  
 ・3次元起工測量 ・3次元設計データ作成  
 ・ICT建設機械による施工 ・3次元出力管理等の施工管理 ・3次元データの納品  
 注意) NETISの評価項目と重複加算しない。 ・施工者希望1型、受注者指定型においては評価しない。  
 ・指定様式に当該工事においてICTを活用する計画を記載した資料を提出させる。  
 【ICT活用工事実施要領】  
 北海道開発局(トラス)事業振興部>技術管理課>i-Construction>[北海道開発局]実施方針・基準・要領等  
 農業部門では、情報化施工技術の活用(受注者希望型)の場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき加算する(1点)

○地元企業活用審査型総合評価方式を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

項目	内容	2.0	2.0	2.0	2.0
地域	地元企業活用量	10%以上		2.0	
		5~10%未満	1.0	1.0	2.0
		5%未満	0.0	0.0	0.0

○新技術導入促進(1型)を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)  
 ※評価基準、配点は、一般土木(道路・河川、農業・港湾)に掲載している事項を参照  
 ・適用工事・施工能力評価型(1型) ※施工計画書型を除く  
 ・施工能力評価型(1型)では、従前の「新技術に関する関連分野での技術開発(NETISへの登録)および有用な技術の活用(別記様式〇)」による提案を求めない。

**減点項目**

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。  
 ・JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

**JVの場合**

- ・企業の「より用語」については構成員の代表者のみを実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。
- ・企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。
- ・企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精選」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする。



技術者育成型 (若手:緩和+十年評価)

〇一般土木(道路・河川、農業・港湾)			施工能力評価型				
大項目	小項目	評価基準	2.9億円未満				
			難易度Ⅰ又はⅡ(空港は難易度Ⅰまで)	難易度Ⅲ以上(空港は難易度Ⅲ以上)	難易度Ⅳ以上(空港は難易度Ⅳ以上)	難易度Ⅴ以上(空港は難易度Ⅴ以上)	
			評価	配点	評価	配点	
技術者の育成	施工上の課題等に対する工夫等	当該工事での施工上の課題等に関して現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	-	-	20.0 15.0 ~ 5.0 ~ 0.0	簡易的な技術提案 20.0	
	簡易な施工計画	施工計画の内容が妥当か	-	なし	なし		
配置予定技術者の評価	当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	-	なし	なし	施工管理能力の確認 10.0	
	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立項※5	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	なし	なし	なし		
配置予定技術者の評価	過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※5	83点以上					
		82点以上83点未満					
		81点以上82点未満					
		80点以上81点未満					
		79点以上80点未満					
		78点以上79点未満					
		77点以上78点未満					
		76点以上77点未満					
		75点以上76点未満					
		74点以上75点未満					
73点以上74点未満							
72点以上73点未満							
72点未満							
過去4年間の北海道開発局長級長工事表彰の有無(重複なし)※6	局長表彰(同一事業部門限定)※ 副局長表彰(同一事業部門限定、副局長表彰のみ有効)※	なし	なし	なし	なし		
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5	なし	
配置予定技術者の配点計			1.0	10.5	-		
企業の評価	過去15年間の同種工事の実績※7	より同種性の高い工事実績あり	4.0	4.0	4.0	4.0	なし
		同種性が認められる工事実績あり	0.0	0.0	0.0	0.0	
		83点以上	5.0	5.0			
		82点以上83点未満	4.6	4.6			
		81点以上82点未満	4.2	4.2			
		80点以上81点未満	3.8	3.8			
		79点以上80点未満	3.4	3.4			
		78点以上79点未満	3.0	3.0			
		77点以上78点未満	2.6	2.6	5.0	5.0	なし
		76点以上77点未満	2.2	2.2			
		75点以上76点未満	1.8	1.8			
		74点以上75点未満	1.4	1.4			
		73点以上74点未満	1.0	1.0			
		72点以上73点未満	0.6	0.6			
		72点未満	0.0	0.0			
国土交通省i-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞 優秀賞	2.0 1.0	2.0 1.0				
北海道開発局i-Con奨励賞	奨励賞	0.5	0.5	2.0	2.0	なし	
過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし)ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、副局長表彰のみ有効)※8	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)※ 副局長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)※	2.0 1.0	2.0 1.0				
作業船保有状況(港湾・漁港工事)	保有比率50%以上又は保険支払率50%以上 保有比率20%以上50%未満又は保険支払率20%以上50%未満 保有比率20%未満又は保険支払率20%未満 上記以外	2.0 1.0 0.5 0.0	[2.0]	2.0 1.0 0.5 0.0	[2.0]	なし	
環境性能の高い作業船の使用の場合(港湾・漁港工事)	作業船の保有状況に提示した作業船に設置されているすべての原動機等の窒素酸化物排出基準(22年改正)を満足している。 上記以外	2.0 1.0 0.5 0.0	[3.0]	2.0 1.0 0.5 0.0	[3.0]	なし	
新造船の場合(港湾・漁港工事)	H22年7月以降自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに環境性能を達成している 上記以外	3.0 1.5 0.5 0.0	[3.0]	3.0 1.5 0.5 0.0	[3.0]	なし	
NETIS登録技術の活用※新規導入促進(1)型を適用する場合は評価項目の対象外(別途で評価)	関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)の有無 関連分野での有用な新技術の当該工事への活用 技術開発がない又は、活用しない	0.5 0.5 0.0	1.0	0.5 0.5 0	1.0	なし	
本支店、営業所の所在地(B等級の難見度Ⅱ以下および、BC~D等級の場合は評価対象外)	開発建設部管内本店 道内本店	なし	2.0 0.0	2.0 (-)		なし	
過去10年間の副局長級長等工事内での同種工事の施工実績	あり なし	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0	なし	
維持工事の施工実績(道路部門のみ)	一般土木工事において、開発建設部管内の年間維持除雪工事(工事区分「維持」)の施工実績が5年以上ある ※4	0.5	[0.5]	0.5	[0.5]	なし	
地域貢献度	過去3年度以降から公開開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)	国、地方自治体又は公共施設等の管理団体の要請による災害緊急活動の実績 国、地方自治体等をきめた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績 災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有 なし	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0	1.0 1.0 0.0	1.0	なし
	当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	国との防災協定等締結あり 地方公共団体との防災協定等締結あり なし	1.0 0.3 0.0	1.0	1.0 0.3 0.0	1.0	なし
	ワークライフバランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定(ア)若しくは(イ)認定企業) 2. 次世代法に基づく認定(ア)若しくは(イ)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

企業の配点計		道路・河川	16.0[16.5]	18.0[18.5]	0.5
		農業・港湾	17.0[22.0]	19.0[24.0]	0.5
標準項目配点合計		道路・河川	17.0[17.5]	28.5[29.0]	20.5
		農業・港湾	18.0[23.0]	29.5[34.5]	20.5
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止	-1.5	-1.5	-1.5
		文書注意	-1.0	-1.0	-1.0
		口頭注意	-0.5	-0.5	-0.5
		重複無し	-1.5	-1.5	-1.5
	過去6ヶ月間の施工状況等	組織工事等で修繕請求等を受けた(低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)
ヒアリング	管理能力	十分な管理能力が確認できる	×1.0		
		一定の管理能力が期待できる	×0.5		
		上記以外	×0.0		
	施工計画	施工計画の説明が適切である	可		
		施工計画の説明が不十分である	不可		

※管内本店の場合は(一、評価対象外)とする(配点表内の(-)を示す)。  
 ※配置予定技術者の配点と企業の配点が1:1となっていないが比率による調整は行わない  
 ※道路・河川部門は新技術活用の原則義務化対象工事のためNETIS登録技術の活用は評価対象としない。農業・港湾部門のみ評価対象とする。  
 ※作業船の保有状況をもとに出資比率に応じて加算評価する。ただし、環境性能と新造船の重複した評価はしない。

○北海道開発局における国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加算について  
 ・評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び宮城とする。  
 ・評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞者における同一事業部門(但し、宮城・電気・機械については工事区分)とする。  
 なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。  
 ・加算評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。  
 ・i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰及び北海道開発局i-Con奨励賞」との同一事業部門における重複加算は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加算は可能とする。  
 ・JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

○北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加算について  
 ・評価対象となる事業部門は、全部門とする。  
 ・評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞者における同一事業部門(但し、宮城・電気・機械については工事区分)とする。  
 なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。  
 ・評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札手続きを開始するものから更新するものとする。  
 ・i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰及び国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞(国土交通大臣賞及び優秀賞)との同一事業部門における重複加算は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加算は可能とする。  
 ・JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

○ワークライフバランス等推進企業加算について  
 ・女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づき(基準)に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。  
 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。  
 ・次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づき(基準)に適合するものと認定された企業をいう。  
 ・若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づき(基準)に適合するものと認定された企業をいう。

**追加項目**

○技術者育成型(一定年齢以下の加算)を併せて試行する場合(配置予定技術者の標準項目に追加)

標準項目	※1 熟練技術者の養成促進(予定管理(主任)技術者又は特別管理技術者の一定年齢以下の加算) (公告時点の年齢)	年齢が40歳以下 年齢が41歳以上45歳以下 年齢が46歳以上	2.0 1.0 0.0	2.0 2.0 0.0	2.0 2.0 0.0	なし
------	--	---------------------------------------	-------------------	-------------------	-------------------	----

○漁港工事追加項目(企業と配置予定技術者の標準項目に追加)

標準項目	過去2年間の漁港関係事業、優良請負者表彰の有無	農林水産大臣又は水産庁長官表彰あり	1.0	1.0	1.0	1.0	なし	
	施工環境監理者の資格	技術士(水産土木)を有している	1.0		1.0			
		水産工学士を有している	0.5	1.0		0.5	1.0	なし
		上記以外	0.0		0.0			

注) 企業について  
 ・漁港工事の場合は、表彰項目に取り入れる。  
 注) 配置予定技術者について  
 ・評価対象は、施工環境監理者を配置する工事のみとする。  
 ・施工環境監理者を専任で配置する場合のみ評価する。

○登録基幹技術者評価方法を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

標準項目	登録基幹技術者	1.0	1.0	1.0	なし	
	登録基幹技術者等の配置	優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)(表彰された年度から10年間加算対象)※	1.0	最大1.0	最大1.0	
		技能士(特級、1級、単一等級)	0.5		0.5	
		なし	0.0		0.0	
		技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。				

※ 過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。  
 注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技術者等である場合は当該項目の評価対象としない。  
 注2) 以下の者が評価対象となる。  
 ①登録基幹技術者において登録基幹技術者講習会修了証を有する者 ②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)にあっては優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間評価対象期間) ③技能士にあっては技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○情報化施工工(企業の標準項目に原則追加)

標準項目	情報化施工技術の活用	1.0	1.0	1.0	1.0	なし
------	------------	-----	-----	-----	-----	----

受注者希望型工事の競争参加資格確認資料の申請時において、以下の(1)から(5)までのいずれかを活用する意思を表明した場合に評価する。  
 ただし、情報化施工技術を活用する目的の技術提案(簡易な施工計画を含む。)があった場合は、その提案について評価対象から外すものとする。  
 (1)UAV(空中写真測量)による地形管理技術  
 (2)TLS(レーザー)による地形管理技術  
 (3)UAV(ドローン)による地形管理技術  
 (4)地上移動体搭載型GIS(地形管理)技術  
 (5)ICT建設機械施工技術

○ICT活用工事(企業の標準項目に原則追加)

標準項目	ICTの活用(施工者希望I型)	2.0	2.0	2.0	2.0	なし
------	-----------------	-----	-----	-----	-----	----

ICT活用工事実施要領に定める施工プロセスの各段階において、全ての段階で全面的にICTを活用する場合に評価する。  
 【施工プロセスの各段階】  
 ・3次元設計・3次元設計データ作成  
 ・ICT建設機械による施工・3次元データ管理等の施工管理・3次元データの納品  
 注意)・NETISの評価項目と同技術での重複加算はしない。 ・施工者希望II型、発注者指定型においては評価しない。  
 ・指定様式に当該工事においてICTを活用する計画を記載した資料を提出させる。  
 「ICT活用工事実施要領」  
 北海道開発局イントラ>事業振興部>技術管理課>i-Construction>[北海道開発局]実施方針・基準・要領等  
 農業部門では、情報化施工技術の活用(受注者希望型)の場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき加算する(1点)

○地元企業活用審査型総合評価方式を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

標準項目	地元企業活用量	10%以上	2.0	2.0	2.0	なし
		5~10%未満	1.0	1.0	1.0	
		5%未満	0.0	0.0	0.0	

○新技術導入促進(I型)を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

※評価基準、配点は、一般土木(道路・河川、農業・港湾)に掲載している事項を参照  
 ・適用工事:施工能力評価型(I型)※施工計画重視型を除く  
 ・施工能力評価型(I型)では、従前の「新技術に関する」関連分野での技術開発(NETISへの登録)および有用な技術の活用(別記様式〇)」による提案を求めない。

**減点項目**

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。  
 ・JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

**JVの場合**

・企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。  
 ・企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。  
 ・企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする。



技術者育成型(若手:同等評価)

○一般土木(道路)			施工能力評価型	
大項目	小項目	評価基準	2.9億円未満	
			難易度Ⅰ又はⅡ(空港は難易度Ⅰまで) Ⅱ型	
			評価	配点
技術提案の評価	難易な技術案	当該工事での施工上の課題等に関して現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	-	
	簡易な施工計画	当該工事での留意事項	-	
配置予定技術者の評価	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※4	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	7.0	7.0
		同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	3.5	
		該当なし	0.0	
	過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※3	83点以上	なし	
		82点以上83点未満		
		81点以上82点未満		
		80点以上81点未満		
		79点以上80点未満		
		78点以上79点未満		
		77点以上78点未満		
過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※5	局長表彰(同一事業部門限定)※	なし		
	副路開建部長表彰(同一事業部門限定、副路開建部長表彰のみ有効)※			
	指定団体への取組		1.0	
	指定団体の一定数以上の認定有り		1.0	
	配置予定技術者の配点計		8.0	
企業	過去15年間の同種工事の実績※6	より同種性の高い工事実績あり	4.0	4.0
		同種性が認められる工事実績あり	0.0	
		83点以上	5.0	
	過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均	82点以上83点未満	4.6	5.0
		81点以上82点未満	4.2	
		80点以上81点未満	3.8	
		79点以上80点未満	3.4	
		78点以上79点未満	3.0	
		77点以上78点未満	2.6	
		76点以上77点未満	2.2	
	国土交通省i-Con大賞又はインフラDX大賞 北海道開発局i-Con奨励賞	大臣賞	2.0	2.0
		優秀賞	1.0	
		奨励賞	0.5	
		局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)※	2.0	
		副路開建部長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)※	1.0	
過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし。ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、副路開建部長表彰のみ有効)※2	工事成績優秀企業	0.5	0.5	
	本支店、営業所の所在地(6等線の難易度Ⅱ以下および、BC～D等級の場合は評価対象外)	開発建設部管内本店 道内本店	なし	
	過去10年間の副路開発建設部管内での同種工事の施工実績	あり	2.0	2.0
なし		0.0		
地域貢献度	維持工事の施工実績	一般土木工事において、開発建設部管内の年間維持除雪工事(工事区分「維持」)の施工実績が5年以上ある ※3	0.5	0.5
	過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)	国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績	1.0	1.0
		国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績	1.0	
		災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有	1.0	
	当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	なし	0.0	1.0
国との防災協定等締結あり		1.0		
ワーク・ライフ・バランス	地方公共団体との防災協定等締結あり	0.3	1.0	
	なし	0.0		
ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナ企業)又はほし・えるほし認定企業 2. 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	0.5	0.5	

企業の配点計		道路	16.5	
標準項目配点合計		道路	24.5	
減点項目	直近の措置による減点 ※1 過去6ヶ月間の施工状況等	指名停止	-1.5	
		文書注意	-1.0	
		口頭注意	-0.5	
		組積工事等で修補請求等を受けた (低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	
ヒアリング	十分な管理能力が確認できる	×1.0	実施しない	
		一定の管理能力が期待できる		×0.5
		上記以外		×0.0
	施工計画	施工計画の説明が適切である		可
		施工計画の説明が不十分である		不可

※管内本店の場合は(-:評価対象外)とする(配点表内の(-)を示す)。  
 ※配置予定技術者の配点と企業の配点が1:1となっていないが比率による調整は行わない  
 ※NETIS登録技術者の活用は、新技術活用の原則義務化により評価対象としない。

- 北海道開発局における国土交通省i-Constroction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について
- 評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び管轄とする。
  - 評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、管轄・電気・機械については工事区分)とする。
  - なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
  - 加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
  - i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可とする。
  - JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。
- 北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について
- 評価対象となる事業部門は、全部門とする。
  - 評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、管轄・電気・機械については工事区分)とする。
  - なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
  - 評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札手続きを開始するものから更新するものとする。
  - i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事表彰」及び「国土交通省i-Constroction大賞又はインフラDX大賞」(国土交通大臣賞及び優秀賞)との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
  - JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事表彰並びに国土交通省i-Constroction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業加点について
- 女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。
  - 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
  - 次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
  - 若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

#### 追加項目

○登録基幹技術者評価方法を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技術者等の配置	登録基幹技術者	1.0	最大 1.0
		優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)(表彰された年度から10年間加点対象)※	1.0	
		技能士(特級、1級、単一等級)	0.5	
		なし	0.0	

\* 技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。  
 ※ 過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。  
 注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技術者等である場合は当該項目の評価対象としない。  
 注2) 以下の者が評価対象となる。  
 ①登録基幹技術者には登録基幹技術者講習会修了証を有する者 ②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)には優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)

#### JVの場合

- 企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。
- 企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。
- 企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域貢献度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする。
- ※1 一般土木工事については、同一事業部門(道路のみ対象)の年間維持補修工事の工事区分「維持」の工事成績も評価できることとする。
- ※3 5年以上とは、連続期間のことである。なお、高規格道路等の新設工事には適用しない。

#### 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度

- ※4 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。
- ※5 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。
- ※6 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

#### ○買上げを実施する企業に対する加点措置

買上げを実施する企業に対する加点措置	買上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】	標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 買上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】	

・ 中小企業の定義一法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される。資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

#### ○実績確認の結果、買上げ基準に達していない者に対する減点措置

買上げ未実施企業	買上げを実施しなかった企業に対する減点措置 (該当企業は、財務省から通知された日から1年間、買上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)	上表で計算した買上げ加算点に1点を加えた点を減点する
----------	--	----------------------------

工事名:

配点表 ※青網掛け部に入力してください。

標準項目	道路部門 施工能力評価型 2.9億円未満 II型	8.0	技術者	
		16.0	企業	
追加項目	登録基幹技能者等の配置	1.0	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	8.0		
	企業の配点計	17.0		
中計		25.0		
賃上げ加点措置		1.0	小計×0.03= 0.75000 ≙ 1.0 切り上げ整数	
			3%以上の確認 1.0 ÷ 26.0 = 0.03846 >0.03 OK	
			加算点再計算 - ÷ - = -	
計		26.0		

釧路開建新総合評価配点表(2種化対応)-施工能力評価型

○ 鋼橋上部

局統一(必須)項目  
 部局標準設定項目

大項目	評価項目	小項目	評価基準	施工能力評価型												
				2.9億円未満				2.9億円以上								
				難易度Ⅰ又はⅡ型	難易度Ⅲ以上書面で監理能力を確認する(要①)	難易度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ書面で監理能力を確認する(要①)	難易度Ⅲ以上かつヒアリングで監理能力を確認する必要がある場合(要②)	評価	配点	評価	配点	評価	配点			
配置予定技術者の評価	簡易な施工計画	施工計画	施工計画の内容が妥当か	なし	なし	なし	可 不可	不可の場合失格								
		当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	なし	なし	なし	なし	なし	なし							
	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※2	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	7.0	3.0	3.0	7.0	3.0	7.0	3.0							
			3.5	7.0	1.5	3.0	1.5	3.0	3.5	7.0						
			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
		より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	83点以上	8.0	3.0	3.0	8.0	3.0	8.0	3.0						
			82点以上83点未満	7.3	2.8	2.8	7.3	2.8	7.3	2.8						
			81点以上82点未満	6.6	2.6	2.6	6.6	2.6	6.6	2.6						
			80点以上81点未満	5.9	2.4	2.4	5.9	2.4	5.9	2.4						
			79点以上80点未満	5.2	2.2	2.2	5.2	2.2	5.2	2.2						
			78点以上79点未満	4.5	2.0	2.0	4.5	2.0	4.5	2.0						
			77点以上78点未満	3.8	1.8	1.8	3.8	1.8	3.8	1.8						
			76点以上77点未満	3.1	1.6	1.6	3.1	1.6	3.1	1.6						
			75点以上76点未満	2.4	1.4	1.4	2.4	1.4	2.4	1.4						
			74点以上75点未満	1.7	1.2	1.2	1.7	1.2	1.7	1.2						
73点以上74点未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0									
72点以上73点未満	0.3	0.8	0.8	0.3	0.8	0.3	0.8									
72点未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0									
過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※3	局長表彰(同一事業部門限定)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0								
創路開建部長表彰(同一事業部門限定、創路開建部長表彰のみ有効)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5								
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0							
配置予定技術者の配点計				19.0	19.5	19.5	19.0									
企業	過去15年間の同種工事の実績※4	より同種性が高い工事実績あり	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0							
		同種性が認められる工事実績あり	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
	過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均	83点以上	5.0	5.0	5.0	6.0	6.0	6.0	6.0							
		82点以上83点未満	4.6	4.6	4.6	5.5	5.5	5.5	5.5							
		81点以上82点未満	4.2	4.2	4.2	5.0	5.0	5.0	5.0							
		80点以上81点未満	3.8	3.8	3.8	4.5	4.5	4.5	4.5							
		79点以上80点未満	3.4	3.4	3.4	4.0	4.0	4.0	4.0							
		78点以上79点未満	3.0	3.0	3.0	3.5	3.5	3.5	3.5							
		77点以上78点未満	2.6	2.6	2.6	3.0	3.0	3.0	3.0							
		76点以上77点未満	2.2	2.2	2.2	2.5	2.5	2.5	2.5							
		75点以上76点未満	1.8	1.8	1.8	2.0	2.0	2.0	2.0							
		74点以上75点未満	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5							
	73点以上74点未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0								
	72点以上73点未満	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5								
	72点未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
国土交通省-i-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0								
	優秀賞	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0								
	奨励賞	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5								
北海道開発局-i-Con奨励賞	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0								
	創路開建部長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0								
過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし、ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、創路開建部長表彰のみ有効)	工事成績優秀企業	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5								
NETIS登録技術の活用(港湾、農業部門)※新技術導入促進(Ⅰ)型を適用する場合は評価項目の対象外(別途で評価)	関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)の有無	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5								
	関連分野での有用な新技術の当該工事への活用	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0							
技術開発がない又は、活用しない	道内本店	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0								
	道内に工場が所在(工場とは、過去15年間に北海道開発局発注の鋼橋上部工事を元請けとして受注(JV)においては、出資比率20%以上のものとし、製作した実績を有する工場をいう。)	1.0	2.0	1.0	2.0	0.5	1.0	0.5	1.0							
	道内に支店・営業所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
過去10年間の創路開建設部管内での同種工事の施工実績	あり	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0								
	なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)	国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0								
	国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0								
	災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0								
	なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
	国との防災協定等締結あり	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0								
当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	地方公共団体との防災協定等締結あり	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0							
	なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								

貢献度	ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定 (プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) 2. 次世代法に基づく認定 (プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	企業の配点計 道路・河川部門として集計(NETIS活用含まず。港湾・農業部門の場合は計上すること。)		18.0		18.0		18.0		18.0
標準項目配点合計			37.0		37.5		37.5		37.0
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止 文書注意 口頭注意	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し	-1.5 -1.0 -0.5
	過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求等を受けた (低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)
	ヒアリング	十分な監理能力が確認できる 監理能力 一定の監理能力が期待できる 上記以外 施工計画 施工計画の説明が適切である 施工計画の説明が不十分である	×1.0 ×0.5 ×0.0 可 不可	実施しない なし	実施しない なし	実施しない なし	×1.0 ×0.5 ×0.0 可 不可	過去15年間の 技術者実績に 乗じる 不可の場合失 格	

※道路・河川部門は新技術活用の原則義務化対象工事のためNETIS登録技術の活用は評価対象としない。農業・港湾部門のみ評価対象とする。

※施工計画重視型を試行の場合は、一般土木(道路・河川)の施工計画重視型の評価配点表を準用のこと。[地域精進度の配点は本表を適用のこと]

※北海道開発局における国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- 評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び営繕とする。
- 評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。

なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。

・ 加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。

・ i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。

・ JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下を切り捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下を切り捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- 評価対象となる事業部門は、全部門とする。
- 評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。

なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。

・ 評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。

・ i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞(国土交通大賞及び優秀賞)」との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。

・ JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下を切り捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下を切り捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業加点について

・ 女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。

・ 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。

・ 次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

・ 若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

#### 追加項目

○登録基幹技術者評価方法を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技術者	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
	登録基幹技術者等の配置	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0
	優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)(表彰された年度から10年間加点対象)※	0.5		0.5		0.5		0.5	
	技能士(特級、1級、単一等級)	0.0		0.0		0.0		0.0	

\* 技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。

注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技術者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2) 以下の者が評価対象となる。

- 登録基幹技術者については登録基幹技術者講習会修了証を有する者
- 優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)にあっては優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)
- 技能士にあっては技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○地元企業活用審査型総合評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

地域	地元企業活用量	10%以上	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	地元企業活用量	5~10%未満	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0
	地元企業活用量	5%未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

#### 減点項目

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

・ JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

#### JVの場合

・ 企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。

・ 企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。

・ 企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精進度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする

#### 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度

※2 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。

※3 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。

※4 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

○賃上げを実施する企業に対する加点措置

			標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 賃上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03			
賃上げを実施する企業に対する加点措置	賃上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】				
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】				

・ 中小企業の定義—法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

○実績確認の結果、賃上げ基準に達していない者に対する減点措置

			上表で計算した賃上げ加算点に1点を加えた点を減点する			
賃上げ未実施企業	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置 (該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)					

工事名:

配点表

※青網掛け部に入力してください。

標準項目	道路部門 施工能力評価型 2.9億円以上 I型①	19.5	技術者	
		17.5	企業	
追加項目	登録基幹技能者等の配置 地元企業活用率	1.0	企業	
		-	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	19.5		
	企業の配点計	18.5		
中計		38.0		
賃上げ加点措置		2.0	小計×0.03= 1.14000 $\stackrel{=}{\approx}$ 2.0 切り上げ整数	
			3%以上の確認 2.0 ÷ 40.0 = 0.05000 >0.03 OK	
			加算点再計算 - ÷ - = - -	
計		40.0		

釧路開建新総合評価配点表(2極化対応)－施工能力評価型

○ PSコンクリート

局統一(必須)項目  
 局標準設定項目

大項目	評価項目	小項目	評価基準	施工能力評価型								
				2.9億円未満				2.9億円以上				
				難易度Ⅰ又はⅡ型	難易度Ⅲ以上書面で監理能力を確認する(Ⅰ型)	難易度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ書面で監理能力を確認する(Ⅰ型)	難易度Ⅲ以上かつヒアリングで監理能力を確認する必要がある場合(Ⅰ型)	評価	配点	評価	配点	評価
配置予定技術者の評価	簡易な施工計画	施工計画	施工計画の内容が妥当か	なし	なし	なし	可 不可	不可の場合失格				
		当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	なし	10.0 8.5～2.5 0.0	10.0 施工監理能力の確認 10.0	10.0 8.5～2.5 0.0	10.0 施工監理能力の確認 10.0	なし			
	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※2	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特別監理技術者又は現場代理人として従事	7.0	3.0	3.0	7.0	3.0	7.0				
		より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特別監理技術者又は現場代理人として従事	3.5	7.0	1.5	3.0	1.5	3.0	3.5	7.0		
		同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
	配置予定技術者の評価	過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、特別監理技術者又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※3	83点以上	8.0	3.0	3.0	8.0					
			82点以上83点未満	7.3	2.8	2.8	7.3					
			81点以上82点未満	6.6	2.6	2.6	6.6					
			80点以上81点未満	5.9	2.4	2.4	5.9					
			79点以上80点未満	5.2	2.2	2.2	5.2					
			78点以上79点未満	4.5	2.0	2.0	4.5					
			77点以上78点未満	3.8	1.8	1.8	3.8	8.0				
			76点以上77点未満	3.1	1.6	1.6	3.1					
			75点以上76点未満	2.4	1.4	1.4	2.4					
			74点以上75点未満	1.7	1.2	1.2	1.7					
73点以上74点未満			1.0	1.0	1.0	1.0						
72点以上73点未満	0.3	0.8	0.8	0.3								
72点未満	0.0	0.0	0.0	0.0								
過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※3	局長表彰(同一事業部門限定)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0					
	釧路開建部長表彰(同一事業部門限定、釧路開建部長表彰のみ有効)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5					
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0				
配置予定技術者の配点計				19.0	19.5	19.5	19.0					
企業	過去15年間の同種工事の実績※4	より同種性が高い工事実績あり	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0			
		同種性が認められる工事実績あり	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
	過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均	83点以上	5.0	5.0	5.0	6.0	6.0	6.0				
		82点以上83点未満	4.6	4.6	4.6	5.5	5.5	5.5				
		81点以上82点未満	4.2	4.2	4.2	5.0	5.0	5.0				
		80点以上81点未満	3.8	3.8	3.8	4.5	4.5	4.5				
		79点以上80点未満	3.4	3.4	3.4	4.0	4.0	4.0				
		78点以上79点未満	3.0	3.0	3.0	3.5	3.5	3.5				
		77点以上78点未満	2.6	2.6	2.6	3.0	6.0	3.0	6.0			
		76点以上77点未満	2.2	2.2	2.2	2.5	2.5	2.5				
		75点以上76点未満	1.8	1.8	1.8	2.0	2.0	2.0				
		74点以上75点未満	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5				
		73点以上74点未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
	72点以上73点未満	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5					
	72点未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
国土交通省i-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0					
	優秀賞	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0					
	奨励賞	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5					
北海道開発局i-Con奨励賞	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0					
	釧路開建部長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0					
過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし。ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、釧路開建部長表彰のみ有効)	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0					
	工事成績優秀企業	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
NETIS登録技術の活用(港湾、農業部門)※新技術導入促進(Ⅰ)型を適用する場合は評価項目の対象外(別途で評価)	関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)の有無	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5					
	関連分野での有用な新技術の当該工事への活用	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0					
技術開発がない又は、活用しない	技術開発がない又は、活用しない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
	開発建設部管内	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)					
本支店、営業所の所在地	本支店、営業所の所在地	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)					
	その他	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)					
過去10年間の釧路開建建設部管内での同種工事の施工実績	あり	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0					
	なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)	国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0					
	国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0					
	災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0					
	なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
	国との防災協定等締結あり	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0					
当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	地方公共団体との防災協定等締結あり	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0					
	なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止 文書注意 口頭注意	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -0.5	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -0.5	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -0.5	-1.5 -1.0 -0.5
	過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求等を受けた(低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)
ヒアリング	監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0						×1.0
		一定の監理能力が期待できる	×0.5	実施しない	実施しない	実施しない	実施しない	×0.5	過去15年間の 技術者実績に 乗じる
		上記以外	×0.0					×0.0	
	施工計画	施工計画の説明が適切である	可	なし	なし	なし	なし	可	
		施工計画の説明が不十分である	不可					不可	不可の場合失格

※道路・河川部門は新技術活用の原則義務化対象工事のためNETIS登録技術の活用は評価対象としない。農業・港湾部門のみ評価対象とする。

※当面、地域精通度の本支店・営業所在地は評価対象外とする。(配点表内の(-)を示す)

※施工計画重視型を試行する場合は、一般土木(道路・河川)の施工計画重視型の評価配点表を準用のこと。(地域精通度の配点は本表を適用のこと)

※北海道開発局における国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び営繕とする。
- ・評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
- ・i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・評価対象となる事業部門は、全部門とする。
- ・評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。
- ・i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞(国土交通大臣賞及び優秀賞)」との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業加点について

- ・女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。  
雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
- ・次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ・若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

#### 追加項目

○登録基幹技能者評価方法を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技能者等の配置	登録基幹技能者	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)(表彰された年度から10年間加点対象)※	1.0	最大1.0	1.0	最大1.0	1.0	最大1.0	1.0
		技能士(特級、1級、準一等級)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

\*技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。

注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技能者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2) 以下の者が評価対象となる。

- ①登録基幹技能者にあつては登録基幹技能者講習会修了証を有する者 ②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)にあつては優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間) ③技能士にあつては技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○地元企業活用審査型総合評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

地域	地元企業活用率	10%以上	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		5~10%未満	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0
		5%未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

#### 減点項目

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

・JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

#### JVの場合

- ・企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。
- ・企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。
- ・企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精通度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする

#### 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度

- ※2 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。
- ※3 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。
- ※4 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

○賃上げを実施する企業に対する加点措置

			標準項目(追加項目を含む)配点計の5%以上の整数を加点する 賃上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.05			
賃上げを実施する企業に対する加点措置	賃上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】				
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】				

・ 中小企業の定義—法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

○実績確認の結果、賃上げ基準に達していない者に対する減点措置

			上表で計算した賃上げ加算点に1点を加えた点を減点する			
賃上げ未実施企業	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置 (該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)					

工事名:

配点表

※青網掛け部に入力してください。

標準項目	道路部門 施工能力評価型 2.9億円以上 I型①	19.5	技術者	
		16.5	企業	
追加項目	登録基幹技能者等の配置	1.0	企業	
	地元企業活用率	-	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	19.5		
	企業の配点計	17.5		
中計		37.0		
賃上げ加点措置		2.0	小計×0.05= 1.85000	≒ 2.0 切り上げ整数
			3%以上の確認	2.0 ÷ 39.0 = 0.05128 >0.03 OK
			加算点再計算	- ÷ - = - -
計		39.0		

釧路開建新総合評価配点表(2種化対応)―施工能力評価型

○ 塗装

局統一(必須)項目  
局標準設定項目

大項目	評価項目	小項目	評価基準	施工能力評価型										
				2.9億円未満				2.9億円以上						
				難易度Ⅰ又はⅡ Ⅱ型		難易度Ⅲ以上 書面で監理能力を 確認する Ⅰ型①		難易度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 書面で監理能力を 確認する Ⅰ型①		難易度Ⅲ以上かつ アライングで監理能力を 確認する必要がある 場合 Ⅰ型②				
				評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点			
配置 予定 技術者 の 評価	簡易な 施工 計画	施工計画	施工計画の内容が妥当か	なし	なし	なし	可 不可	不可 不可	不可 不可	不可 不可	不可 不可	不可 不可	不可 不可	不可 不可
		当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	なし	なし	10.0 8.5 ~ 2.5 0.0	施工監理能力 の確認 10.0	10.0 8.5 ~ 2.5 0.0	施工監理能力 の確認 10.0	なし	なし	なし	なし	なし
	配置 予定 技術者 の 評価	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※2	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	7.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	7.0	3.5	7.0	
			より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	より同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	3.5	7.0	1.5	3.0	1.5	3.0	3.5	7.0		
			より同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	より同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※3	83点以上	8.0	3.0	3.0	3.0	8.0						
			82点以上83点未満	7.3	2.8	2.8	2.8	7.3						
			81点以上82点未満	6.6	2.6	2.6	2.6	6.6						
			80点以上81点未満	5.9	2.4	2.4	2.4	5.9						
			79点以上80点未満	5.2	2.2	2.2	2.2	5.2						
			78点以上79点未満	4.5	2.0	2.0	2.0	4.5						
			77点以上78点未満	3.8	1.8	1.8	1.8	3.8						
			76点以上77点未満	3.1	1.6	1.6	1.6	3.1						
			75点以上76点未満	2.4	1.4	1.4	1.4	2.4						
			74点以上75点未満	1.7	1.2	1.2	1.2	1.7						
過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※3	局長表彰(同一事業部門限定)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0								
	釧路開建部長表彰(同一事業部門限定、釧路開建部長表彰のみ有効)	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0							
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0					
配置予定技術者の配点計				19.0	19.5	19.5	19.0							
企業 の 評価	過去15年間の同種工事の実績※4	より同種性が高い工事実績あり	より同種性が認められる工事実績あり	4.0	4.0	5.0	5.0							
		より同種性が認められる工事実績あり	より同種性が認められる工事実績あり	0.0	4.0	0.0	5.0							
	過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均	83点以上	5.0	5.0	6.0	6.0								
		82点以上83点未満	4.6	4.6	5.5	5.5								
		81点以上82点未満	4.2	4.2	5.0	5.0								
		80点以上81点未満	3.8	3.8	4.5	4.5								
		79点以上80点未満	3.4	3.4	4.0	4.0								
		78点以上79点未満	3.0	3.0	3.5	3.5								
		77点以上78点未満	2.6	2.6	3.0	3.0								
		76点以上77点未満	2.2	2.2	2.5	2.5								
		75点以上76点未満	1.8	1.8	2.0	2.0								
		74点以上75点未満	1.4	1.4	1.5	1.5								
	国土交通省I-Con大賞 又はインフラDX大賞	大臣賞	2.0	2.0	2.0	2.0								
		優秀賞	1.0	1.0	1.0	1.0								
		奨励賞	0.5	0.5	0.5	0.5								
北海道開発局I-Con奨励賞	奨励賞	0.5	0.5	0.5	0.5									
	過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし。ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、釧路開建部長表彰のみ有効)	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)	2.0	2.0	2.0	2.0								
NETIS登録技術の活用 (港湾・農業部門) ※新技術導入促進(Ⅰ)型を適用する場合は評価項目の対象が(別途で評価)	関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)の有無	0.5	0.5	0.5	0.5									
	関連分野での有用な新技術の当該工事への活用	0.5	1.0	0.5	1.0									
	技術開発がない又は、活用しない	0.0	0	0.0	0.0									
本店、営業所の所在地	釧路開発建設部管内本店	2.0	2.0	2.0	2.0									
	その他	0.0	(-)	0.0	(-)									
過去10年間の釧路開発建設部管内での同種工事の施工実績	あり	2.0	2.0	2.0	2.0									
	なし	0.0	0.0	0.0	0.0									
地域 の 評価	国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績	1.0	1.0	1.0	1.0									
	国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績	1.0	1.0	1.0	1.0									
	災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有	1.0	1.0	1.0	1.0									
	なし	0.0	0.0	0.0	0.0									
	当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	1.0	1.0	1.0	1.0									
地方公共団体との防災協定等締結あり	地方公共団体との防災協定等締結あり	0.3	1.0	0.3	1.0									
	なし	0.0	0.0	0.0	0.0									

貢献度	ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定 (プラチナ認定/グリーン認定/認定企業) 2. 次世代法に基づく認定 (プラチナ/くるみん/くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	企業の配点計 道路・河川部門として集計(NETIS活用含まず。港湾・農業部門の場合は計上すること。)		18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5
標準項目配点合計			37.5	38.0	38.0	37.5			
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止 文書注意 口頭注意	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -1.0	-1.5 重複無し -1.0	-1.5 重複無し -1.0	-1.5 重複無し -1.0	-1.5 重複無し -1.0	-1.5 重複無し -1.0
	過去6ヶ月間の施工状況等	組積工事で修繕請求等を受けた (低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	
	ヒアリング	監理能力 施工計画	十分な監理能力が確認できる ×1.0 一定の監理能力が期待できる ×0.5 上記以外 ×0.0 施工計画の説明が適切である 可 施工計画の説明が不十分である 不可	実施しない なし	実施しない なし	実施しない なし	×1.0 ×0.5 ×0.0 可 不可	過去15年間の 技術者実績に 乗じる 不可の場合失 格	

※ 入札参加要件を管内本店とした場合は、地域精進度の本支店・営業所の所在地は評価対象外とする。〔配点表内の(-)を示す。〕

※北海道開発局における国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・ 評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び営繕とする。
- ・ 評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・ 加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
- ・ i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・ JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・ 評価対象となる事業部門は、全部門とする。
- ・ 評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・ 評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。
- ・ i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞(国土交通大賞及び優秀賞)」との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・ JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業加点について

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。  
雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
- ・ 次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ・ 若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

**追加項目**

○登録基幹技能者評価方法を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技能者	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	登録基幹技能者等の配置	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0
	優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター) (表彰された年度から10年間加点対象)※	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	技能士(特級、1級、単一等級) なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

\* 技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。

注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技能者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2) 以下の者が評価対象となる。

- ①登録基幹技能者には登録基幹技能者講習会修了証を有する者
- ②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)には優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)
- ③技能士には技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○新技術導入促進(I型)工事を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

新技術活用提案[新技術導入促進(I型)工事]	提案された新技術(NETIS登録)の活用が有効かつ具体的である場合	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	提案された新技術(NETIS未登録(NETISからの削除技術を含む))の活用が有効かつ具体的である場合	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0
	提案された新技術の活用が有効かつ具体的でない場合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

・適用工事: 施工能力評価型(I型) ※施工計画重視型は除く。

・施工能力評価型(I型)では、従前の「新技術に関する「関連分野での技術開発(NETISへの登録)および有用な技術の活用(別記様式O)」による提案を求めない。

**減点項目**

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

・JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

**JVの場合**

- ・ 企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。
- ・ 企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。
- ・ 企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精進度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする

**海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度**

- ※2 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。
- ※3 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。
- ※4 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

**○買上げを実施する企業に対する加点措置**

買上げを実施する企業に対する加点措置	買上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】	標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 買上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03				
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】					

・ 中小企業の定義→法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

**○実績確認の結果、買上げ基準に達していない者に対する減点措置**

		上表で計算した買上げ加算点に1点を加えた点を減点する					
買上げ未実施企業	買上げを実施しなかった企業に対する減点措置 (該当企業は、財務省から通知された日から1年間、買上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)						

工事名:

配点表

※青網掛け部に入力してください。

標準項目	道路部門 施工能力評価型 2.9億円以上 I型①	19.5	技術者						
		17.5	企業						
追加項目	登録基幹技能者等の配置 新技術活用提案[新技術導入促進(I型)]	1.0	企業						
		-	企業						
小計	配置予定技術者の配点計	19.5							
	企業の配点計	18.5							
中計		38.0							
買上げ加点措置		2.0	小計×0.03=	1.14000	≒	2.0	切り上げ整数		
			3%以上の確認	2.0	÷	40.0	=	0.05000	>0.03 OK
			加算点再計算	-					
			3%以上の確認	-	÷	-	=	-	-
計		40.0							

釧路開建新総合評価配点表(2種化対応)－施工能力評価型

局統一(必須)項目  
部局標準設定項目

○ しゅんせつ

評価項目		評価基準	施工能力評価型							
			2.9億円未満				2.9億円以上			
			難易度Ⅰ又はⅡ型		難易度Ⅲ以上書面で監理能力を確認するⅠ型①		難易度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ書面で監理能力を確認するⅠ型①		難易度Ⅲ以上かつヒアリングで監理能力を確認する必要がある場合Ⅰ型②	
大項目	小項目	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	
簡易な施工計画	施工計画	施工計画の内容が妥当か	なし		なし		なし		可	不可の場合失格
	当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	なし		10.0 8.5 ~ 2.5 0.0	10.0 施工監理能力の確認 10.0	10.0 8.5 ~ 2.5 0.0	10.0 施工監理能力の確認 10.0		なし
配置予定技術者の評価	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※2	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	7.0		3.0		3.0		7.0	
		より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	3.5	7.0	1.5	3.0	1.5	3.0	3.5	7.0
		同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	0.0		0.0		0.0		0.0	
	過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※3	83点以上	8.0		3.0		3.0		8.0	
		82点以上83点未満	7.3		2.8		2.8		7.3	
		81点以上82点未満	6.6		2.6		2.6		6.6	
		80点以上81点未満	5.9		2.4		2.4		5.9	
		79点以上80点未満	5.2		2.2		2.2		5.2	
		78点以上79点未満	4.5		2.0		2.0		4.5	
		77点以上78点未満	3.8	8.0	1.8	3.0	1.8	3.0	3.8	8.0
76点以上77点未満		3.1		1.6		1.6		3.1		
75点以上76点未満		2.4		1.4		1.4		2.4		
74点以上75点未満		1.7		1.2		1.2		1.7		
73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0			
72点以上73点未満	0.3		0.8		0.8		0.3			
72点未満	0.0		0.0		0.0		0.0			
過去4年間の北海道開発局長等優良工事表彰の有無(重複なし)※3	局長表彰(同一事業部門限定)※ 釧路開建部長表彰(同一事業部門限定、釧路開建部長表彰のみ有効)※	3.0 1.5	3.0	3.0 1.5	3.0	3.0 1.5	3.0	3.0 1.5	3.0	
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	
		配置予定技術者の配点計		19.0	19.5	19.5	19.0			
企業標準項目	過去15年間の同種工事の実績※4	より同種性が高い工事実績あり	4.0	4.0	4.0	4.0	5.0	4.0	4.0	
		同種性が認められる工事実績あり	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	5.0	0.0	5.0
	過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均	83点以上	5.0		5.0		6.0		6.0	
		82点以上83点未満	4.6		4.6		5.5		5.5	
		81点以上82点未満	4.2		4.2		5.0		5.0	
		80点以上81点未満	3.8		3.8		4.5		4.5	
		79点以上80点未満	3.4		3.4		4.0		4.0	
		78点以上79点未満	3.0		3.0		3.5		3.5	
		77点以上78点未満	2.6	5.0	2.6	5.0	3.0	6.0	3.0	6.0
		76点以上77点未満	2.2		2.2		2.5		2.5	
		75点以上76点未満	1.8		1.8		2.0		2.0	
		74点以上75点未満	1.4		1.4		1.5		1.5	
	73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0		
	72点以上73点未満	0.6		0.6		0.5		0.5		
	72点未満	0.0		0.0		0.0		0.0		
国土交通省i-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞 優秀賞	2.0 1.0		2.0 1.0		2.0 1.0		2.0 1.0		
北海道開発局i-Con奨励賞	奨励賞	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	
過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし。ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、釧路開建部長表彰のみ有効)	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)※ 釧路開建部長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)※ 工事成績優秀企業	2.0 1.0 0.5		2.0 1.0 0.5		2.0 1.0 0.5		2.0 1.0 0.5		
NETIS登録技術の活用 ※新技術導入促進(Ⅰ型)を適用する場合は評価項目の対象外(別途で評価)	関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)の有無 関連分野での有用な新技術の当該工事への活用 技術開発がない又は、活用しない	0.5 0.5 0.0	1.0	0.5 0.5 0	1.0	0.5 0.5 0.0	1.0	0.5 0.5 0.0	1.0	
地域精通	本支店、営業所の所在地	釧路開発建設部管内本店 その他	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	
	過去10年間の釧路開発建設部管内での同種工事の施工実績	あり なし	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	
地域言	過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)	国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績	1.0		1.0		1.0		1.0	
		国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有	1.0		1.0		1.0		1.0	
	当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	国との防災協定等締結あり 地方公共団体との防災協定等締結あり なし	1.0 0.3 0.0	1.0	1.0 0.3 0.0	1.0	1.0 0.3 0.0	1.0	1.0 0.3 0.0	

貢献度	ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナスターほしえるほし認定企業) 2. 次世代法に基づく認定(フランチくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	企業の配点計		19.0	19.0	19.0	19.0			
標準項目配点合計			38.0	38.5	38.5	38.0			
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止 文書注意 口頭注意	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -1.0	-1.5 重複無し -1.0	-1.5 重複無し -0.5	-1.5 重複無し -1.0	-1.5 重複無し -0.5	
	過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修繕請求等を受けた(概入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)			
ヒアリング	監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0	実施しない	実施しない	実施しない	×1.0		
		一定の監理能力が期待できる	×0.5						
ヒアリング	施工計画	上記以外	×0.0	なし	なし	なし	×0.0		
		施工計画の説明が適切である	可						
ヒアリング	施工計画	施工計画の説明が不十分である	不可	なし	なし	なし	不可		
		施工計画の説明が不十分である	不可						

※北海道開発局における国土交通省-i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- 評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び営繕とする。
- 評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。
- なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- 加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
- i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- 評価対象となる事業部門は、全部門とする。
- 評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。
- なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- 評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。
- i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省-i-Construction大賞又はインフラDX大賞(国土交通大臣賞及び優秀賞)との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省-i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業加点について

- 女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。
- 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
- 次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- 若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

**追加項目**

○漁港工事追加項目(企業と配置予定技術者の標準項目に追加)

企業	過去2年間の漁港漁場関係事業優良職員表彰の有無	農林水産大臣又は水産庁長官表彰あり	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
施工能力等	配置予定技術者	技術士(水産土木)を有している	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		施工環境監理者の資格	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0
		上記以外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注)企業について  
・漁港工事の場合は、表彰項目に取り入れる。

注)配置予定技術者について  
・評価対象は、施工環境監理者を配置する工事のみとする。  
・施工環境監理者を専任で配置する場合のみ評価する。

○港湾・漁港工事追加項目

適用条件: 1)港湾・漁港工事のみ

- 2)作業船を使用する工事のうち、技術提案評価A型、技術提案評価S型(WTO)を除く全ての工事を対象とする。
  - 3)対象作業船は、対象工事に使用する作業船とし、下記作業船一覧表を参考に対象工事の工事内容に応じた作業船(規格は問わない)を選定する。
- なお、選定にあたっては、使用が見込まれる全ての主作業船が複数選定されることが望ましい。(作業船固定化排除のため)

作業船一覧表

①ポンプ浚渫船	⑤バージアンローダ船	⑨クレーン付台船	⑬深層混合処理船
②グラブ浚渫船	⑥空気圧送船	⑩杭打船	⑭サンドドレーン船
③バックホウ浚渫船	⑦旋回起重機船	⑪コンクリートミキサー船	⑮サンドコンパクション船
④リクレーマ船	⑧固定起重機船	⑫ケーソン製作台船	

・使用する作業船の保有状況

対象工事に使用する作業船のうち、いずれかの作業船を自社保有または共同保有していることを前提とし下表の評価基準に応じて加点評価する。

企業	作業船保有状況	保有比率50%以上または保険支払比率50%以上	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		保有比率20%以上50%未満または保険支払比率20%以上50%未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		保有比率20%未満または保険支払比率20%未満	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		上記以外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

・環境性能の高い作業船の使用または新造船の評価  
 作業船の保有状況にて提示した作業船を対象とする。  
 環境性能の高い作業船の評価は、作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出基準(H22年改正)を達成していることを前提とする。  
 H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成していることを前提とする。  
 上記の条件のもと、下表の評価基準に応じて加点評価する。ただし、環境性能と新造船の重複した評価はしない。

企業	環境性能の高い作業船の使用の場合	作業船の保有状況にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出基準(H22年改正)を達成している。出資比率50%以上	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		作業船の保有状況にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出基準(H22年改正)を達成している。出資比率20%以上50%未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		作業船の保有状況にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出基準(H22年改正)を達成している。出資比率20%未満	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		上記以外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	新造船の場合	H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成している。出資比率50%以上	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成している。出資比率20%以上50%未満	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
		H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成している。出資比率20%未満	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		上記以外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※補足については「総合評価簿札方式の考え方」令和5年8月 事業振興部 工事管理課 P34～38を参照。

○登録基幹技能者評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技能者	1.0	最大	1.0	最大	1.0	最大	1.0	最大
	優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)(表彰された年度から10年間加点対象)※	1.0		1.0		1.0		1.0	
	技能士(特級、1級、単一等級)	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0
	なし	0.0		0.0		0.0		0.0	

\*技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。

注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技能者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2) 以下の者が評価対象となる。

- ①登録基幹技能者には登録基幹技能者講習会修了証を有する者
- ②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)には優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)
- ③技能士には技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○ICT活用工事(企業の標準項目に原則追加)

ICTの活用(施工者希望型)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

ICT浸透工における施工プロセスの各段階において、全ての段階で全面的にICTを活用する場合に評価する。

【施工プロセスの各段階】

・3次元起工測量 ・3次元数量計算 ・3次元出来形測量 ・3次元データの納品

注意) ・NETISの評価項目と同技術での重複加点はしない。 ・発注者指定型においては評価しない。

・指定様式に当該工事において活用する技術を記載した資料を提出させる。

「ICT活用工事実施要領」

北海道開発局イントラ>事業振興部>技術管理課>i-Construction>[北海道開発局]実施方針・基準・要領等

○地元企業活用審査型総合評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

地域	地元企業活用率	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	10%以上	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	5~10%未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	5%未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

○新技術導入促進(I型)工事を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

新技術活用提案(新技術導入促進(I型))	提案された新技術(NETIS登録)の活用が有効かつ具体的である場合	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	提案された新技術(NETIS未登録(NETISからの削除技術を含む))の活用が有効かつ具体的である場合	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0
	提案された新技術の活用が有効かつ具体的でない場合	0.0		0.0		0.0		0.0

・適用工事: 施工能力評価型(I型) ※施工計画重視型は除く。

・施工能力評価型(I型)では、従前の「新技術に関する「関連分野での技術開発(NETISへの登録)および有用な技術の活用(別記様式O)」による提案を求めない。

#### 減点項目

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

・JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

#### JVの場合

・企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。

・企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。

・企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精通度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする

港湾部門においては、港湾、空港、漁港の工事を指す。例えば、港湾又は漁港工事で表彰を受けた企業が空港工事に参加した場合は加点対象となる。

#### 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度

※2 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。

※3 海外認定・表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。

※4 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

○賃上げを実施する企業に対する加点措置

		標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 賃上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03			
賃上げを実施する企業に対する加点措置	賃上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】			
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】			

・ 中小企業の定義(法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

○実績確認の結果、賃上げ基準に達していない者に対する減点措置

		上表で計算した賃上げ加算点に1点を加えた点を減点する			
賃上げ未実施企業	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置(該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)				

工事名:

配点表

※青網掛け部に入力してください。

標準項目	港湾部門 施工能力評価型 2.9億円以上 I型①	19.5	技術者	
		18.5	企業	
追加項目	漁港漁場関係事業 優良請負者表彰	1.0	企業	漁港工事追加項目
	施工環境監理者の資格	1.0	技術者	漁港工事追加項目
	作業船保有状況	2.0	企業	
	環境性能の高い作業船又は新造船	3.0	企業	
	登録基幹技能者等の配置	1.0	企業	
	ICTの活用(施工者希望型)	-	企業	
	地元企業活用率	-	企業	
	新技術活用提案[新技術導入促進(I型)]	-	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	20.5		
	企業の配点計	25.5		
中計		46.0		
賃上げ加点措置		2.0	小計×0.03=	1.38000
			3%以上の確認	2.0 ÷ 48.0 = 0.04167 >0.03 OK
			加算点再計算	- ÷ - = -
計		48.0		

釧路開建新総合評価配点表(2種化対応)―施工能力評価型

○ 維持・造園(道路)

局統一(必須)項目  
 部局標準設定項目

大項目	評価項目	小項目	評価基準	施工能力評価型																	
				地域維持型 (維持除雪) (道内本店・支店・営業所) I型②		(舗装維持) (管内本店・営業所) II型		(植栽維持) (管内本店) II型		管渠清掃 (道内本店) II型		造園 (管内本店・営業所) II型									
				評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点								
配置予定技術者の評価	配置予定技術者の評価	施工計画	施工計画の内容が妥当か	可 不可	不可の場合失格	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
		過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※2	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	7.0		7.0		7.0		7.0		7.0		7.0		7.0		7.0		7.0	
			より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	3.5	7.0	3.5	7.0	3.5	7.0	3.5	7.0	3.5	7.0	3.5	7.0	3.5	7.0	3.5	7.0	3.5	7.0
			同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
		過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工区分の任意の1工事)※3	83点以上	8.0		8.0		8.0		8.0		8.0		8.0		8.0		8.0		8.0	
			82点以上83点未満	7.3		7.3		7.3		7.3		7.3		7.3		7.3		7.3		7.3	
			81点以上82点未満	6.6		6.6		6.6		6.6		6.6		6.6		6.6		6.6		6.6	
			80点以上81点未満	5.9		5.9		5.9		5.9		5.9		5.9		5.9		5.9		5.9	
			79点以上80点未満	5.2		5.2		5.2		5.2		5.2		5.2		5.2		5.2		5.2	
			78点以上79点未満	4.5		4.5		4.5		4.5		4.5		4.5		4.5		4.5		4.5	
			77点以上78点未満	3.8	8.0	3.8	8.0	3.8	8.0	3.8	8.0	3.8	8.0	3.8	8.0	3.8	8.0	3.8	8.0	3.8	8.0
			76点以上77点未満	3.1		3.1		3.1		3.1		3.1		3.1		3.1		3.1		3.1	
			75点以上76点未満	2.4		2.4		2.4		2.4		2.4		2.4		2.4		2.4		2.4	
			74点以上75点未満	1.7		1.7		1.7		1.7		1.7		1.7		1.7		1.7		1.7	
		73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		
72点以上73点未満	0.3		0.3		0.3		0.3		0.3		0.3		0.3		0.3		0.3				
72点未満	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0				
過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※3	局長表彰(同一事業部門限定)	3.0		3.0		3.0		3.0		3.0		3.0		3.0		3.0		3.0			
3	釧路開建部長表彰(同一事業部門限定、釧路開建部長表彰のみ有効)	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0		
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
配置予定技術者の配点計				19.0		19.0		19.0		19.0		19.0		19.0		19.0		19.0			
標準項目	標準項目	過去15年間の同種工事の実績※4	より同種性が高い工事実績あり	5.0		4.0		4.0		4.0		4.0		4.0		4.0		4.0			
		同種性が認められる工事実績あり	0.0	5.0	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	4.0	
		過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均	83点以上	6.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0	
			82点以上83点未満	5.5		4.6		4.6		4.6		4.6		4.6		4.6		4.6		4.6	
			81点以上82点未満	5.0		4.2		4.2		4.2		4.2		4.2		4.2		4.2		4.2	
			80点以上81点未満	4.5		3.8		3.8		3.8		3.8		3.8		3.8		3.8		3.8	
			79点以上80点未満	4.0		3.4		3.4		3.4		3.4		3.4		3.4		3.4		3.4	
			78点以上79点未満	3.5		3.0		3.0		3.0		3.0		3.0		3.0		3.0		3.0	
			77点以上78点未満	2.5	6.0	2.6	5.0	2.6	5.0	2.6	5.0	2.6	5.0	2.6	5.0	2.6	5.0	2.6	5.0	2.6	5.0
			76点以上77点未満	2.2		2.2		2.2		2.2		2.2		2.2		2.2		2.2		2.2	
			75点以上76点未満	2.0		1.8		1.8		1.8		1.8		1.8		1.8		1.8		1.8	
			74点以上75点未満	1.5		1.4		1.4		1.4		1.4		1.4		1.4		1.4		1.4	
		73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		
		72点以上73点未満	0.5		0.6		0.6		0.6		0.6		0.6		0.6		0.6		0.6		
		72点未満	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		
国土交通省i-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞	2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0			
優秀賞	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0				
北海道開発局i-Con奨励賞	奨励賞	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0		
過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし。ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、釧路開建部長表彰のみ有効)	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)	2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0			
釧路開建部長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0				
工事成績優秀企業(造園は対象外)	0.5	0.5	0.5	0.5		-	0.5	0.5		-	0.5	0.5		-	0.5	0.5		-			
地域精進度	地域精進度	当該事務所管轄の市町村内本店	1.0		-		-		-		-		-		-		-		-		
		釧路開発建設部管内本店	0.5	1.0	2.0	2.0			2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0		
		その他	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		
過去10年間の釧路開発建設部管内での同種工事の施工実績	あり	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0			
なし	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0				
地域貢献度	地域貢献度	国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		
		国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
		災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		
なし	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0				
当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	国との防災協定等締結あり	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0			
地方公共団体との防災協定等締結あり	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0			
なし	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0				
ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) 2. 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			

		企業の配点計		18.0	18.0	15.5	18.0	17.5
		標準項目配点合計		37.0	37.0	34.5	37.0	36.5
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5
		文書注意	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
		口頭注意	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5
	過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求等を受けた(低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	
ヒアリング	監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0	×1.0	【原則実施】 過去15年間の 技術者実績に 乗じる	実施しない	実施しない	実施しない
		一定の監理能力が期待できる	×0.5	×0.5				
	上記以外	×0.0	×0.0					
	施工計画	施工計画の説明が適切である	可	可	不可の場合失格	なし	なし	なし
施工計画の説明が不十分である		不可	不可					

※NETIS登録技術の活用は、新技術活用の原則義務化により評価対象としない。

※北海道開発局における国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- 評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び営繕とする。
- 評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。
- なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- 加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
- i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- 評価対象となる事業部門は、全部門とする。
- 評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。
- なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- 評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。
- i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞(国土交通大賞及び優秀賞)」との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワークライフ・バランス等推進企業加点について

- 女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。
- 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
- 次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- 若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

**追加項目**

○登録基幹技能者評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技能者等の配置	登録基幹技能者	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)(表彰された年度から10年間加点対象)※	1.0	最大	1.0	最大	1.0	最大	1.0	最大
		技能士(特級、1級、単一等級)	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0
		なし	0.0		0.0		0.0		0.0	

\*技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。

注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技能者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2) 以下の者が評価対象となる。

- 登録基幹技能者にあつては登録基幹技能者講習会修了証を有する者
- 優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)にあつては優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)
- 技能士にあつては技能検定試験の合格証を交付されたもの。

**減点項目**

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

・JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

**JVの場合**

- 企業の「より同様」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。
- 企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。
- 企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精通度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする

**海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度**

※2 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。

※3 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。

※4 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

**○賞上げを実施する企業に対する加点措置**

		標準項目(追加項目を含む)配点計の5%以上の整数を加える 賞上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.05					
賞上げを実施する企業に対する加点措置	賞上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】					
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】					

・中小企業の定義→法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される。資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

**○実績確認の結果、賞上げ基準に達していない者に対する減点措置**

		上表で計算した賞上げ加算点に1点を加えた点を減点する					
賞上げ未実施企業	賞上げを実施しなかった企業に対する減点措置(該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賞上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)						

工事名:

配点表

※青網掛け部に入力してください。

標準項目	道路部門 施工能力評価型 植栽維持 II型	19.0	技術者						
		15.0	企業						
追加項目	登録基幹技能者等の配置	1.0	企業						
小計	配置予定技術者の配点計	19.0							
	企業の配点計	16.0							
中計		35.0							
賃上げ加点措置		2.0	小計×0.05= 1.75000	≒ 2.0	切り上げ整数				
			3%以上の確認	2.0	÷ 37.0	= 0.05405	>0.03 OK		
			加算点再計算	-					
			3%以上の確認	-	÷	-	=	-	-
計		37.0							

釧路開建新総合評価配点表(2種化対応)-施工能力評価型

○ 維持(河川)

局統一(必須)項目  
 部局標準設定項目

大項目	評価項目	小項目	評価基準	施工能力評価型		
				(維持) (管内本店) II型 (特別な配慮が必要な場合はI型①、 配点は一般土木に準じる)		
				評価	配点	
配置予定技術者の評価	配置予定技術者の評価	施工計画	施工計画の内容が妥当か	なし		
		過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※2	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事	7.0	7.0	
			より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事	3.5		
			同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	0.0		
		過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人としての実績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※3	83点以上	8.0	8.0	
			82点以上83点未満	7.3		
			81点以上82点未満	6.6		
			80点以上81点未満	5.9		
			79点以上80点未満	5.2		
			78点以上79点未満	4.5		
			77点以上78点未満	3.8		
			76点以上77点未満	3.1		
			75点以上76点未満	2.4		
			74点以上75点未満	1.7		
			73点以上74点未満	1.0		
過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※3	局長表彰(同一事業部門限定)	3.0	3.0			
	釧路開建部長表彰(同一事業部門限定、釧路開建部長表彰のみ有効)	1.5				
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0			
配置予定技術者の配点計				19.0		
企業	企業	過去15年間の同種工事の実績※4	より同種性が高い工事実績あり	4.0	4.0	
		同種性が認められる工事実績あり	0.0			
		過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均	83点以上	5.0	5.0	
			82点以上83点未満	4.6		
			81点以上82点未満	4.2		
			80点以上81点未満	3.8		
			79点以上80点未満	3.4		
			78点以上79点未満	3.0		
			77点以上78点未満	2.6		
			76点以上77点未満	2.2		
			75点以上76点未満	1.8		
			74点以上75点未満	1.4		
			73点以上74点未満	1.0		
		国土交通省i-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞	2.0	2.0	
			優秀賞	1.0		
北海道開発局i-Con奨励賞	奨励賞	0.5				
過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし。ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、釧路開建部長表彰のみ有効)	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)	2.0	0.5			
	釧路開建部長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)	1.0				
	工事成績優秀企業	0.5				
地域精進度	本支店、営業所の所在地	釧路開発建設部管内本店	2.0	2.0		
		その他	0.0			
地域貢献度	過去10年間の釧路開発建設部管内での同種工事の施工実績	あり	2.0	2.0		
		なし	0.0			
地域貢献度	過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)	国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績	1.0	1.0		
		国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績	1.0			
		災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有	1.0			
		なし	0.0			
		当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	国との防災協定等締結あり		1.0	1.0
	地方公共団体との防災協定等締結あり	0.3				
	なし	0.0				
	ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし/えるぼし認定企業) 2. 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん/くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	0.5	0.5		
企業の配点計				16.0		

標準項目配点合計		35.0	
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止 -1.5 文書注意 -1.0 口頭注意 -0.5	-1.5 重複無し
	過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求等を受けた (低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)
	ヒアリング	十分な監理能力が確認できる ×1.0 一定の監理能力が期待できる ×0.5 上記以外 ×0.0 施工計画の説明が適切である 可 施工計画の説明が不十分である 不可	実施しない なし

※NETIS登録技術の活用は、新技術活用の原則義務化により評価対象としない。

※北海道開発局における国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- 評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び営繕とする。
- 評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- 加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
- i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- 評価対象となる事業部門は、全部門とする。
- 評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- 評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。
- i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞」(国土交通大臣賞及び優秀賞)との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワークライフバランス等推進企業加点について

- 女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。  
雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
- 次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- 若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

**追加項目**

○登録基幹技術者評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技術者等の配置	登録基幹技術者	1.0	最大 1.0
		優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター) (表彰された年度から10年間加点対象)※	1.0	
		技能士(特級、1級、単一等級)	0.5	
		なし	0.0	

\*技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間で評価対象とする。

注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技術者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2) 以下の者が評価対象となる。

- ①登録基幹技術者にあつては登録基幹技術者講習会修了証を有する者 ②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)にあつては優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間で評価対象期間) ③技能士にあつては技能検定試験の合格証を交付されたもの。

**減点項目**

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

・JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

**JVの場合**

- 企業の「より同様」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。
- 企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。
- 企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精進度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評価点を算出し、その平均点をJVの評価点とする

**海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度**

※2 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。

※3 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。

※4 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

**○買上げを実施する企業に対する加点措置**

		標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 買上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03	
買上げを実施する企業に対する加点措置	買上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】	
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】	

・中小企業の定義一法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される。資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

**○実績確認の結果、買上げ基準に達していない者に対する減点措置**

		上表で計算した買上げ加算点に1点を加えた点を減点する	
買上げ未実施企業	買上げを実施しなかった企業に対する減点措置 (当該企業は、財務省から通知された日から1年間、買上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)		

工事名:

配点表

※青網掛け部に入力してください。

標準項目	河川部門 施工能力評価型 維持 II型	19.0	技術者	
		15.5	企業	
追加項目	登録基幹技能者等の配置	1.0	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	19.0		
	企業の配点計	16.5		
中計		35.5		
賃上げ加点措置		2.0	小計×0.03= 1.06500 ≙ 2.0 切り上げ整数	
			3%以上の確認 2.0 ÷ 37.5 = 0.05333 >0.03 OK	
			加算点再計算 3%以上の確認 - ÷ - = - -	
計		37.5		

釧路開建新総合評価配点表(2種化対応)－施工能力評価型

局統一(必須)項目  
局標準設定項目

○ 道路区画線

大項目	小項目	評価基準	施工能力評価型									
			2.9億円未満				2.9億円以上					
			難易度Ⅰ又はⅡ Ⅱ型		難易度Ⅲ以上 書面で監理能力を 確認する Ⅰ型①		難易度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 書面で監理能力を 確認する Ⅰ型①		難易度Ⅲ以上かつ ヒアリングで監理能力を 確認する必要がある 場合 Ⅰ型②			
評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点					
配置予定技術者の評価	簡易な施工計画	施工計画の内容が妥当か	なし		なし		なし		可 不可	不可の場合失格		
	当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	なし		10.0 8.5 ~ 2.5 0.0	施工監理能力 の確認 10.0	10.0 8.5 ~ 2.5 0.0	施工監理能力 の確認 10.0	なし			
	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※2	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	7.0			3.0			3.0	7.0		
		より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	3.5	7.0	1.5	3.0	1.5	3.0	3.5	7.0		
		同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	0.0			0.0			0.0	0.0		
	配置予定技術者	過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※3	83点以上	8.0		3.0		3.0		8.0		
			82点以上83点未満	7.3		2.8		2.8		7.3		
			81点以上82点未満	6.6		2.6		2.6		6.6		
			80点以上81点未満	5.9		2.4		2.4		5.9		
			79点以上80点未満	5.2		2.2		2.2		5.2		
78点以上79点未満			4.5		2.0		2.0		4.5			
77点以上78点未満			3.8		8.0	3.0		1.8		3.0		
76点以上77点未満			3.1				1.6		1.6		3.1	
75点以上76点未満			2.4				1.4		1.4		2.4	
74点以上75点未満			1.7				1.2		1.2		1.7	
73点以上74点未満			1.0				1.0		1.0		1.0	
72点以上73点未満			0.3				0.3		0.3		0.3	
72点未満			0.0				0.0		0.0		0.0	
過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※3	局長表彰(同一事業部門限定)	3.0	3.0		3.0		3.0		3.0			
	釧路開建部長表彰(同一事業部門限定、釧路開建部長表彰のみ有効)	1.5	1.5		1.5		1.5		1.5			
OPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0			
配置予定技術者の配点計			19.0		19.5		19.5		19.0			
企業	過去15年間の同種工事の実績※4	より同種性が高い工事実績あり	4.0		4.0		5.0		5.0			
		同種性が認められる工事実績あり	0.0		0.0		0.0		0.0			
	過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均	83点以上	5.0		5.0		6.0		6.0			
		82点以上83点未満	4.6		4.6		5.5		5.5			
		81点以上82点未満	4.2		4.2		5.0		5.0			
		80点以上81点未満	3.8		3.8		4.5		4.5			
		79点以上80点未満	3.4		3.4		4.0		4.0			
		78点以上79点未満	3.0		3.0		3.5		3.5			
		77点以上78点未満	2.6		5.0	5.0		3.0		6.0		
		76点以上77点未満	2.2				2.2		2.5		2.5	
		75点以上76点未満	1.8				2.0		2.0		2.0	
		74点以上75点未満	1.4				1.5		1.5		1.5	
	73点以上74点未満	1.0				1.0		1.0		1.0		
	72点以上73点未満	0.6				0.5		0.5		0.5		
	72点未満	0.0				0.0		0.0		0.0		
	国土交通省i-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞	2.0		2.0		2.0		2.0			
		優秀賞	1.0		1.0		1.0		1.0			
北海道開発局i-Con奨励賞	奨励賞	0.5		0.5		0.5		0.5				
過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし)ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、釧路開建部長表彰のみ有効)	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)	2.0		2.0		2.0		2.0				
	釧路開建部長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)	1.0		1.0		1.0		1.0				
	工事成績優秀企業(造園及び塗装は対象外)	/		/		/		/				
地域親密度	本店、営業所の所在地	釧路開建建設部管内本店	2.0		2.0		1.0		1.0			
		その他	0.0		0.0		0.0		0.0			
過去10年間の釧路開建建設部管内での同種工事の施工実績	あり	2.0		2.0		1.0		1.0				
	なし	0.0		0.0		0.0		0.0				
地域音	過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)	国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績	1.0		1.0		1.0		1.0			
		国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績	1.0		1.0		1.0		1.0			
		災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有	1.0		1.0		1.0		1.0			
		なし	0.0		0.0		0.0		0.0			
当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	国との防災協定等締結あり	1.0		1.0		1.0		1.0				
	地方公共団体との防災協定等締結あり	0.3		0.3		0.3		0.3				
	なし	0.0		0.0		0.0		0.0				

減点項目	ワークライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定(フラチナえるほし・えるほし認定企業) 2. 次世代法に基づく認定(フラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	企業の配点計		17.5	17.5	17.5	17.5			
標準項目配点計			36.5	37.0	37.0	36.5			
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5			
		文書注意	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0			
		口頭注意	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5			
	過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修繕請求等を受けた(低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)			
ヒアリング	監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0	実施しない	実施しない	実施しない	×1.0		
		一定の監理能力が期待できる	×0.5				×0.5		
		上記以外	×0.0				×0.0		
	施工計画	施工計画の説明が適切である	可	なし	なし	なし	可		
施工計画の説明が不十分である		不可	なし	なし	なし	不可			

※NETIS登録技術の活用は、新技術活用の原則義務化により評価対象としない。

※北海道開発局における国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・ 評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び営繕とする。
- ・ 評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。
- ・ なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・ 加点評価期間は、受賞決定日の翌1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
- ・ i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。

- ・ JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・ 評価対象となる事業部門は、全部門とする。
- ・ 評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。
- ・ なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・ 評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。
- ・ i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事表彰」及び「国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞」(国土交通大臣賞及び優秀賞)との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。

- ・ JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワークライフ・バランス等推進企業加点について

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく(基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
- ・ 次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく(基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ・ 若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく(基準に適合するものと認定された企業をいう。

### 追加項目

○登録基幹技能者評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技能者等の配置	登録基幹技能者	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)(表彰された年度から10年間加点対象)※	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		技能士(特級、1級、単一等級)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

\*技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。

注1)元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技能者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2)以下の者が評価対象となる。

- ①登録基幹技能者にあつては登録基幹技能者講習会修了証を有する者
- ②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)にあつては優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)
- ③技能士にあつては技能検定試験の合格証を交付されたもの。

### 減点項目

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

- ・ JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

### JVの場合

- ・ 企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。
- ・ 企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。
- ・ 企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精進度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする。

### 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度

- ※2 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。
- ※3 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。
- ※4 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

○賃上げを実施する企業に対する加点措置

		標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 賃上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03			
賃上げを実施する企業に対する加点措置	賃上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】			
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】			

・ 中小企業の定義一法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

○実績確認の結果、賃上げ基準に達していない者に対する減点措置

		上表で計算した賃上げ加算点に1点を加えた点を減点する			
賃上げ未実施企業	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置 (該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)				

工事名:

配点表

※青網掛け部に入力してください。

標準項目	道路部門 施工能力評価型 2.9億円以上 I型①	19.5	技術者	
		17.0	企業	
追加項目	登録基幹技能者等の配置	1.0	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	19.5		
	企業の配点計	18.0		
中計		37.5		
賃上げ加点措置		2.0	小計×0.03=	1.12500 ≙ 2.0 切り上げ整数
			3%以上の確認	2.0 ÷ 39.5 = 0.05063 >0.03 OK
			加算点再計算	-
計		39.5	3%以上の確認	- ÷ - = - -

鋼路開建新総合評価配点表(2極化対応)―施工能力評価型

○ 舗 装

局統一(必須)項目  
部局標準設定項目

大項目	小項目	評価基準	施工能力評価型											
			0.9億円未満					0.9億円以上					【試行】	
			評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点
簡易な施工計画	施工計画	施工計画の内容が妥当か	なし		なし		なし		可 不可		不可の場合失格		なし	
	当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	なし		10.0 8.5 ~ 2.5 0.0		10.0 8.5 ~ 2.5 0.0		10.0 8.5 ~ 2.5 0.0		10.0 8.5 ~ 2.5 0.0		20.0 15.0 10.0 5.0 0.0	施工管理能力の確認 20.0
配置予定技術者の評価	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※6	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	7.0		3.0		3.0		7.0		7.0		2.0	
		より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	3.5	7.0	1.5	3.0	1.5	3.0	3.5	7.0	1.0	2.0		
		同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
	過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※3	83点以上	8.0		3.0		3.0		8.0		3.0		3.0	
		82点以上83点未満	7.3		2.8		2.8		7.3		2.8		2.8	
		81点以上82点未満	6.6		2.6		2.6		6.6		2.6		2.6	
		80点以上81点未満	5.9		2.4		2.4		5.9		2.4		2.4	
		79点以上80点未満	5.2		2.2		2.2		5.2		2.2		2.2	
		78点以上79点未満	4.5		2.0		2.0		4.5		2.0		2.0	
		77点以上78点未満	3.8	8.0	1.8	3.0	1.8	3.0	3.8	8.0	1.8	3.0	3.0	
		76点以上77点未満	3.1		1.6		1.6		3.1		1.6		1.6	
		75点以上76点未満	2.4		1.4		1.4		2.4		1.4		1.4	
		74点以上75点未満	1.7		1.2		1.2		1.7		1.2		1.2	
		73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0	
		72点以上73点未満	0.3		0.8		0.8		0.3		0.8		0.8	
72点未満	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0			
過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※7	局長表彰(同一事業部門限定)※ 鋼路開建部長表彰(同一事業部門限定、鋼路開建部長表彰のみ有効)※	3.0 1.5	3.0 1.5	3.0 1.5	3.0 1.5	3.0 1.5	3.0 1.5	3.0 1.5	3.0 1.5	3.0 1.5	3.0 1.5	2.5 1.5	2.5 1.5	
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	
配置予定技術者の配点計				19.0		19.5		19.5		19.0		28.0		
企業	過去15年間の同種工事の実績※8	より同種性が高い工事実績あり	4.0		4.0		5.0		5.0		5.0		3.0	
		同種性が認められる工事実績あり	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	5.0	0.0	5.0	0.0	5.0	0.0	3.0
	過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均※4	83点以上	5.0		5.0		6.0		6.0		6.0		3.0	
		82点以上83点未満	4.6		4.6		5.5		5.5		5.5		2.8	
		81点以上82点未満	4.2		4.2		5.0		5.0		5.0		2.6	
		80点以上81点未満	3.8		3.8		4.5		4.5		4.5		2.4	
		79点以上80点未満	3.4		3.4		4.0		4.0		4.0		2.2	
		78点以上79点未満	3.0		3.0		3.5		3.5		3.5		2.0	
		77点以上78点未満	2.6	5.0	2.6	5.0	3.0	6.0	3.0	6.0	3.0	6.0	1.8	3.0
		76点以上77点未満	2.2		2.2		2.5		2.5		2.5		1.6	
		75点以上76点未満	1.8		1.8		2.0		2.0		2.0		1.4	
		74点以上75点未満	1.4		1.4		1.5		1.5		1.5		1.2	
		73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0	
		72点以上73点未満	0.6		0.6		0.5		0.5		0.5		0.8	
	72点未満	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		
業	国土交通省i-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞 優秀賞	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0 1.0	1.5 1.0	1.5 1.0	
	北海道開発局i-Con奨励賞	奨励賞	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	1.5	1.5	
	過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし。ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、鋼路開建部長表彰のみ有効)※3	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)※ 鋼路開建部長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)※ 工事成績優秀企業	2.0 1.0 0.5	2.0 1.0 0.5	2.0 1.0 0.5	2.0 1.0 0.5	2.0 1.0 0.5	2.0 1.0 0.5	2.0 1.0 0.5	2.0 1.0 0.5	2.0 1.0 0.5	2.0 1.0 0.5	1.5 1.0 0.5	1.5 1.0 0.5
	舗装施工管理技術者(日本道路建設業協会認定資格)の配置	1級×1+2級×0.5	1.0以上 1.0未満	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0
	技能者の元請比率	元請比率=(元請の配置予定技能者数+子会社の配置予定技能者数)/全配置予定技能者数	0.7以上 0.7未満	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0
主要機械の元請比率	元請比率=(元請が保有している配置予定主要機械数+子会社が保有している配置予定主要機械数+元請が長期リースしている配置予定主要機械数)/全配置予定主要機械数	0.5以上 0.5未満	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	
地域精進度	開発建設部管内本店(A等級、AB等級の場合は括弧内の点数)	2.0 (1.0)		2.0 (1.0)		1.0		1.0		1.0		1.0		
	道内本店、鋼路・帯広・網走管内支店・営業所(A等級、AB等級の場合は括弧内の点数)【0.8億円未満は対象外】	2.0 (0.5)		2.0		0.5		1.0		0.5		1.0		
	その他	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		
	過去10年間の鋼路開建設部管内での同種工事の施工実績	あり(A等級、AB等級は括弧内の点数)	2.0 (1.0)	2.0	2.0 (1.0)	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
地域	維持工事の施工実績(道路部門のみ)	なし	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
	舗装工事において、開発建設部管内の在籍舗装維持工事(工事区分「維持」)の施工実績が5年以上ある※5	なし	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績	なし	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0	
	国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績	なし	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
地域	過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)	国、地方自治体等の災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0	
	災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有	なし	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0	
	国土の防災協定等締結あり	なし	0.0		1.0		0.0		1.0		0.0		1.0	
地域	当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	地方公共団体との防災協定等締結あり	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0
	なし	なし	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	

指標 度	ワークライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定 (フランチなえるほし・えるほし認定企業) 2. 次世代法に基づく認定 (フランチなえるほし・えるほし(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	企業の配点計		21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5
標準項目配点合計			40.5	41.0	41.0	40.5	44.0					
減点 項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5
		文書注意	-1.0	重複無し	-1.0	重複無し	-1.0	重複無し	-1.0	重複無し	-1.0	重複無し
		口頭注意	-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5	
	過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求等を受けた(低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5
ヒ ア リ ン グ	監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0									
		一定の監理能力が期待できる	×0.5									
		上記以外	×0.0									
	施工計画	施工計画の説明が適切である	可									
		施工計画の説明が不十分である	不可									

※NETIS登録技術者の活用は、新技術活用の原則義務化により評価対象としない。

※北海道開発局における国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び営繕とする。
- ・評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。
- ・なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
- ・i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・評価対象となる事業部門は、全部門とする。
- ・評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。
- ・なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。
- ・i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞(国土交通大賞及び優秀賞)との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワークライフ・バランス等推進企業加点について

- ・女性活躍推進法に基づく認定等は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。
- ・雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
- ・次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ・若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

**追加項目**

○登録基幹技術者評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技術者等の配置	登録基幹技術者	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)(表彰された年度から10年間加点対象)※	1.0	最大1.0	1.0	最大1.0	1.0	最大1.0	1.0	最大1.0
		技能士(特級、1級、単一等級)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

\*技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。

注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技術者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2) 以下の者が評価対象となる。

①登録基幹技術者については登録基幹技術者講習会修了証を有する者

②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)については優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)

③技能士については技能検定試験の合格証を交付されたもの。

ICT活用工事(企業の標準項目に原則追加)

ICTの活用(施工者希望I型)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
-----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

ICT活用工事実施要領に定める施工プロセスの各段階において、全ての段階で全面的にICTを活用する場合に評価する。(舗装修繕工も同様とする)

【施工プロセスの各段階】・3次元起工測量・3次元設計データ作成・ICT建設機械による施工・3次元出来形管理等の施工管理・3次元データの納品

注意)・NETISの評価項目と同技術での重複加点はしない。・施工者希望II型、発注者指定型においては評価しない。

・指定様式に当該工事においてICTを活用する計画を記載した資料を提出させる。・主要機械の元請比率の評価項目と同技術での重複加点をしない。

「ICT活用工事実施要領」

北海道開発局イントラ>事業振興部>技術管理課>i-Construction>北海道開発局実施方針・基準・要領等

**減点項目**

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

・JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

**JVの場合**

・企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。

・企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。

・企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精進度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする

※ 港湾部門においては、**港湾、空港、漁港の工事を指す。例えば、港湾又は漁港工事で表彰を受けた企業等が空港工事に参加した場合は加点対象となる。**

※2 舗装工事については、同一事業部門(道路のみ対象)の年間舗装維持工事の工事区分「維持」の工事成績も評価できることとする。

※3 舗装工事については、舗装工事(工事区分「舗装」)による表彰のみを評価の対象とする。

※4 舗装工事においては、工事区分「舗装」の工事成績を評価する。

※5 5年以上とは、連続期間のことである。なお、高規格道路等の新設工事には適用しない。

**海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度**

※6 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。

※7 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載した表彰状の写しを添付すること。

※8 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

○賃上げを実施する企業に対する加点措置

賃上げを実施する企業に対する加点措置	賃上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均支給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】	標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 賃上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03			
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均支給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】				

・ 中小企業の定義一法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される。資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

○実績確認の結果、賃上げ基準に達していない者に対する減点措置

		上表で計算した賃上げ加算点に1点を加えた点を減点する			
賃上げ未実施企業	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置 (該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)				

工事名: **北海道横断自動車道 釧路市 湯波内西舗装工事** 配点表 ※青網掛け部に入力してください。

標準項目	道路部門 施工能力評価型 0.9億円以上 I型(1)	19.5	技術者	
		20.5	企業	
追加項目	登録基幹技能者等の配置	-	企業	
	ICTの活用(施工者希望I型)	2.0	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	19.5		
	企業の配点計	22.5		
中計		42.0		
賃上げ加点措置		2.0	小計×0.03=	1.26000 = 2.0 切り上げ整数
			3%以上の確認	2.0 ÷ 44.0 = 0.04545 >0.03 OK
			加算点再計算	-
計		44.0	3%以上の確認	- ÷ - = -

技術者育成型(若手・緩和)

○ 舗 装

局統一(必須)項目  
 部局標準設定項目

大項目	小項目	評価基準	施工能力評価型			
			0.9億円未満		難易度Ⅲ以上 書面で監理能力を確認する Ⅰ型①	
			評価	配点	評価	配点
簡易な 施工計画	施工計画	施工計画の内容が妥当か	なし		なし	
	当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	なし		10.0 8.5 ~ 2.5 0.0 施工監理能力の確認 10.0	
配置予定 技術者の 評価	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※6	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事  より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事。又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事  同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	なし		なし	
	過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※3	83点以上 82点以上83点未満 81点以上82点未満 80点以上81点未満 79点以上80点未満 78点以上79点未満 77点以上78点未満 76点以上77点未満 75点以上76点未満 74点以上75点未満 73点以上74点未満 72点以上73点未満 72点未満	なし		なし	
	過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※3※7	局長表彰(同一事業部門限定)※ 副路開建部長表彰(同一事業部門限定、副路開建部長表彰のみ有効)※	なし		なし	
	CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5
	配置予定技術者の配点計		1.0		10.5	
標準 企業 業 目 企業 の 評価	過去15年間の同種工事の実績※8	より同種性が高い工事実績あり 同種性が認められる工事実績あり	4.0 0.0	4.0	4.0 0.0	4.0
	過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均※4	83点以上 82点以上83点未満 81点以上82点未満 80点以上81点未満 79点以上80点未満 78点以上79点未満 77点以上78点未満 76点以上77点未満 75点以上76点未満 74点以上75点未満 73点以上74点未満 72点以上73点未満 72点未満	5.0 4.6 4.2 3.8 3.4 3.0 2.6 2.2 1.8 1.4 1.0 0.6 0.0	5.0	5.0 4.6 4.2 3.8 3.4 3.0 2.6 2.2 1.8 1.4 1.0 0.6 0.0	5.0
	国土交通省「i-Con」大賞 又は「インフラDX」大賞	大臣賞 優秀賞	2.0 1.0		2.0 1.0	
	北海道開発局「i-Con」奨励賞	奨励賞	0.5	2.0	0.5	2.0
	過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし)ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、副路開建部長表彰のみ有効)※3	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)※ 副路開建部長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)※ 工事成績優秀企業	2.0 1.0 0.5	0.5	2.0 1.0 0.5	0.5
	舗装施工管理技術者(日本道路建設業協会認定資格)の配置	1級×1+2級×0.5	1.0以上 1.0未満	1.0	1.0 0.0	1.0
	技能者の元請比率	元請比率=(元請の配置予定技能者数+子会社の配置予定技能者数)/全配置予定技能者数	0.7以上 0.7未満	1.0	1.0 0.0	1.0
	主要機械の元請比率	元請比率=(元請が保有している配置予定主要機械数+子会社が保有している配置予定主要機械数+元請が長期リースしている配置予定主要機械数)/全配置予定主要機械数	0.5以上 0.5未満	1.0	1.0 0.0	1.0
	本店、営業所の所在地	開発建設部管内本店(A等級、AB等級の場合は括弧内の点数) 管内本店、副路・帯広・網走管内支店・営業所(A等級、AB等級の場合は括弧内の点数)[0.8億円未満は対象外] その他	2.0 (1.0) 0.0	2.0	2.0 (1.0) 0.0	2.0
	過去10年間の副路開発建設部管内での同種工事の施工実績	あり(A等級、AB等級は括弧内の点数) なし	2.0 (1.0) 0.0	2.0	2.0 (1.0) 0.0	2.0
	維持工事の施工実績(道路部門のみ)	舗装工事において、開発建設部管内の年間舗装維持工事(工事区分「維持」)の施工実績が5年以上ある※5	0.5	0.5	0.5	0.5
	過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)	国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績 国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績 災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有 なし	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0
	当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	国との防災協定等締結あり 地方公共団体との防災協定等締結あり なし	1.0 0.3 0.0	1.0	1.0 0.3 0.0	1.0

評価 尺度	ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定 (プラチナえるほし・えるほし認定企業) 2. 次世代法に基づく認定 (プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和7年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースフル認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5
	企業の配点計		21.5		21.5	
標準項目配点合計			22.5		32.0	
減点 項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止 文書注意 口頭注意	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -1.5	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -1.5
	過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求を受けた (低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)
ヒア リン グ	監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0	実施しない	実施しない	
		一定の監理能力が期待できる	×0.5			
施工計画	施工計画の説明が適切である	上記以外	×0.0	なし	なし	
		施工計画の説明が不十分である	不可			

※NETIS登録技術の活用は、新技術活用の原則義務化により評価対象としない。

※北海道開発局における国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

・評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び宮積とする。

・評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、宮積・電気・機械については工事区分)とする。

なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。

・加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。

・i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。

・JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

・評価対象となる事業部門は、全部門とする。

・評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、宮積・電気・機械については工事区分)とする。

なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。

・評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。

・i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞(国土交通大臣賞及び優秀賞)」との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。

・JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業加点について

・女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。

・雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。

・次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

・若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

## 追加項目

○登録基幹技能者評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技能者	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0
	優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)(表彰された年度から10年間加点対象)※	1.0		1.0	
	技能士(特級、1級、単一等級)	0.5		0.5	
	なし	0.0		0.0	

\*技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。

注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技能者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2) 以下の者が評価対象となる。

①登録基幹技能者については登録基幹技能者講習会修了証を有する者

②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)については優秀施工者の顕彰の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)

③技能士については技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○ICT活用工事(企業の標準項目に原則追加)

ICTの活用(施工者希望Ⅰ型)	2.0	2.0	2.0	2.0
-----------------	-----	-----	-----	-----

ICT活用工事実施要領に定める施工プロセスの各段階において、全ての段階で全面的にICTを活用する場合に評価する。(舗装修繕工も同様とする)

【施工プロセスの各段階】・3次元起工測量 ・3次元設計データ作成 ・ICT建設機械による施工 ・3次元出来形管理等の施工管理 ・3次元データの納品

注意)・NETISの評価項目と同技術での重複加点はしない。 ・施工者希望Ⅱ型、発注者指定型においては評価しない。

・指定様式に当該工事においてICTを活用する計画を記載した資料を提出させる。 ・主要機械の元請比率の評価項目と同技術での重複加点をしない。

ICT活用工事実施要領

北海道開発局イントラ>事業振興部>技術管理課>i-Construction>[北海道開発局]実施方針・基準・要領等

## 減点項目

※1) 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

・JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、委任毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

## JVの場合

・企業の「より同様」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。

・企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。

・企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精通度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする

※ 港湾部門においては、港湾、空港、漁港の工事を指す。例えば、港湾又は漁港工事で表彰を受けた企業が空港工事に参加した場合は加点対象となる。

※2) 舗装工事については、同一事業部門(道路のみ対象)の年間舗装維持工事の工事区分「維持」の工事成績も評価できることとする。

※3) 舗装工事については、舗装工事(工事区分「舗装」)による表彰のみを評価の対象とする。

※4) 舗装工事においては、工事区分「舗装」の工事成績を評価する。

※5) 5年以上とは、連続期間のことである。なお、高規格道路等の新設工事は適用しない。

## 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度

※6) 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。

※7) 海外認定・表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。

※8) 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。





ベ 献 度	ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定 (プラチナをほしえるまじ認定企業) 2. 次世代法に基づく認定 (プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	企業の配点計		18.5	18.5	18.5	18.5			
標準項目配点合計			37.5	38.5	38.5	37.5			
減 点 項 目	直近の措置による減点 ※1	指名停止 文書注意 口頭注意	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -1.5 重複無し	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -1.5 重複無し	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -1.5 重複無し	
	過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求等を受けた (低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)			
ヒ ア リ ン グ	監理能力 施工計画	十分な監理能力が確認できる ×1.0	実施しない	実施しない	実施しない	×1.0 ×0.5 ×0.0	過去15年間の 技術者実績に 乗じる		
		一定の監理能力が期待できる ×0.5							
		上記以外 ×0.0							
		施工計画の説明が適切である 可	なし	なし	なし	可 不可	不可の場合失 格		
		施工計画の説明が不十分である 不可							

※北海道開発局における国土交通省i-Constrecion大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・ 評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び営繕とする。
- ・ 評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・ 加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
- ・ i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・ JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・ 評価対象となる事業部門は、全部門とする。
- ・ 評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・ 評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。
- ・ i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Constrecion大賞又はインフラDX大賞(国土交通大臣賞及び優秀賞)」の同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・ JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Constrecion大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業加点について

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう
- ・ 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
- ・ 次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ・ 若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

#### 追加項目

○登録基幹技能者評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

企 業	登録基幹技能者等の配置 【重複評価あり(同一職種は重複 評価なし)】	登録基幹技能者を配置又は優秀施工者国土交通大臣顕彰者(建設マスター)を配置 (表彰から10年度加点対象、H27年度以前に顕彰を受けている場合はR7年度まで)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		技能士(特級、1級、単一等級)※3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※1 評価対象は、元請又は下請業者が当該工事に配置する技術者とする。ただし、元請が工事現場に置く監理(主任)技術者が登録基幹技能者等である場合は評価の対象としない。

※2 設計図書で適用している技能士は評価の対象としない。

※3 最大の配点は、3職種を指定した場合を示す。

※4 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合において、上記※1中「監理(主任)技術者」とあるのは「特例監理技術者又は監理技術者補佐」と読み替えるものとする。

注2) 以下の者が評価対象となる。

- ① 登録基幹技能者にあつては登録基幹技能者講習会修了証を有する者。
- ② 優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)にあつては優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者。
- ③ 技能士にあつては技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○新技術導入促進(I型)工事を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

新技術活用提案(新技術導入促進(I型))	提案された新技術(NETIS登録)の活用が有効かつ具体的である場合	なし	2.0	2.0	2.0	2.0
	提案された新技術(NETIS未登録(NETISからの削除技術を含む))の活用が有効かつ具体的である場合		1.0	2.0	1.0	2.0
	提案された新技術の活用が有効かつ具体的でない場合		0.0	0.0	0.0	0.0

・ 適用工事: 施工能力評価型(I型) ※施工計画重視型は除く。

・ 施工能力評価型(I型)では、従前の「新技術に関する「関連分野での技術開発(NETISへの登録)および有用な技術の活用(別記様式O)」による提案を求めない。

#### 減点項目

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

- ・ JVのベネパティ実績は各構成員に付与する。またベネパティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

#### JVの場合

- ・ 企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。
- ・ 企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。
- ・ 企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精進度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする。

**海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度**

- ※2 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。
- ※3 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。
- ※4 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

**○買上げを実施する企業に対する加点措置**

			標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 買上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03			
買上げを実施する企業に対する加点措置	買上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】				
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】				

・ 中小企業の定義—法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

**○実績確認の結果、買上げ基準に達していない者に対する減点措置**

			上表で計算した買上げ加算点に1点を加えた点を減点する			
買上げ未実施企業	買上げを実施しなかった企業に対する減点措置 (該当企業は、財務省から通知された日から1年間、買上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)					

工事名:

配点表

※青網掛け部に入力してください。

標準項目	営繕(建築)、道路部門 施工能力評価型 2.9億円以上 I型①	20.0	技術者	
		18.0	企業	
追加項目	登録基幹技能者等の配置	3.0	企業	
	新技術活用提案(新技術導入促進(I)型)	-	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	20.0		
	企業の配点計	21.0		
中計		41.0		
買上げ加点措置		2.0	小計×0.03= 1.23000	≒ 2.0 切り上げ整数
			3%以上の確認	2.0 ÷ 43.0 = 0.04651 >0.03 OK
			加算点再計算	-
計		43.0	3%以上の確認	- ÷ - = - -

技術者育成型

○ 建築

○ 営繕(建築)、営繕(電気)、営繕(管)

評価項目		評価基準	施工能力評価型		
大項目	小項目		2.9億円未満営繕(建築) (営繕(電気)及び営繕(管)は0.9億円未満)		
			難易度Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ Ⅱ型		
			評価	配点	
配置予定技術者の評価	簡易な施工計画	施工計画の内容が妥当か	なし		
	当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	なし		
	過去15年度の同種工事の実績、同種性・立場※2	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事 より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事 同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	なし		
	過去10年度の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(同一工事区分の任意の1工事)成績実績がないものは加算しない。	83点以上 82点以上83点未満 81点以上82点未満 80点以上81点未満 79点以上80点未満 78点以上79点未満 77点以上78点未満 76点以上77点未満 75点以上76点未満 74点以上75点未満 73点以上74点未満 72点以上73点未満 72点未満	なし		
	過去4年度の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※3	局長表彰(同一部門限定) 釧路開建部長表彰(同一部門限定、釧路開建部長表彰のみ有効)	なし		
	CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	
	配置予定技術者の配点計			1.0	
	企業	過去15年度の同種工事の実績※4	より同種性の高い工事実績あり 同種性が認められる工事実績あり	4.0 0.0	4.0
		過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均点。実績がなければ過去10年遡る。(同一工事区分)実績なしは加算しない。	83点以上 82点以上83点未満 81点以上82点未満 80点以上81点未満 79点以上80点未満 78点以上79点未満 77点以上78点未満 76点以上77点未満 75点以上76点未満 74点以上75点未満 73点以上74点未満 72点以上73点未満 72点未満	5.0 4.6 4.2 3.8 3.4 3.0 2.6 2.2 1.8 1.4 1.0 0.6 0.0	5.0
		国土交通省i-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞 優秀賞	2.0 1.0	2.0
北海道開発局i-Con奨励賞		奨励賞	0.5	0.5	
過去2年度の北海道開発局長等優良工事表彰(重複なし。釧路開建部長表彰のみ有効)		局長表彰(他との重複も含む)(営繕部門限定) 釧路開建部長表彰(複数回も含む)(営繕部門限定)	2.0 1.0	2.0	
NETIS登録技術の活用 ※新技術導入促進(1)型を適用する場合は評価項目の対象外(別途で評価)		自社が開発した有用な技術があり、当該工事に活用 他社が開発した有用な技術を当該工事に活用 当該工事に活用しないが、自社の関連分野での技術開発がある 自社の関連分野での技術開発、当該工事での活用なし	1.0 0.5 0.5 0.0	1.0	
地域※2 過去10年度の釧路開建建設部管内での同種工事の施工実績(管・民とわず)		開発建設部管内本店(A等級の場合は道内本店) その他 あり なし	2.0 0.0 2.0 0.0	2.0 (-) 2.0	
過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)		国・地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績 国・地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績 災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有 なし	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0	
当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)		国との防災協定等締結あり 地方公共団体との防災協定等締結あり なし	1.0 0.3 0.0	1.0	

貢献度	ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定 〔プラチナをほし・えるまじ認定企業〕 2. 次世代法に基づく認定 〔プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業〕 3. 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	0.5	0.5
	企業の配点計		18.5	
標準項目配点合計			19.5	
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止 文書注意 口頭注意	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し
	過去6ヶ月間の施工状況等	組織工事等で修補請求等を受けた (低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	
ヒアリング	監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0	実施しない
		一定の監理能力が期待できる	×0.5	
施工計画	施工計画	上記以外	×0.0	なし
		施工計画の説明が適切である 施工計画の説明が不十分である	可 不可	

※北海道開発局における国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・ 評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び営繕とする。
- ・ 評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・ 加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
- ・ i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・ JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・ 評価対象となる事業部門は、全部門とする。
- ・ 評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・ 評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。
- ・ i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞」(国土交通大臣賞及び優秀賞)との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・ JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業加点について

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。  
雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
- ・ 次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ・ 若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

#### 追加項目

○登録基幹技能者評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技能者等の配置 【重複評価あり(同一職種)の重複評価なし】	登録基幹技能者を配置又は優秀施工者国土交通大臣顕彰者(建設マスター)を配置 (表彰から10年度加点対象、H27年度以前に顕彰を受けている場合はR7年度まで)	1.0	最大 3.0
		技能士(特級、1級、単一等級)※3	0.5	
		なし	0.0	

※1 評価対象は、元請又は下請業者が当該工事に配置する技術者とする。ただし、元請が工事現場に置く監理(主任)技術者が登録基幹技能者等である場合は評価の対象としない。

※2 設計図書で適用している技能士は評価の対象としない。

※3 最大の配点は、3職種を指定した場合を示す。

※4 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合において、上記※1中「監理(主任)技術者」とあるのは「特例監理技術者又は監理技術者補佐」と読み替えるものとする。

注2) 以下の者が評価対象となる。

- ①登録基幹技能者にあつては登録基幹技能者講習会修了証を有する者。
- ②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)にあつては優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者。
- ③技能士にあつては技能検定試験の合格証を交付されたもの。

#### 減点項目

- ※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。
- ・ JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

#### 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度

- ※2 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。
- ※3 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。
- ※4 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。



創路開建新総合評価配点表(2種化対応)－施工能力評価型

○ 機械

局統一(必須)項目  
 部局標準設定項目

評価項目			施工能力評価型								
			2.9億円未満				2.9億円以上				
			II型		I型①		I型①		I型②		
大項目	小項目	評価基準	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	
簡易な施工計画	施工計画	施工計画の内容が妥当か	なし	なし	なし	なし	可	不可の場合失格			
	当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	なし	10.0 8.5 2.5 0.0	10.0 施工管理能力の 確認 10.0	10.0 8.5 2.5 0.0	10.0 施工管理能力の 確認 10.0	なし			
配置予定技術者の評価	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※2	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	7.0	3.0	3.0	3.0	7.0				
		より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	3.5	7.0	1.5	3.0	1.5	3.0	3.5	7.0	
		同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	0.0		0.0		0.0		0.0		
	過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての実績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)	83点以上	8.0	3.0	3.0	3.0	8.0				
		82点以上83点未満	7.3	2.8	2.8	2.8	7.3				
		81点以上82点未満	6.6	2.6	2.6	2.6	6.6				
		80点以上81点未満	5.9	2.4	2.4	2.4	5.9				
		79点以上80点未満	5.2	2.2	2.2	2.2	5.2				
		78点以上79点未満	4.5	2.0	2.0	2.0	4.5				
		77点以上78点未満	3.8	8.0	1.8	3.0	1.8	3.0	3.8	8.0	
		76点以上77点未満	3.1		1.6		1.6		3.1		
		75点以上76点未満	2.4		1.4		1.4		2.4		
		74点以上75点未満	1.7		1.2		1.2		1.7		
		73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0		
		72点以上73点未満	0.3		0.8		0.8		0.3		
72点未満	0.0		0.0		0.0		0.0				
過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※3	局長表彰(同一工事区分に限定)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0		
創路開建部長表彰(同一工事区分に限定、創路開建部長表彰のみ有効)	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0			
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0		
配置予定技術者の配点計			19.0	19.5	19.5	19.5	19.0				
企業	過去15年間の同種工事の実績※4	より同種性の高い工事実績あり	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0	5.0		
		同種性が認められる工事実績あり	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	5.0	0.0	5.0	
		同種性が認められる工事実績あり	0.0		0.0		0.0		0.0		
	過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均	83点以上	5.0	5.0	6.0	6.0	5.0	6.0			
		82点以上83点未満	4.6	5.0	5.5	5.5	4.6	5.5			
		81点以上82点未満	4.2	4.2	5.0	5.0	4.2	5.0			
		80点以上81点未満	3.8	3.8	4.5	4.5	3.8	4.5			
		79点以上80点未満	3.4	3.4	4.0	4.0	3.4	4.0			
		78点以上79点未満	3.0	3.0	3.5	3.5	3.0	3.5			
		77点以上78点未満	2.6	5.0	2.6	5.0	3.0	6.0	3.0	6.0	6.0
		76点以上77点未満	2.2		2.2		2.5		2.5		
		75点以上76点未満	1.8		1.8		2.0		2.0		
		74点以上75点未満	1.4		1.4		1.5		1.5		
		73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0		
		72点以上73点未満	0.6		0.6		0.5		0.5		
72点未満	0.0		0.0		0.0		0.0				
国土交通省-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0		
優秀賞	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
北海道開発局-Con奨励賞	奨励賞	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0		
過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰(重複なし、創路開建部長表彰のみ有効)	局長表彰(他との重複も含む)(同一部門限定)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0		
創路開建部長表彰(複数回も含む)(同一部門限定)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
工事成績優秀企業 ※	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
NETIS登録技術者の活用 ※新技術導入促進(1)型を適用する場合は評価項目の対象外(別途で評価) ※農業・港湾部門で計上	自社が開発した有用な技術があり、当該工事に活用	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
他社が開発した有用な技術を当該工事に活用	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0			
当該工事に活用しないが、自社の関連分野での技術開発がある	0.5		0.5		0.5		0.5		1.0		
自社の関連分野での技術開発、当該工事で活用なし	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		
地域精通 ※2	道内本店	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0		
	本店、営業所の所在地	0.0	2.0	0.0	2.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	
	道内に支店・営業所	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
過去10年間の創路開建設部管内での同種工事の施工実績	あり	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0		
	なし	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0	2.0	1.0	
	なし	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
地域貢献度	過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)	国・地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	国・地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	国との防災協定等締結あり	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	地方公共団体との防災協定等締結あり	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	1.0	
なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるほし・えるほし認定企業) 2. 次世代法に基づく認定(プラチナえるほし・えるほし認定企業(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
企業の配点計			17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	
			18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	

標準項目配点合計			道路・河川		37.0		37.0		36.5	
			農業・港湾		37.5		38.0		37.5	
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5
		文書注意	-1.0	重複無し	-1.0	重複無し	-1.0	重複無し	-1.0	重複無し
		口頭注意	-0.5		-0.5		-0.5		-0.5	
	過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求等を受けた(低入札工事であった場合は、下括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	
ヒアリング	監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0					×1.0		
		一定の監理能力が期待できる	×0.5					×0.5		
		上記以外	×0.0					×0.0		
施工計画	施工計画の説明が適切である	可					可			
	施工計画の説明が不十分である	不可	なし	なし	なし	なし	不可	過去15年間の技術者実績に 乗じる 不可の場合失格		

- ※道路・河川部門は新技術活用の原則義務化対象工事のためNETIS登録技術の活用は評価対象としない。農業・港湾部門のみ評価対象とする。
- ※北海道開発局における国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について
- 評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び管轄とする。
  - 評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、管轄・電気・機械については工事区分)とする。なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
  - 加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
  - i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「北海道開発局i-Con奨励賞」と同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ※JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。
- ※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について
- 評価対象となる事業部門は、全部門とする。
  - 評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、管轄・電気・機械については工事区分)とする。なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
  - 評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。
  - i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞(国土交通大臣賞及び優秀賞)」の同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
  - JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。
- ※ワークライフ・バランス等推進企業加点について
- 女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。
  - 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
  - 次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
  - 若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

#### 追加項目

○登録基幹技術者評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技術者等の配置 【重複評価あり(同一職種の重複評価なし)】	登録基幹技術者を配置又は優秀施工者国土交通大臣顕彰者(建設マスター)を配置(表彰から10年度加点対象、H27年度以前に顕彰を受けている場合はR7年度まで)		技能士(特級、1級、単一等級)※3		なし	
		1.0	最大1.0	0.5	0.0	0.5	0.0
		1.0	最大1.0	0.5	0.0	0.5	0.0

- ※1 評価対象は、元請又は下請業者が当該工事に配置する技術者とする。ただし、元請が工事現場に置(監理(主任)技術者が登録基幹技術者等である場合は評価の対象としない)。
- ※2 設計図書で適用している技能士は評価の対象としない。
- ※3 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技術者等である場合は当該項目の評価対象としない。
- ※4 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合において、上記※1中「監理(主任)技術者」とあるのは「特例監理技術者又は監理技術者補佐」と読み替えるものとする。
- 注2) 以下の者が評価対象となる。
- ①登録基幹技術者には登録基幹技術者講習会修了証を有する者
  - ②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)には優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)
  - ③技能士には技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○新技術導入促進(I型)工事を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

新技術活用提案(新技術導入促進(I型))	提案された新技術(NETIS登録)の活用が有効かつ具体的である場合		提案された新技術(NETIS未登録(NETISからの削除技術を含む))の活用が有効かつ具体的である場合		提案された新技術の活用が有効かつ具体的でない場合	
	2.0	2.0	1.0	2.0	0.0	0.0
	2.0	2.0	1.0	2.0	0.0	0.0

- 道路・河川部門は新技術活用の原則義務化対象工事のためNETIS登録技術の活用は評価対象としない。農業・港湾部門のみ評価対象とする。
- 適用工事: 施工能力評価型(I型)※施工計画重視型は除く。
- 施工能力評価型(I型)では、従前の「新技術に関する「関連分野での技術開発(NETISへの登録)および有用な技術の活用(別記様式O)」」による提案を求めない。

#### 減点項目

- ※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。
- ※2 JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

#### JVの場合

- 企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。
- 企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。
- 企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精進度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする。

鋼構造物と機械器具設置では、加点の対象となる技術士の部門および資格が異なるため次のとおりとする。

- 【鋼構造物工事の場合】・・・建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る)  
総合技術管理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る)  
一般土木施工管理技士 経験年数10年(2級が参加資格の場合は経験年数を省く)
- 【機械器具設置工事の場合】・・・機械部門(選択科目を「機械部門」とするものに限る)  
総合技術管理部門(選択科目を「機械部門」とするものに限る)

- ※ 企業評価～過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰において「工事成績優秀企業」配点は、対象工種に該当していないため配点しない。

#### 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度

- ※2 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。
- ※3 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。
- ※4 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

○賃上げを実施する企業に対する加点措置

			標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 賃上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03			
賃上げを実施する企業に対する加点措置	賃上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】				
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】				

・ 中小企業の定義→法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

○実績確認の結果、賃上げ基準に達していない者に対する減点措置

		上表で計算した賃上げ加算点に1点を加えた点を減点する			
賃上げ未実施企業	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置 (該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)				

工事名:

配点表

※青網掛け部に入力してください。

標準項目	機械、道路部門 施工能力評価型 2.9億円以上 I型①	19.5	技術者	
		17.0	企業	
追加項目	登録基幹技能者等の配置	1.0	企業	
	新技術活用提案(新技術導入促進(I)型)	-	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	19.5		
	企業の配点計	18.0		
中計		37.5		
賃上げ加点措置		2.0		
			小計×0.03=	1.12500
			3%以上の確認	2.0
計		39.5		
			加算点再計算	-
			3%以上の確認	-

釧路開建新総合評価配点表(2種化対応)－施工能力評価型

○ 電気(土木電気設備、通信設備、受変電設備)

局統一(必須)項目  
局標準設定項目

評価項目		評価基準	施工能力評価型									
			0.9億円未満		0.9億円～2.9億円		2.9億円以上					
			Ⅱ型		難易度Ⅲ以上(難易度Ⅰ、ⅡはⅡ型)Ⅰ型①		難易度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ書面で監理能力を認めるⅠ型①		難易度Ⅲ以上かつアリスグで監理能力を確認する必要がある場合Ⅰ型②			
大項目	小項目	評価基準	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点		
配置予定技術者の評価	簡易な施工計画	施工計画の内容が妥当か	なし		なし		なし		可 不可		不可の場合失格	
	当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	なし		なし		なし		なし		なし	
	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※2	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事 より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事 同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	7.0 3.5 0.0	7.0	3.0 1.5 0.0	3.0 3.0	1.5 3.0	3.0 3.5 0.0	7.0 7.0			
	過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての実績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)	83点以上 82点以上83点未満 81点以上82点未満 80点以上81点未満 79点以上80点未満 78点以上79点未満 77点以上78点未満 76点以上77点未満 75点以上76点未満 74点以上75点未満 73点以上74点未満 72点以上73点未満 72点未満	8.0 7.3 6.6 5.9 5.2 4.5 3.8 3.1 2.4 1.7 1.0 0.3 0.0	8.0	3.0 2.8 2.6 2.4 2.2 2.0 1.8 1.6 1.4 1.2 1.0 0.8 0.0	3.0 2.8 2.6 2.4 2.2 2.0 1.8 1.6 1.4 1.2 1.0 0.8 0.0	3.0 2.8 2.6 2.4 2.2 2.0 1.8 1.6 1.4 1.2 1.0 0.8 0.0	8.0 7.3 6.6 5.9 5.2 4.5 3.8 3.1 2.4 1.7 1.0 0.3 0.0				
	過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※3	局長表彰(同一工事区分に限定) 釧路開建部長表彰(同一工事区分に限定、釧路開建部長表彰のみ有効)	3.0 1.5	3.0	3.0 1.5	3.0 3.0	3.0 3.0	3.0 3.0	3.0 3.0			
	CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	配置予定技術者の配点計			19.0		20.0		20.0				19.0
	企業	過去15年間の同種工事の実績※4	より同種性が高い工事実績あり 同種性が認められる工事実績あり	4.0 0.0	4.0	4.0 0.0	4.0	4.0 0.0	4.0 4.0	5.0 0.0	5.0	5.0
		過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均	83点以上 82点以上83点未満 81点以上82点未満 80点以上81点未満 79点以上80点未満 78点以上79点未満 77点以上78点未満 76点以上77点未満 75点以上76点未満 74点以上75点未満 73点以上74点未満 72点以上73点未満 72点未満	5.0 4.6 4.2 3.8 3.4 3.0 2.6 1.8 1.4 1.0 0.6 0.0	5.0	5.0 4.6 4.2 3.8 3.4 3.0 2.6 1.8 1.4 1.0 0.6 0.0	5.0 4.6 4.2 3.8 3.4 3.0 2.6 1.8 1.4 1.0 0.6 0.0	5.0 4.6 4.2 3.8 3.4 3.0 2.6 1.8 1.4 1.0 0.6 0.0	5.0 4.6 4.2 3.8 3.4 3.0 2.6 1.8 1.4 1.0 0.6 0.0	6.0		
		国土交通省i-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞 優秀賞	2.0 1.0	2.0	2.0 1.0	2.0	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0	2.0
北海道開発局i-Con奨励賞		奨励賞	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	2.0	
過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰(重複なし。釧路開建部長表彰のみ有効)		局長表彰(他との重複も含む)(同一部門限定) 釧路開建部長表彰(複数回も含む)(同一部門限定)	2.0 1.0	2.0	2.0 1.0	2.0	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0	2.0	
NETIS登録技術の活用 ※新技術導入促進(Ⅰ)型を適用する場合は評価項目の対象外(別途で評価) ※農業・港湾部門で計上		自社が開発した有用な技術があり、当該工事に活用 他社が開発した有用な技術を当該工事に活用 当該工事に活用しないが、自社の関連分野での技術開発がある 自社の関連分野での技術開発、当該工事での活用なし	1.0 0.5 0.5 0.0	1.0	1.0 0.5 0.5 0.0	1.0	1.0 0.5 0.5 0.0	1.0 0.5 0.5 0.0	1.0 0.5 0.5 0.0	1.0	1.0	
地域※2 本支店、営業所の所在地		開発建設部管内本店 その他	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0 0.0	2.0 0.0	2.0	2.0	
過去10年間の釧路開建設部管内での同種工事の施工実績		あり なし	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0 0.0	2.0 0.0	2.0	2.0	
過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)		国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績 国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績 災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有 なし	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0	1.0	
当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)		国との防災協定等締結あり 地方公共団体との防災協定等締結あり なし	1.0 0.3 0.0	1.0	1.0 0.3 0.0	1.0	1.0 0.3 0.0	1.0 0.3 0.0	1.0 0.3 0.0	1.0	1.0	

貢献度	ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定 (フラチナえるほしえるほし認定企業) 2. 次世代法に基づく認定 (フラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	企業の配点計		道路・河川	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5
			農業・港湾	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5
	標準項目配点合計		道路・河川	36.5	37.5	37.5	36.5		
		農業・港湾	37.5	38.5	38.5	37.5			
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	
		文書注意	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	
		口頭注意	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	-0.5	
	過去6ヶ月間の施工状況等	組組工事等で修補請求等を受けた (低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	
ヒアリング	監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0				×1.0	過去15年間の 技術者実績に 乗じる	
		一定の監理能力が期待できる	×0.5	実施しない	実施しない	実施しない	×0.5		
		上記以外	×0.0				×0.0		
	施工計画	施工計画の説明が適切である	可	なし	なし	なし	可		不可の場合失 格
	施工計画の説明が不十分である	不可				不可			

※道路・河川部門は新技術活用の原則義務化対象工事のためNETIS登録技術の活用は評価対象としない。農業・港湾部門のみ評価対象とする。

※北海道開発局における国土交通省i-Constrction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

・評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び営繕とする。

・評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。

なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。

・加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。

・i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。

・JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

・評価対象となる事業部門は、全部門とする。

・評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。

なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。

・評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。

・i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Constrction大賞又はインフラDX大賞」(国土交通大臣賞及び優秀賞)との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。

・JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Constrction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業加点について

・女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。

・次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

・若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

### 追加項目

○登録基幹技術者評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技術者等の配置	登録基幹技術者	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)(表彰された年度から10年間加点対象)※	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		技能士(特級、1級、単一等級)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

\*技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。

注1) 元請の主任(監理)技術者等、登録基幹技術者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2) 以下の者が評価対象となる。

①登録基幹技術者については登録基幹技術者講習会修了証を有する者

②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)については優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)

③技能士については技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○新技術導入促進(I型)工事を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

新技術活用提案(新技術導入促進(I型))	提案された新技術(NETIS登録)の活用が有効かつ具体的である場合	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	提案された新技術(NETIS未登録(NETISからの削除技術を含む))の活用が有効かつ具体的である場合	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	提案された新技術の活用が有効かつ具体的でない場合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

・道路・河川部門は新技術活用の原則義務化対象工事のためNETIS登録技術の活用は評価対象としない。農業・港湾部門のみ評価対象とする。

・適用工事: 施工能力評価型(I型) ※施工計画重視型は除く。

・施工能力評価型(I型)では、従前の「新技術に関する「関連分野での技術開発(NETISへの登録)および有用な技術の活用(別記様式O)」」による提案を求めない。

### 減点項目

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

・JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。



創設関連総合評価配点表(2種化対応)-技術提案評価型

○一般土木

■ 局統一(必須)項目  
■ 局標準設定項目

大項目	小項目	評価基準	技術提案評価型															
			非WTO						WTO									
			S型		A型		S型		A型		S型		A型					
役職 選抜時 の評価 項目	総合 評価 項目	役職 選抜時 の評価 項目	総合 評価 項目	役職 選抜時 の評価 項目	総合 評価 項目	役職 選抜時 の評価 項目	総合 評価 項目	役職 選抜時 の評価 項目	総合 評価 項目	役職 選抜時 の評価 項目	総合 評価 項目							
技術提案の評価	【選抜時の技術提案】	求める項目に応じた基準								○	◎	0~25点						
	【選抜後の技術提案】 総合的なコストに関する提案、工費目的物の性能・機能に関する提案、社会的要請に関する提案等を求める	求める項目に応じた基準		◎	30 17ヶ月 (6点×5提案)						◎		35~60点					
配置予定技術者の評価	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※3	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特等2号)又は現場代理人として従事 より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特等2号)又は現場代理人として従事 同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	○	◎	2.5	5.0	○											
	過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特等2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※3	83点以上	5.0															
		82点以上83点未満	4.6															
		81点以上82点未満	4.2															
		80点以上81点未満	3.8															
		79点以上80点未満	3.4															
		78点以上79点未満	3.0															
		77点以上78点未満	2.6	◎	5.0	○								8.0				
		76点以上77点未満	2.2															
		75点以上76点未満	1.8															
		74点以上75点未満	1.4															
	73点以上74点未満	1.0																
	72点以上73点未満	0.6																
	72点未満	0.0																
	過去4年間の北海道開発局長等役員工事表彰の有無重複なし※4	局長表彰(同一事業部門限定)※ 副総長表彰(同一事業部門限定、副総長表彰のみ有効)※	◎	◎	3.0		○											
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	○	◎	1.0	1.0													
配置予定技術者の配点計					14.0										19.0			
企業	過去15年間の同種工事の実績※5	より同種性の高い工事実績あり 同種性が認められる工事実績あり	○	◎	3.0	3.0	○											
	過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均	83点以上	5.0															
		82点以上83点未満	4.6															
		81点以上82点未満	4.2															
		80点以上81点未満	3.8															
		79点以上80点未満	3.4															
		78点以上79点未満	3.0															
		77点以上78点未満	2.6	◎	5.0	○								8.0				
		76点以上77点未満	2.2															
		75点以上76点未満	1.8															
		74点以上75点未満	1.4															
	73点以上74点未満	1.0																
	72点以上73点未満	0.6																
	72点未満	0.0																
	国土交通省・Con大賞 又はインフラDX大賞	大賞賞 優秀賞	◎	◎	2.0													
北海道開発局・Con奨励賞	奨励賞	◎	◎	1.0														
過去2年間の北海道開発局長等役員工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(最優秀)または、工事成績優秀企業のみ重複可能、副総長表彰のみ有効) 副総長表彰(最優秀、優秀、特別賞)※4 ※局長表彰または部長表彰との重複評価はなし	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)※ 副総長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)※ 国土技術開発局の受賞実績(最優秀、優秀、特別賞) 同一事業部門(分野)は異なる ※局長表彰または部長表彰との重複評価はなし	◎	◎	2.0	2.0	○							2.0	2.0				
過去3年間の国土技術開発局の受賞実績(最優秀、優秀、特別賞)※4 ※局長表彰または部長表彰との重複評価はなし	国土技術開発局の受賞実績(最優秀、優秀、特別賞) 同一事業部門(分野)は異なる ※局長表彰または部長表彰との重複評価はなし	◎	◎	2.0														
工事成績優秀企業	工事成績優秀企業	◎	◎	0.5	0.5								0.5	0.5				
企業の評価	作業船保有状況(港湾・漁港工事)	保有比率50%以上又は保険支払率50%以上 保有比率20%以上50%未満又は保険支払率20%以上50%未満 保有比率20%未満又は保険支払率20%未満 上記以外	○	◎	1.0	1.0												
	環境性能の高い作業船の使用の場合(港湾・漁港工事)	作業船の保有状況に提示した作業船に設置されているすべての原動機の窒素酸化物排出基準(H22年改正)を満足している。	◎	◎	0.5													
		出資比率50%以上	◎	◎	0.5													
		出資比率20%以上50%未満	◎	◎	0.0													
	新造船の場合(港湾・漁港工事)	出資比率50%以上	◎	◎	1.0													
		出資比率20%以上50%未満	◎	◎	1.0													
		出資比率20%未満	◎	◎	0.5													
	NETIS登録技術の活用(港湾・農業部門)	関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)の有無 関連分野での有用な新技術の当該工事への活用 技術開発がない又は、活用しない	◎	◎	0.5	1.0												
	地域貢献度	過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)	国、地方自治体又は公共施設等の管理団体の要請による災害緊急活動の実績 国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績 災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有 なし	○	◎	1.0	1.0											
		当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	国との防災協定等締結あり 地方公共団体との防災協定等締結あり なし	○	◎	0.3	1.0											
		ワークライフバランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナ・白金・シルバー認定企業) 2. 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナ・白金・シルバー認定企業) (プラチナ・白金・シルバー認定企業) 3. 令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライクル(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライクル(令和7年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	◎	◎	0.5	0.5	○							0.5	0.5		
			企業配点計	道庁・河川			13.0										18.0	
	企業配点計					14.0[15.5]										18.0		
	標準項目配点合計			道庁・河川	27.0	57.0	37.0	25.0	60.0									
				港湾・農業	33.0	63.0	37.0	25.0	60.0									



○買上げを実施する企業に対する加点措置

買上げを実施する企業に対する加点措置	買上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の翌年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均支給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】	標準項目(追加項目を含む) 配点計の3%以上の整数を加点する 買上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03				
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の翌年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均支給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】					

・ 中小企業の定義—法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

○実績確認の結果、買上げ基準に達していない者に対する減点措置

買上げ未実施企業	買上げを実施しなかった企業に対する減点措置 (該当企業は、財務者から通知された日から1年間、買上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)	上表で計算した買上げ加算点に1点を加えた点を減点する					

工事名:

配点表 ※青網掛け部に入力してください。

標準項目	港湾部門(一般土木) 技術提案評価型	14.0	技術者	
	非WTO S型	18.5	企業	
追加項目	漁港漁場関係事業 優良請負者表彰	1.0	企業	漁港工事追加項目
	施工環境監理者の資格	1.0	技術者	漁港工事追加項目
	海上(空港)工事施工管理技術者の資格	-	技術者	港湾空港工事追加項目(非WTOのS型が対象)
	登録基幹技能者等の配置	1.0	企業	
	地元企業活用率	-	企業	
	新技術活用提案(新技術導入促進【I型】)	-	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	15.0		
	企業の配点計	20.5		
中計		35.5		
ワーク・ライフ・バランス	WTO対象の技術提案評価型S・A型の場合	1.0		
買上げ加点措置		2.0		
			小計×0.03= 1.06500 $\neq$ 2.0 切り上げ整数	
			3%以上の確認 2.0 $\div$ 37.5 = 0.05333 >0.03 OK	
			加算点再計算 - $\div$ - = -	
			3%以上の確認 - $\div$ - = -	
計		38.5		

釧路開建新総合評価配点表(2種化対応)-技術提案評価型

- 鋼橋上部
- PSコンクリート

- 黄色 : 局統一(必須)項目
- 青色 : 部局標準設定項目

評価項目		評価基準	技術提案評価型											
			非WTO						WTO					
			S型		A型		S型		A型		S型		A型	
大項目	小項目	段階選抜時の評価項目	総合評価時の評価項目	評価	配点	段階選抜時の評価項目	総合評価時の評価項目	評価	配点	段階選抜時の評価項目	総合評価時の評価項目	評価	配点	
技術提案の評価	【選抜時の技術提案】	求める項目に応じた基準										○ ◎	0~25点	
	【選抜後の技術提案】 総合的なコストに関する提案、工 事目的物の性能・機能に関する提 案、社会的要請に関する提案等を 求める	求める項目に応じた基準	◎		30 1テーマ (6点×5提案)							◎	35~60点	
配置予定技術者の評価	過去15年間の同種工事の実績、 同種性・立場※2	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事  より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事  同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	○ ◎		5.0 2.5 0.0	5.0	○		8.0 4.0 0.0	8.0				
	過去10年間の北海道開発局発注 工事の監理(主任)技術者、監理 技術者(専任特例2号)又は現場 代理人としての成績(当該工事と 同じ工事区分の任意の1工事)※3	83点以上	5.0		8.0									
		82点以上83点未満	4.6		7.3									
		81点以上82点未満	4.2		6.6									
		80点以上81点未満	3.8		5.9									
		79点以上80点未満	3.4		5.2									
		78点以上79点未満	3.0		4.5									
		77点以上78点未満	2.6	◎	3.8	○	8.0							
		76点以上77点未満	2.2		3.1									
		75点以上76点未満	1.8		2.4									
74点以上75点未満		1.4		1.7										
73点以上74点未満	1.0		1.0											
72点以上73点未満	0.6		0.3											
72点未満	0.0		0.0											
過去4年間の北海道開発局長優良 工事表彰の有無(重複なし)※3	局長表彰(同一事業部門限定)  釧路開建部長表彰(同一事業部門限定、釧路開建部長表彰のみ有効)	○ ◎		3.0 1.5	3.0	○		3.0 1.5	3.0					
または、過去4年間の高度なマネ ジメントの経験(事業促進PPP、P M/CM、技術協力業務)【非WTO のS型で段階的選抜方式を実施す る工事に追加適用】※3	高度なマネジメントの経験(事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務)(同一事業部門(分野)は問わない) ※局長表彰または部長表彰との重複評価はなし	○ ◎		3.0	3.0			—						
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	○ ◎		1.0	1.0									
配置予定技術者の配点計				14.0				19.0						
標準項目	過去15年間の同種工事の実績※ 4	より同種性が高い工事実績あり 同種性が認められる工事実績あり	○ ◎		3.0 0.0	3.0	○		7.0 0.0	7.0				
	過去2年間の北海道開発局発注の 成績の平均	83点以上	5.0		8.0									
		82点以上83点未満	4.6		7.3									
		81点以上82点未満	4.2		6.6									
		80点以上81点未満	3.8		5.9									
		79点以上80点未満	3.4		5.2									
		78点以上79点未満	3.0		4.5									
		77点以上78点未満	2.6	◎	3.8	○	8.0							
		76点以上77点未満	2.2		3.1									
		75点以上76点未満	1.8		2.4									
74点以上75点未満		1.4		1.7										
73点以上74点未満	1.0		1.0											
72点以上73点未満	0.6		0.3											
72点未満	0.0		0.0											
企業 業	国土交通省i-Con大賞 又はインフラDX大賞	大臣賞 優秀賞	○ ◎		2.0 1.0	2.0		2.0 1.0	2.0					
	北海道開発局i-Con奨励賞	奨励賞	○ ◎		0.5	0.5	○		0.5	0.5				
	過去2年間の北海道開発局長等優 良工事表彰及び当該年度の工事 成績優秀企業(重複なし。ただし、 工事成績優秀企業のみ重複可 能、釧路開建部長表彰のみ有効) または、過去3年間の国土技術開 発局の受賞実績(最優秀賞、優秀 賞、特別賞を対象)【非WTOのS 型で段階的選抜方式を実施する工 事に追加適用】	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)  釧路開建部長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)  国土技術開発局の受賞実績(最優秀賞、優秀賞、特別賞) (同一事業部門(分野)に限定) ※局長表彰または部長表彰との重複評価はなし	○ ◎		2.0 1.0 2.0	2.0	○		2.0 1.0 —	2.0				
	NETIS登録技術の活用 (港湾・農業部門)	関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)の有無 関連分野での有用な新技術の当該工事への活用 技術開発がない又は、活用しない	○ ◎		0.5 0.5 0.0	1.0								
	地域 音	過去3年度以降から公告開始日時 点における災害活動の実態等(活 動実績または防災活動や支援体 制)(管内)	国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績  国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績  災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有 なし	○ ◎		1.0 1.0 1.0 0.0	1.0							
		当該年度における災害活動の実 態(協定の締結)(管内)	国との防災協定等締結あり 地方公共団体との防災協定等締結あり なし	○ ◎		1.0 0.3 0.0	1.0							

貢献度	ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定 (プラチナえるほし・えるほし認定企業) 2. 次世代法に基づく認定 (プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	○ ◎	0.5	0.5	0.5	0.5													
企業の配点計		非WTO、S型は、道路・河川部門として集計している。 (NETIS活用含まず。港湾・農業部門の場合は計上すること。)			13.0		18.0													
標準項目配点合計				27.0	57.0	37.0	25.0	60.0												
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止 文書注意 口頭注意		-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し		-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し												
	過去6ヶ月間の施工状況等	組織工事等で修補請求等を受けた (低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)			-0.5 (-1.0)		-0.5 (-1.0)													
ヒアリング	技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。	×1.0	○ ◎	1.0	1.0		1.0	1.0												
	技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。	×0.5	◎	0.5	0.5		0.5	0.5												
	上記以外	×0.0		0.0	0.0		0.0	0.0												

※道路・河川部門は新技術活用の原則義務化対象工事のためNETIS登録技術の活用は評価対象としない。農業・港湾部門のみ評価対象とする。

※北海道開発局における国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・ 評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び営繕とする。
- ・ 評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分とする)。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・ 加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
- ・ i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・ JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・ 評価対象となる事業部門は、全部とする。
- ・ 評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分とする)。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・ 評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替える基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札手続きを開始するものから更新するものとする。
- ・ i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞(国土交通大賞及び優秀賞)との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・ JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業加点について

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に関する基準を満たすものに限る。)をいう。  
雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
- ・ 次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ・ 若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

**追加項目**

○港湾・空港工事追加項目(標準項目に追加)※非WTOのS型が対象

追加項目	海上(空港)工事施工管理技術者の資格	有している 上記以外	○ ◎	1.0 0.0	1.0															
------	--------------------	---------------	-----	------------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○登録基幹技能者評価方法を試行する場合(企業の標準項目に原則追加) ※非WTOのS型が対象

企業	登録基幹技能者等の配置	登録基幹技能者 優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター) (表彰された年度から10年間対象)※ 技能士(特級、1級、単一等級) なし		1.0 1.0 0.5 0.0	最大 1.0															
----	-------------	---	--	--------------------------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- \*技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。
- ※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。
- 注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技能者等である場合は当該項目の評価対象としない。
- 注2) 以下の者が評価対象となる。  
①登録基幹技能者については登録基幹技能者講習会修了証を有する者  
②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)については優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)  
③技能士については技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○地元企業活用審査型総合評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

地域	地元企業活用率	10%以上 5~10%未満 5%未満		2.0 1.0 0.0	2.0															
----	---------	--------------------------	--	-------------------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○新技術導入促進(I型)工事を試行する場合(標準項目に原則追加)

- ※評価基準、配点は、一般土木(技術提案評価型)に掲載している事項を参照
- ・ 技術提案評価型(S型)では、技術提案のテーマの一つとして評価する。(提案様式:新技術活用提案(新技術導入促進(I)型))  
また、従前の「新技術に関する「関連分野での技術開発(NETISへの登録)および有用な技術の活用(別記様式O)」による提案を求めて、企業の能力で評価加点する。

ヒアリングについて

WTOのS型及びA型(WTO、非WTOの両者)は必須。ただし、A型では発注者の理解度向上が目的のためヒアリング自体の審査・評価は行わない。

非WTOのS型は配置予定技術者の監理能力等を確認する必要がある場合に実施

段階選抜について

WTO、非WTOの両者において技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に実施



釧路開建新総合評価配点表(2種化対応)－技術提案評価型

○ しゅんせつ

黄色:局統一(必須)項目  
 水色:部局標準設定項目

大項目	評価項目	小項目	評価基準	技術提案評価型													
				非WTO						WTO							
				S型		A型		S型		A型		S型		A型			
段階選抜時の評価項目	総合評価時の評価項目	段階選抜時の評価項目	総合評価時の評価項目	段階選抜時の評価項目	総合評価時の評価項目	段階選抜時の評価項目	総合評価時の評価項目	段階選抜時の評価項目	総合評価時の評価項目	段階選抜時の評価項目	総合評価時の評価項目						
技術提案の評価	【選抜時の技術提案】	求める項目に応じた基準								○	◎	0~25点					
		【選抜後の技術提案】 総合的なコストに関する提案、 工事目的物の性能・機能に関する 提案、社会的要請に関する提案 等を求める	求める項目に応じた基準		◎	30 1テーマ (6点×5提案)						◎	35~60点				
配置予定技術者の評価	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※2	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事		○	◎	5.0	5.0	○	8.0	8.0							
		より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事		○	◎	2.5	5.0	○	4.0	8.0							
		同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事				○	◎	0.0	0.0								
	過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※3	83点以上			○	◎	5.0	5.0	○	8.0	8.0						
		82点以上83点未満					4.6			7.3							
		81点以上82点未満					4.2			6.6							
		80点以上81点未満					3.8			5.9							
		79点以上80点未満					3.4			5.2							
		78点以上79点未満					3.0			4.5							
		77点以上78点未満					2.6	5.0	○	3.8	8.0						
		76点以上77点未満					2.2			3.1							
		75点以上76点未満					1.8			2.4							
		74点以上75点未満					1.4			1.7							
		73点以上74点未満					1.0			1.0							
		72点以上73点未満					0.6			0.3							
72点未満					0.0			0.0									
過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※3	局長表彰(同一事業部門限定)※			○	◎	3.0	3.0	○	3.0	3.0							
	釧路開建部長表彰(同一事業部門限定、釧路開建部長表彰のみ有効)※					1.5			1.5								
	または、過去4年間の高度なマネジメントの経験(事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務)※(同一事業部門(分野)は問わない)※局長表彰または部長表彰との重複評価はなし				○	◎	3.0	3.0	○	3.0							
監理(主任)技術者の保有する資格	海上(空港)工事施工管理技術者を有している			○	◎	1.0	1.0										
	なし					0.0											
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り			○	◎	1.0	1.0										
			配置予定技術者の配点計			15.0			19.0								
標準項目	過去15年間の同種工事の実績※4	より同種性が高い工事実績あり		○	◎	3.0	3.0	○	7.0	7.0							
		同種性が認められる工事実績あり				0.0			0.0	7.0							
		83点以上				5.0			8.0								
	82点以上83点未満				4.6			7.3									
	81点以上82点未満				4.2			6.6									
	80点以上81点未満				3.8			5.9									
	79点以上80点未満				3.4			5.2									
	78点以上79点未満				3.0			4.5									
	77点以上78点未満				2.6	5.0	○	3.8	8.0								
	76点以上77点未満				2.2			3.1									
	75点以上76点未満				1.8			2.4									
	74点以上75点未満				1.4			1.7									
	73点以上74点未満				1.0			1.0									
	72点以上73点未満				0.6			0.3									
	72点未満				0.0			0.0									
企業	過去2年間の北海道開発局長優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし)ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、釧路開建部長表彰のみ有効)	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)※		○	◎	2.0	2.0	○	2.0	2.0							
		釧路開建部長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定)※				1.0	2.0	○	1.0	2.0							
		国土技術開発賞の受賞実績(最優秀賞、優秀賞、特別賞)(同一事業部門(分野)に限定)※局長表彰または部長表彰との重複評価はなし				2.0			—								
	過去3年間の国土技術開発賞の受賞実績(最優秀賞、優秀賞、特別賞を对象)【非WTOのS型で段階的選抜方式を実施する工事に追加適用】	工事成績優秀企業					0.5	0.5		0.5	0.5						
		関連分野での技術開発実績(NETISへの登録の有無)			○	◎	0.5	1.0									
		関連分野での有用な新技術の当該工事への活用			○	◎	0.5	1.0									
	NETIS登録技術の活用(港湾・農業部門)	技術開発がない又は、活用しない					0.0										
		国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績					1.0										
		国、地方自治体等を合わせた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績			○	◎	1.0	1.0									
	過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(管内)	災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有					1.0										
		なし					0.0										
		国との防災協定等締結あり			○	◎	1.0	1.0									
地域音	当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(管内)	地方公共団体との防災協定等締結あり		○	◎	0.3	1.0										
		なし				0.0											

減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止 文書注意 口頭注意	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 -1.0 -0.5
	過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求等を受けた (輸入工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)
ヒアリング	技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。	×1.0	×1.0	×	×	×1.0
	技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。	×0.5	適宜 ×0.5	×	×	◎ ×0.5
	上記以外	×0.0	×0.0	×	×	×0.0

※北海道開発局における国土交通省i-Constrction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港（漁港域）及び営繕とする。
- ・評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門（但し、営繕・電気・機械については工事区分とする）とする。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事（工事区分「舗装」）による受賞のみ評価の対象とする。
- ・加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
- ・i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点（少数第2位以下四捨五入少数第1位まで）にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点（少数第2位以下四捨五入少数第1位まで）を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・評価対象となる事業部門は、全部門とする。
- ・評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門（但し、営繕・電気・機械については工事区分とする）とする。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事（工事区分「舗装」）による受賞のみ評価の対象とする。
- ・評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札契約手続きを開始するものから更新するものとする。
- ・i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Constrction大賞又はインフラDX大賞」（国土交通大臣賞及び優秀賞）との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Constrction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点（少数第2位以下四捨五入少数第1位まで）にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点（少数第2位以下四捨五入少数第1位まで）を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業加点について

- ・女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。
- ・雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
- ・次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ・若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

**追加項目**

○漁港工事追加項目（標準項目に追加）

企業 施工 能力 等	過去2年間の漁港漁場関係事業 優良責任者表彰の有無	農林水産大臣又は水産庁長官表彰あり	1.0	1.0	1.0	1.0
	技術士（水産土木）を有している		1.0	1.0	1.0	1.0
	施工環境監理者の資格	水産工学技士を有している	0.5	1.0	0.5	1.0
	上記以外		0.0	0.0	0.0	0.0

- 注）企業については、漁港工事の場合は、表彰項目に取り入れる。
- 注）配置予定技術者について  
・評価対象は、施工環境監理者を配置する工事のみとする。  
・施工環境監理者を専任で配置する場合のみ評価する。

○港湾・漁港工事追加項目

適用条件：1）港湾・漁港工事のみ

- 2) 作業船を使用する工事のうち、技術提案評価A型、技術提案評価S型（WTO）を除く全ての工事を対象とする。
- 3) 対象作業船は、対象工事に使用する作業船とし、下記作業船一覧表を参考に対象工事の工事内容に応じて作業船（規格は問わない）を選定する。  
なお、選定にあたっては、使用が見込まれる全ての主作業船が複数選定されることが望ましい。（作業船固定化排除のため）

作業船一覧表

①ポンプ渡渡船	⑤バージャンローダ船	⑨クレーン付台船	⑬深層混合処理船
②グラブ渡渡船	⑥空気圧送船	⑩杭打船	⑭サンドドレーン船
③バックホウ渡渡船	⑦旋回起重機船	⑪コンクリートミキサー船	⑮サンドコンパクション船
④クレーマ船	⑧固定起重機船	⑫ケーソン製作用台船	

・使用する作業船の保有状況

対象工事に使用する作業船のうち、いずれかの作業船を自社保有または共同保有していることを前提として下表の評価基準に応じて加点評価する。

企業	作業船保有状況	保有比率50%以上または保険支払比率50%以上	1.0	◎	1.0
		保有比率20%以上50%未満または保険支払比率20%以上50%未満	0.5		
		保有比率20%未満または保険支払比率20%未満	0.0		
		上記以外	0.0		

・環境性能の高い作業船の使用または新造船の評価  
作業船の保有状況にて提示した作業船を対象とする。

環境性能の高い作業船の評価は、作業船に設置されている原動機すべてが環境性能を達成していることを前提とする。  
H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成していることを前提とする。  
上記の条件のもと、下表の評価基準に応じて加点評価する。ただし、環境性能と新造船の重複した評価はしない。

企業	環境性能の高い作業船の使用の場合	作業船の保有状況にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出量基準(H22年改正)を満足している。 出資比率50%以上 作業船の保有状況にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出量基準(H22年改正)を満足している。 出資比率20%以上50%未満 作業船の保有状況にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出量基準(H22年改正)を満足している。 出資比率20%未満 上記以外	○	◎	1.0 0.5 0.0 0.0	1.0
	新造船の場合	H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成している。 出資比率50%以上 H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成している。 出資比率20%以上50%未満 H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成している。 出資比率20%未満 上記以外	○	◎	1.5 1.0 0.5 0.0	1.5

※補足については「総合評価簿方式の考え方」令和6年8月 事業課員部 工事管理課 P34～38を参照。

○登録基幹技能者評価方法を試行する場合(企業の標準項目に原則追加) ※非WTOのS型が対象

企業	登録基幹技能者	1.0	◎	◎	最大 1.0
	登録基幹技能者等の配置	1.0			
	優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター) (表彰された年度から10年間加点対象)※	0.5			
	技能士(特級、1級、単一等級)	0.0			

\*技能士(2級、3級)及び、現代の工名は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。

注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技能者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2) 以下の者が評価対象となる。

①登録基幹技能者にあつては登録基幹技能者講習会修了証を有する者

②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)にあつては優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)

③技能士にあつては技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○地元企業活用審査型総合評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

地域	地元企業活用量	10%以上	◎	◎	2.0 1.0 0.0
		5~10%未満			
		5%未満			

○新技術導入促進(I型)工事を試行する場合(標準項目に原則追加)

技術提案	新技術活用提案 【新技術導入促進(I型)】	提案された新技術(NETIS登録)の活用が有効かつ具体的である場合	◎	◎	6.0 3.0 0.0
		提案された新技術(NETIS未登録(NETISからの削除技術を含む))の活用が有効かつ具体的である場合			
		提案された新技術の活用が有効かつ具体的でない場合			

・適用工事: 技術提案評価型(S型)

・技術提案評価型(S型)では、技術提案のテーマの一つとして評価する。(提案様式: 新技術活用提案【新技術導入促進(I型)】)

また、従前の「新技術に関する「関連分野での技術開発(NETISへの登録)および有用な技術の活用(別記様式○)」による提案を求めて、企業の能力で評価加点する。

ヒアリングについて

WTOのS型及びA型(WTO、非WTOの両者)は必須。ただし、A型では発注者の理解度向上が目的のためヒアリング自体の審査・評価は行わない。

非WTOのS型は配置予定技術者の監理能力等を確認する必要がある場合に実施

段階選抜について

WTO、非WTOの両者において技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に実施

減点項目

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

・JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

JVの場合

・企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。

・企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。

・企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精進度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評価点を算出し、その平均点をJVの評価点とする

※ 港湾部門においては、港湾、空港、漁港の工事を指す。例えば、港湾又は漁港工事で表彰を受けた企業等が空港工事に参加した場合は加点対象となる。

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度

※2 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。

※3 海外認定・表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。

※4 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

○ワーク・ライフ・バランス等推進企業に対する加点措置

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に対する加点措置	ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)※1 2. 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)※2 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースモール認定企業)※3	◎	◎	1.0 1.0 1.0 1.0

※1 女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

○買上げを実施する企業に対する加点措置

		標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 買上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03			
買上げを実施する企業に対する加点措置	買上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】			
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】			

・ 中小企業の定義→法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

○実績確認の結果、買上げ基準に達していない者に対する減点措置

		上表で計算した買上げ加算点に1点を加えた点を減点する			
買上げ未実施企業	買上げを実施しなかった企業に対する減点措置(該当企業は、財務省から通知された日から1年間、買上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)				

工事名:

配点表 ※青網掛け部に入力してください。

標準項目	港湾部門(しゅんせつ)技術提案評価型	15.0	技術者	
	非WTO S型	12.5	企業	
	漁港漁場関係事業 優良請負者表彰	1.0	企業	漁港工事追加項目
	施工環境監理者の資格	1.0	技術者	漁港工事追加項目
	作業船保有状況	1.0	企業	
	環境性能の高い作業船又は新造船	3.0	企業	
	登録基幹技能者等の配置	1.0	企業	
	地元企業活用率	-	企業	
	新技術活用提案[新技術導入促進(I型)]	-	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	16.0		
	企業の配点計	18.5		
中計		34.5		
ワークライフ・バランス	WTO対象の技術提案評価型 S・A型の場合	1.0		
買上げ加点措置		2.0		小計×0.03= 1.03500 ≒ 2.0 切り上げ整数 3%以上の確認 2.0 ÷ 36.5 = 0.05479 >0.03 OK
				加算点再計算 -
				3%以上の確認 - ÷ - = -
計		37.5		

鋼路開通 総合評価配点表-施工能力評価型

○一般土木(港湾)【十勝港・大津漁港】

局統一(必須)項目  
部局標準設定項目

大項目	評価項目	評価基準	施工能力評価型												
			2.9億円未満					2.9億円以上					【執行】		
			難易度Ⅰ又はⅡ(空港は難易度Ⅰまで)Ⅱ型	難易度Ⅲ以上(空港は難易度Ⅱ以上)書面にて管理能力を確認する1型①	難易度Ⅳ以上かつBリングで管理能力を確認する必要がある場合1型②	難易度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ書面にて管理能力を確認する必要がある場合1型②	難易度Ⅳ以上かつBリングで管理能力を確認する必要がある場合1型②	難易度Ⅳ以上かつBリングで管理能力を確認する必要がある場合1型②	難易度Ⅳ以上かつBリングで管理能力を確認する必要がある場合1型②	難易度Ⅳ以上かつBリングで管理能力を確認する必要がある場合1型②	難易度Ⅳ以上かつBリングで管理能力を確認する必要がある場合1型②	難易度Ⅳ以上かつBリングで管理能力を確認する必要がある場合1型②			
評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	不可の場合失格			
標準項目	施工計画	施工計画の内容が妥当か	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	不可	なし		
		当該工事での留意事項	なし	8.5~2.5	施工管理能力の確認10.0	8.5~2.5	施工管理能力の確認10.0	なし	なし	なし	なし	なし	不可	施工管理能力の確認20.0	
	企業評価	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※3	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	7.0	3.0	3.0	3.0	3.0	7.0	2.0	2.0				
			より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	3.5	7.0	1.5	3.0	1.5	3.0	3.5	7.0	1.0	2.0		
			同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		企業評価	過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※3	83点以上	8.0	3.0	3.0	3.0	8.0	3.0	3.0	3.0	3.0		
				82点以上83点未満	7.3	2.8	2.8	2.8	7.3	2.8	2.8	2.8	2.8		
				81点以上82点未満	6.6	2.6	2.6	2.6	6.6	2.6	2.6	2.6	2.6		
				80点以上81点未満	5.9	2.4	2.4	2.4	5.9	2.4	2.4	2.4	2.4		
				79点以上80点未満	5.2	2.2	2.2	2.2	5.2	2.2	2.2	2.2	2.2		
78点以上79点未満				4.5	2.0	2.0	2.0	4.5	2.0	2.0	2.0	2.0			
77点以上78点未満				3.8	1.8	1.8	1.8	3.8	1.8	1.8	1.8	1.8	3.0		
76点以上77点未満	3.1			1.6	1.6	1.6	3.1	1.6	1.6	1.6	1.6				
75点以上76点未満	2.4			1.4	1.4	1.4	2.4	1.4	1.4	1.4	1.4				
74点以上75点未満	1.7			1.2	1.2	1.2	1.7	1.2	1.2	1.2	1.2				
73点以上74点未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						
72点以上73点未満	0.3	0.8	0.8	0.8	0.3	0.8	0.8	0.8	0.8						
72点未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※4	局長表彰(同一事業部門限定)※	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.5	2.5					
副部長表彰(同一事業部門限定、鋼路開通管内(十勝港・大津漁港)の工事のみ有効)※	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0	1.5	2.5					
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5				
配置予定技術者の配点計			19.0		19.5		19.5		19.0		28.0				
標準項目	過去15年間の同種工事の実績※6	より同種性の高い工事実績あり	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	3.0	3.0				
		同種性が認められる工事実績あり	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
		83点以上	5.0	5.0	6.0	6.0	5.0	5.0	5.0	5.0	3.0				
	82点以上83点未満	4.6	4.6	5.5	5.5	4.6	4.6	4.6	4.6	2.8					
	81点以上82点未満	4.2	4.2	5.0	5.0	4.2	4.2	4.2	4.2	2.6					
	80点以上81点未満	3.8	3.8	4.5	4.5	3.8	3.8	3.8	3.8	2.4					
	79点以上80点未満	3.4	3.4	4.0	4.0	3.4	3.4	3.4	3.4	2.2					
	78点以上79点未満	3.0	3.0	3.5	3.5	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0					
	77点以上78点未満	2.6	5.0	2.6	5.0	3.0	6.0	3.0	6.0	1.8	3.0				
	76点以上77点未満	2.2	2.2	2.5	2.5	2.2	2.2	2.2	2.2	1.6					
75点以上76点未満	1.8	1.8	2.0	2.0	1.8	1.8	1.8	1.8	1.4						
74点以上75点未満	1.4	1.4	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.2						
73点以上74点未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						
72点以上73点未満	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.8						
72点未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
国土交通省-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5	1.5					
優秀賞	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0					
北海道開発局-Con奨励賞	奨励賞	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	1.5				
過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし。ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能、副部長表彰のみ有効)	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)※	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5	1.5					
副部長表彰(重複も含む)(同一事業部門限定、鋼路開通管内(十勝港・大津漁港)の工事のみ有効)※	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0					
工事成績優秀企業	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5					
企業評価	作業船保有状況(港湾・漁港工事)	保有比率50%以上又は保険支払率50%以上	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0				
		保有比率20%以上50%未満又は保険支払率20%以上50%未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
		保有比率20%未満又は保険支払率20%未満	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0			
	上記以外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
	環境性能の高い作業船の使用の場合(港湾・漁港工事)	作業船の保有状況に提示した作業船に設置されているすべての騒音機の音圧レベルがH22年改正を満足している	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0				
		出資比率50%以上	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
		出資比率20%以上90%未満	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0			
	上記以外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
	新造船の場合(港湾・漁港工事)	H22年7月以降自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに環境性能を達成している	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0				
		出資比率50%以上	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5				
出資比率20%以上90%未満		0.5	3.0	0.5	3.0	0.5	3.0	0.5	3.0	0.5	3.0				
上記以外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
NETIS登録技術者の活用	関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)の有無	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5					
関連分野での有用な新技術の当該工事への活用	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0					
技術開発がない又は、活用しない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
地域貢献	過去10年間の管内での同種工事の施工実績(帯広開港管内)	あり	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0				
		なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
地域貢献	過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績書又は防災活動や支援体制)(帯広開港管内)	国、地方自治体等を合わせた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
		災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
地域貢献	令和5年度における災害活動の実態(協定の締結)(帯広開港管内)	国との防災協定等締結あり	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
		地方公共団体との防災協定等締結あり	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0			
地域貢献	ワークライフバランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5				
		1. 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナ企業)又は、2. 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースフル認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			
企業の配点計			17.0[22.0]		19.0[24.0]		19.0[24.0]		19.0[24.0]		12.5[17.5]				
標準項目配点合計			36.0[41.0]	38.5[43.5]	38.5[43.5]	38.0[43.0]	38.0[43.0]	40.5[45.5]							

減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止 文書注意 口頭注意	-1.5 -1.5 -0.5	-1.5 重複無し -0.5	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -0.5	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -0.5	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -0.5
	過去6ヶ月間の施工状況等	相隣工事等で修繕請求等を受けた(傷入れ工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	
ヒアリング	整理能力	十分な整理能力が確認できる	×1.0	実施しない	実施しない	実施しない	×1.0 ×0.5 ×0.0	過去15年間の 技術者実績に 乗じる	×1.0 ×0.5 ×0.0	
		一定の整理能力が期待できる	×0.5							
	上記以外	×0.0								
施工計画	施工計画の説明が適切である	可	なし	なし	なし	可 不可	不可の場合失格	なし		
	施工計画の説明が不十分である	不可								

※作業船の保有状況をもとに出資比率に応じて加点評価する。ただし、環境性能と新造船の重複した評価はしない。

※北海道開発局における国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び営繕とする。
- ・評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。
- ・なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
- ・i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「北海道開発局i-Con奨励賞」と同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- ・評価対象となる事業部門は、全部門とする。
- ・評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。
- ・なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- ・評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札手続きを開始するものから更新するものとする。
- ・i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞」(国土交通大賞及び優秀賞)との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- ・JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業加点について

- ・女性活躍推進法に基づく認定等は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすに限り。)をいう。
- ・雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
- ・次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ・若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

**追加項目**

○漁港工事追加項目(企業と配置予定技術者の標準項目に追加)

施工能力等	企業 過去2年間の漁港漁場関係事業 優良賞受賞の有無	農林水産大臣又は水産庁長官表彰あり	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	技術士(水産土木)を有している	技術士(水産土木)を有している	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	施工環境管理者の資格	水産工学技士を有している	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5
	上記以外	上記以外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注)企業については  
・漁港工事の場合は、表彰項目に取り入れる。

注)配置予定技術者について  
・評価対象は、施工環境管理者を配置する工事のみとする。  
・施工環境管理者を専任で配置する場合のみ評価する。

○登録基幹技術者評価方法を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技術者	登録基幹技術者	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	登録基幹技術者等の配置	優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター) (表彰された年度から10年間加点対象)※	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0	1.0	最大 1.0
	技術士(特級、1級、単一等級)	技術士(特級、1級、単一等級)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	なし	なし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※技術士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。

注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技術者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2) 以下の者が評価対象となる。

- ①登録基幹技術者には登録基幹技術者講習会修了証を有する者
- ②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)には優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)
- ③技術士には技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○ICT活用工事(企業の標準項目に原則追加)

ICTの活用(施工者希望Ⅰ型)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
-----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

ICT活用工事実施要領に定める施工プロセスの各段階において、全ての段階で全面的にICTを活用する場合に評価する。

【施工プロセスの各段階】

- ・3次元起工測量 ・3次元設計データ作成
- ・ICT建設機械による施工 ・3次元出力管理等の施工管理 ・3次元データの納品
- 注意) ICTの評価項目と同時技術での重複加点はしない。 施工者希望Ⅱ型、発注者指定型においては評価しない。
- ・特定様式に当該工事においてICTを活用する計画を記載した資料を提出させる。

【ICT活用工事実施要領】

北海道開発局イントラ>事業展開部>技術管理課>I-Construction>[北海道開発局]実施方針・基準・要領等

○地元企業活用審査型総合評価方式を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

地域貢献	地元企業(帯広圏管内)活用率	10%以上	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	5~10%未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	5%未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

○新技術導入促進(Ⅰ型)工事を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

新技術活用提案[新技術導入促進(Ⅰ型)]	提案された新技術(NETIS登録)の活用が有効かつ具体的である場合	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	提案された新技術(NETIS未登録)の活用が有効かつ具体的である場合	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0
	提案された新技術の活用が有効かつ具体的でない場合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

- ・適用工事：技術提案評価型(S型)、施工能力評価型(Ⅰ型) ※施工計画重視型は除く。
- ・施工能力評価型(Ⅰ型)では、従前の「新技術に関する「関連分野での技術開発(NETISへの登録)および有用な技術の活用(別記様式O)」による提案を求めない。

**減点項目**

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

※2 JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も低いものを採用する。

**JVの場合**

- ・企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。
- ・企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。
- ・企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精進度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする

※ 港湾部門においては、港湾、空港、漁港の工事を指す。例えば、港湾又は漁港工事で表彰を受けた企業等が漁港工事に参加した場合は加点対象となる。

※2 港湾及び漁港で作業船を使用する工事に適用する。

**海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度**

- ※3 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。
- ※4 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については表彰表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については表彰表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。
- ※5 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

**○賞上げを実施する企業に対する加点措置**

		標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 賞上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03				
賞上げを実施する企業に対する加点措置	賞上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】				
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】				

・ 中小企業の定義—法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

**○実績確認の結果、賞上げ基準に達していない者に対する減点措置**

		上表で計算した賞上げ加算点に1点を加えた点を減点する				
賞上げ未実施企業	賞上げを実施しなかった企業に対する減点措置(該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賞上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)					

工事名:

配点表

※青網掛け部に入力してください。

標準項目	港湾部門【十勝港・大津漁港】	19.5	技術者	
	施工能力評価型 2.9億円以上 1型①	23.5	企業	
追加項目	漁港漁場関係事業 優良請負者表彰	1.0	企業	漁港工事追加項目
	施工環境監理者の資格	1.0	技術者	漁港工事追加項目
	登録技能者等の配置	1.0	企業	
	ICTの活用(施工者希望1型)	-	企業	
	地元企業活用率	-	企業	
	新技術活用提案(新技術導入促進(1)型)	-	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	20.5		
	企業の配点計	25.5		
中計		46.0		
賞上げ加点措置		2.0		
			小計×0.03=	1.38000
			2.0	切り上げ整数
計		48.0		
			3%以上の確認	2.0 ÷ 48.0 = 0.04167 >0.03 OK
			加算点再計算	- ÷ - = -
			3%以上の確認	- ÷ - = -

技術者育成型

○一般土木(港湾)[十勝港・大津漁港]

大項目	評価項目	評価基準	施工能力評価型				
			29億円未満		29億円以上		
			難易度Ⅰ又はⅡ(空港は難易度Ⅰまで)	難易度Ⅲ又はⅣ(空港は難易度Ⅲ以上)書面での管理能力を確認する(1点)	難易度Ⅲ又はⅣ(空港は難易度Ⅲ以上)簡易的技術提案で技術力を確認する(1点)	難易度Ⅲ又はⅣ(空港は難易度Ⅲ以上)簡易的技術提案で技術力を確認する(1点)	
評価	配点	評価	配点	評価	配点		
技術者の育成	施工上の課題等に対する工夫等	当該工事での施工上の課題等に関して現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	-	-	-	20.0 15.0 5.0 0.0	簡易的な技術提案
	施工計画	施工計画の内容が妥当か	-	なし	なし	なし	なし
留意な施工計画	当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	-	8.5 2.5 0.0	施工管理能力の確認 10.0	なし	なし
	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事 より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事 同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	なし	なし	なし	なし	なし
配置予定技術者の詳細	83点以上						
	82点以上83点未満						
	81点以上82点未満						
	80点以上81点未満						
	79点以上80点未満						
	78点以上79点未満						
	77点以上78点未満						
	76点以上77点未満						
	75点以上76点未満						
	74点以上75点未満						
73点以上74点未満							
72点以上73点未満							
72点未満							
過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)	局長表彰(同一事業部門限定)※ 副部長表彰(同一事業部門限定、 <b>創設開港管内(十勝港、大津漁港含む)</b> の工事のみ有効)※	なし	なし	なし	なし	なし	
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5	なし	
配置予定技術者の配点計			1.0	10.5	-	-	
企業	過去15年間の同種工事の実績※5	より同種性の高い工事実績あり 同種性が認められる工事実績あり	4.0 0.0	4.0 0.0	4.0 0.0	なし	
	83点以上		5.0	5.0			
	82点以上83点未満		4.6	4.6			
	81点以上82点未満		4.2	4.2			
	80点以上81点未満		3.8	3.8			
	79点以上80点未満		3.4	3.4			
	78点以上79点未満		3.0	3.0			
	77点以上78点未満		2.6	2.6			
	76点以上77点未満		2.2	2.2			
	75点以上76点未満		1.8	1.8			
	74点以上75点未満		1.4	1.4			
	73点以上74点未満		1.0	1.0			
	72点以上73点未満		0.6	0.6			
	72点未満		0.0	0.0			
	国土交通省-Cor大賞 又はインフラDX大賞	大臣賞 優秀賞	2.0 1.0	2.0 1.0			
北海道開発局-Cor奨励賞	奨励賞	0.5	0.5				
過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び毎年度の工事成績優秀企業(重複なし。ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能。関連部長表彰のみ有効)※3	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)※ 関連部長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定、 <b>創設開港管内(十勝港、大津漁港含む)</b> の工事のみ有効)※	2.0 1.0	2.0 1.0	2.0 1.0	なし		
保有比率50%以上又は保険支払率50%以上		2.0	2.0				
保有比率20%以上90%未満又は保険支払率20%以上50%未満		1.0	1.0				
保有比率20%未満又は保険支払率20%未満		0.5	0.5				
上記以外		0.0	0.0				
作業船保有状況(港湾・漁港工事)		[2.0]	[2.0]		なし		
作業性能の高い作業船の使用の場合(港湾・漁港工事)	作業船の保有状況に提示した作業船に設置されているすべての稼働中の遊覧船・遊覧船の出発率(H22年改正)を満足している。	出賃比率50%以上 出賃比率20%以上50%未満	2.0 1.0	2.0 1.0			
	上記以外	出賃比率20%未満	0.5	0.5		なし	
新造船の場合(港湾・漁港工事)	H22年7月以降自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに環境性能を達成している	出賃比率50%以上 出賃比率20%以上50%未満	3.0 1.5	3.0 1.5			
	上記以外	出賃比率20%未満	0.5	0.5		なし	
NETIS登録技術者の活用	関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)の有無	0.5	0.5				
※新技術導入促進(1)型を適用する場合は評価項目の対象外 ※別添で評価	関連分野での有用な新技術の当該工事への活用	0.5	0.5	1.0	なし		
技術開発がない又は、活用しない		0.0	0.0				
本社、営業所の所在地(B等級の難易度Ⅱ以下およびBC~D等級の場合は評価対象)	管内本店	なし	2.0 0.0	2.0 (-)	なし		
	管内本店		2.0	2.0			
過去10年間の管内での同種工事の実績(帯広開港管内)	あり	2.0	2.0	2.0	なし		
なし		0.0	0.0				
地域貢献度	過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(帯広開港管内)	国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績 災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0 1.0 1.0 0.0	1.0 1.0 1.0 0.0	なし	
	当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(帯広開港管内)	国との防災協定等締結あり 地方公共団体との防災協定等締結あり	1.0 0.3	1.0 0.3	1.0 0.3	なし	
	なし		0.0	0.0			
	ワークライフバランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づき認定(プラチナ星のほし・えるほし認定企業) 2. 次世代法に基づき認定(アサキくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づき認定(ユースメール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	

企業の配点計		17.0[22.0]	19.0[24.0]	0.5	
標準項目配点合計		18.0[23.0]	29.5[34.5]	20.5	
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止 文書注意 口頭注意	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 -1.5 -1.5
	過去6ヶ月間の施工状況等	組織工事等で修補請求等を受けた (低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)
	ヒアリング	監理能力 施工計画	十分な監理能力が確認できる 一定の監理能力が期待できる 上記以外 施工計画の説明が適切である 施工計画の説明が不十分である	×1.0 ×0.5 ×0.0 可 不可	実施しない 実施しない なし

※電産関連管内本店の場合は(一)評価対象外とする(配点表内の(-)を示す)。  
 ※配置予定技術者の配点と企業の配点が1:1となっていないが比率による調整は行わない  
 ※作業船の保有状況をもとに出資比率に応じて加算評価する。ただし、環境性能と新造船の重複した評価はしない。

※北海道開発局における国土交通省-i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加算について  
 ・評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び管轄とする。  
 ・評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞者における同一事業部門(但し、管轄・電気・機械については工事区分)とする。  
 なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。  
 ・加算評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。  
 ・i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事表彰及び北海道開発局-i-Con奨励賞」の同一事業部門における重複加算は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加算は可能とする。  
 ・JVの場合は、i-Con大賞又はインフラDX大賞及び優良工事表彰並びに北海道開発局-i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局-i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加算について  
 ・評価対象となる事業部門は、全部部門とする。  
 ・評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局-i-Con奨励賞受賞者における同一事業部門(但し、管轄・電気・機械については工事区分)とする。  
 なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。  
 ・評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日(原則とし、8月1日以降入札契約手続きを開始するものから更新するものとする)。  
 ・i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事表彰及びi-Con大賞又はインフラDX大賞」(国土交通大臣賞及び優秀賞)との同一事業部門における重複加算は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加算は可能とする。  
 ・JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事表彰並びに国土交通省-i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワークライフバランス等推進企業加算について  
 ・女性活躍推進法に基づく認定等(又は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の観点から係る基準を満たすものに限る。))という。  
 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。  
 ・次年度法に基づく認定とは、次年度育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。  
 ・若者雇用促進法に基づく認定とは、若者の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

**追加項目**

○技術者育成型(一定年齢以下の加算)を併せて試行する場合(配置予定技術者の標準項目に追加)

企業	若手技術者の参画促進(予定監理(主任)技術者又は特別監理技術者の本数割合)	年齢が40歳以下 年齢が41歳以上45歳以下 年齢が46歳以上	1.0 0.5 0.0	1.0 0.5 0.0	1.0	なし
----	---------------------------------------	---------------------------------------	-------------------	-------------------	-----	----

○漁港工事追加項目(企業と配置予定技術者の標準項目に追加)

企業	過去2年間の漁港漁場関係事業、優良職員表彰の有無	農林水産大臣又は水産庁長官表彰あり	1.0	1.0	1.0	1.0	なし
施工能力等	技術士(水産土木)を有している 施工環境監理者の資格	技術士(水産土木)を有している	1.0	1.0	1.0	なし	
		水産工学技士を有している	0.5	1.0	0.5	1.0	なし
		上記以外	0.0	0.0	0.0	なし	

注) 企業について  
 ・漁港工事の場合は、表彰項目に取り入れる。  
 注) 配置予定技術者について  
 ・評価対象は、施工環境監理者を配置する工事のみとする。  
 ・施工環境監理者を専任で配置する場合のみ評価する。

○登録基幹技術者評価方法を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技術者等の配置	登録基幹技術者 優秀施工者国土交通大臣表彰者(通称:建設マスター)(表彰された年度から10年間加算対象)※ 技能士(特級、1級、準一等級) なし	1.0 1.0 0.5 0.0	最大 1.0	最大 1.0	なし
----	-------------	---	--------------------------	-----------	-----------	----

※ 技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。  
 ※ 過去に優秀施工者国土交通大臣表彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。  
 注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技術者等である場合は当該項目の評価対象としない。  
 注2) 以下の者が評価対象となる。  
 ①登録基幹技術者については登録基幹技術者講習会修了証を有する者 ②優秀施工者国土交通大臣表彰者(通称:建設マスター)にあっては優秀施工者の表彰状の授けを受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間) ③技能士にあっては技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○ICT活用工事(企業の標準項目に原則追加)

ICTの活用(施工希望1型)	2.0	2.0	2.0	2.0	なし
----------------	-----	-----	-----	-----	----

ICT活用工事実施要領に定める施工プロセスの各段階において、全ての段階で全面的にICTを活用する場合に評価する。  
 【施工プロセスの各段階】  
 ・3次元配工計画、3次元設計データ作成  
 ・ICT建設機械による施工、3次元出力管理等の施工管理、3次元データの納品  
 注意) NETISの評価項目と同技術での重複加算はしない。 ・施工希望1型、発注者指定型においては評価しない。  
 ・指定様式に当該工事においてICTを活用する計画を記載した資料を提出させる。  
 「ICT活用工事実施要領」  
 北海道開発局イントラ>事業振興部>技術管理課>Construction>[北海道開発局]実施方針・基準・要領等

○地元企業活用審査型総合評価方式を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

地域	地元企業(電産関連管内)活用率	10%以上 5~10%未満 5%未満	2.0 1.0 0.0	2.0 1.0 0.0	2.0	なし
----	-----------------	--------------------------	-------------------	-------------------	-----	----

**減点項目**

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。  
 ・JVのベネチャ実績は各構成員に付与する。またベネチャ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も低いものを採用する。

**JVの場合**

・企業のより同様については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。  
 ・企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。  
 ・企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精通度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする。

**※ 港湾部門においては、埠頭、空港、漁港の工事を指す。例えば、埠頭又は漁港工事で表彰を受けた企業等が空港工事に参加した場合は加算対象となる。**

※2 港湾及び漁港で作業船を使用する工事に適用する。  
 ※3 一般土木工事については、同一事業部門(道路のみ対象)の年間維持除雪工事の工事区分「維持」の工事成績も評価できることとする。  
 ※4 5年以上とは、連続期間のことである。

**海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度**

※5 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。  
 ※6 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。  
 ※7 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

○買上げを実施する企業に対する加点措置

買上げを実施する企業に対する加点措置	買上げの実施を表明した企業等評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】	標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 買上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03		
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】			

・中小企業の定義(法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう)。

○実績確認の結果、買上げ基準に達していない者に対する減点措置

買上げ未実施企業	買上げを実施しなかった企業に対する減点措置(該当企業は、財務省から通知された日から1年間、買上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)	上表で計算した買上げ加算点に1点を加えた点を減点する		
----------	--	----------------------------	--	--

工事名

配点表

※青網掛け部に入力してください。

標準項目	港湾部門【十勝港・大津漁港】 施工能力評価型 2.9億円未満 I型①	10.5	技術者	
		23.5	企業	
追加項目	若手技術者の参画促進	1.0	技術者	
	漁港漁場関係事業 優良請負者表彰	1.0	技術者	
	施工環境監理者の資格	1.0	企業	
	登録基幹技能者等の配置	1.0	企業	
	ICTの活用(施工者希望I型)	-	企業	
	地元企業活用率	-	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	12.5		
	企業の配点計	25.5		
中計		38.0		
買上げ加点措置		2.0	小計×0.03= 1.14000 = 2.0 切り上げ整数	
			3%以上の確認 2.0 ÷ 40.0 = 0.05000 >0.03 OK	
			加算点再計算 - = -	
計		40.0		

釧路開建 総合評価配点表—施工能力評価型

○ しゅんせつ【十勝港・大津漁港】

局統一(必須)項目  
局標準設定項目

評価項目			施工能力評価型								
			2.9億円未満				2.9億円以上				
			難易度Ⅰ又はⅡ型		難易度Ⅲ以上 書面で監理能力を 確認するⅠ型①		難易度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 書面で監理能力を 確認するⅠ型①		難易度Ⅲ以上かつヒ アリングで監理能力を 確認する必要がある 場合Ⅰ型②		
大項目	小項目	評価基準	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	
簡易な 施工計画	施工計画	施工計画の内容が妥当か	なし		なし		なし		可 不可	不可の場合失 格	
	当該工事での留意事項	留意事項が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか	なし		10.0 8.5 ~ 2.5 0.0	10.0 施工監理能力 の確認 10.0	10.0 8.5 ~ 2.5 0.0	10.0 施工監理能力 の確認 10.0		なし	
配置 予定 技術者 の 評価	過去15年間の同種工事の実績、 同種性・立場※2	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	7.0		3.0		3.0		7.0		
		より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	3.5	7.0	1.5	3.0	1.5	3.0	3.5	7.0	
		同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	0.0		0.0		0.0		0.0		
	過去10年間の北海道開発局発注 工事の監理(主任)技術者、監 理技術者(専任特例2号)又は現 場代理人としての成績(当該工 事と同じ工事区分の任意の1工 事)※3	83点以上	8.0		3.0		3.0		8.0		
		82点以上83点未満	7.3		2.8		2.8		7.3		
		81点以上82点未満	6.6		2.6		2.6		6.6		
		80点以上81点未満	5.9		2.4		2.4		5.9		
		79点以上80点未満	5.2		2.2		2.2		5.2		
		78点以上79点未満	4.5		2.0		2.0		4.5		
		77点以上78点未満	3.8	8.0	1.8	3.0	1.8	3.0	3.8	8.0	
		76点以上77点未満	3.1		1.6		1.6		3.1		
		75点以上76点未満	2.4		1.4		1.4		2.4		
		74点以上75点未満	1.7		1.2		1.2		1.7		
		73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0		
		72点以上73点未満	0.3		0.3		0.3		0.3		
72点未満	0.0		0.0		0.0		0.0				
過去4年間の北海道開発局長優 良工事表彰の有無(重複なし)※ 3	局長表彰(同一事業部門限定)※ 開建部長表彰(同一事業部門限定、 <b>釧路開建管内(十勝港、大津漁港含む)</b> の工事のみ有効)※	3.0 1.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0		
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0		
配置予定技術者の配点計			19.0		19.5		19.5		19.0		
標 準 項 目	企 業 の 評 価	過去15年間の同種工事の実績※4	4.0	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	4.0	5.0	
		より同種性が高い工事実績あり	0.0		0.0		0.0		0.0		
		同種性が認められる工事実績あり	0.0		0.0		0.0		0.0		
		過去2年間の北海道開発局発注 の成績の平均	83点以上	5.0		5.0		6.0		6.0	
			82点以上83点未満	4.6		4.6		5.5		5.5	
			81点以上82点未満	4.2		4.2		5.0		5.0	
			80点以上81点未満	3.8		3.8		4.5		4.5	
			79点以上80点未満	3.4		3.4		4.0		4.0	
			78点以上79点未満	3.0		3.0		3.5		3.5	
			77点以上78点未満	2.6	5.0	2.6	5.0	3.0	6.0	3.0	6.0
			76点以上77点未満	2.2		2.2		2.5		2.5	
			75点以上76点未満	1.8		1.8		2.0		2.0	
			74点以上75点未満	1.4		1.4		1.5		1.5	
			73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0	
			72点以上73点未満	0.6		0.6		0.5		0.5	
72点未満	0.0		0.0		0.0		0.0				
国土交通省i-Con大賞 又はインフラDX大賞	大臣賞 優秀賞 奨励賞	2.0 1.0 0.5		2.0 1.0 0.5		2.0 1.0 0.5		2.0 1.0 0.5			
北海道開発局i-Con奨励賞	奨励賞	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0	0.5	2.0		
過去2年間の北海道開発局長等 優良工事表彰及び当該年度の 工事成績優秀企業(重複なし。た だし、工事成績優秀企業のみ重 複可能、開建部長表彰のみ有 効)	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)※ 開建部長表彰(複数回も含む)(同一事業部門限定、 <b>釧路開建管内(十勝港、大津漁港含む)</b> の工事のみ有効)※ 工事成績優秀企業	2.0 1.0 0.5	0.5	2.0 1.0 0.5	0.5	2.0 1.0 0.5	0.5	2.0 1.0 0.5			
NETIS登録技術の活用 ※新技術導入促進(Ⅰ)型を適用す る場合は評価項目の対象外 ※別 途で評価	関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)の有無 関連分野での有用な新技術の当該工事への活用 技術開発がない又は、活用しない	0.5 0.5 0.0	1.0	0.5 0.5 0.0	1.0	0.5 0.5 0.0	1.0	0.5 0.5 0.0			
地域 精通	本店、営業所の所在地	帯広開建管内本店 その他	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0		
	過去10年間の管内での同種工 事の施工実績(帯広開建管内)	あり なし	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0	1.0 0.0		
地 域 音	過去3年度以降から公告開始日 時点における災害活動の実態等 (活動実績または防災活動や支 援体制)(帯広開建管内)	国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績	1.0		1.0		1.0		1.0		
		国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有	1.0		1.0		1.0		1.0		
		なし	0.0		0.0		0.0		0.0		
		当該年度における災害活動の実 態(協定の締結)(帯広開建管内)	国との防災協定等締結あり 地方公共団体との防災協定等締結あり なし	1.0 0.3 0.0	1.0	1.0 0.3 0.0	1.0	1.0 0.3 0.0	1.0	1.0 0.3 0.0	

評価項目	ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定 (プラチナえるほし・えるほし認定企業) 2. 次世代法に基づく認定 (プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	企業の配点計		19.0	19.0	19.0	19.0			
標準項目配点合計			38.0	38.5	38.5	38.0			
減点項目	直近の措置による減点 ※1	指名停止 文書注意 口頭注意	-1.5 -1.0 -0.5	-1.5 重複無し -0.5	-1.5 重複無し -0.5	-1.5 重複無し -0.5	-1.5 重複無し -0.5		
	過去6ヶ月間の施工状況等	組織工事等で修繕請求等を受けた (低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)	-0.5 (-1.0)			
	ヒアリング	監理能力 施工計画	十分な監理能力が確認できる ×1.0 一定の監理能力が期待できる ×0.5 上記以外 ×0.0 施工計画の説明が適切である 可 施工計画の説明が不十分である 不可	実施しない なし	実施しない なし	実施しない なし	×1.0 ×0.5 ×0.0 可 不可 過去15年間の 技術者実績に 乗じる 不可の場合失 格		

※北海道開発局における国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- 評価対象となる事業部門は河川、道路、港湾空港(漁港除く)及び営繕とする。
- 評価対象は、開発局発注工事のi-Con大賞又はインフラDX大賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- 加点評価期間は、受賞決定日の翌月1日から2年間とし、受賞決定日翌月1日以降に入札手続きを開始するものから適用する。
- i-Con大賞又はインフラDX大賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び北海道開発局i-Con奨励賞との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに北海道開発局i-Con奨励賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※北海道開発局i-Con奨励賞 受賞者の総合評価落札方式等での加点について

- 評価対象となる事業部門は、全部門とする。
- 評価対象は、開発局発注工事の北海道開発局i-Con奨励賞受賞歴における同一事業部門(但し、営繕・電気・機械については工事区分)とする。  
なお、舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)による受賞のみ評価の対象とする。
- 評価の対象期間は、過去1年度とし、切り替え基準日は毎年8月1日を原則とし、8月1日以降に入札手続きを開始するものから更新するものとする。
- i-Con奨励賞については、「北海道開発局優良工事等表彰」及び「国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞」(国土交通大臣賞及び優秀賞)との同一事業部門における重複加点は不可とするが、北海道開発局工事成績優秀企業認定との重複加点は可能とする。
- JVの場合は、i-Con奨励賞及び優良工事等表彰並びに国土交通省i-Construction大賞又はインフラDX大賞のそれぞれの評価点について、構成員毎に算出し、平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)にて比較し、大きい評価点の方を採用する。これに工事成績優秀企業認定の評価点を構成員毎に算出し平均した評価点(少数第2位以下切捨て少数第1位まで)を加えた評価点をJVの評価点とする。

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業加点について

- 女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。  
雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
- 次世代法に基づく認定とは、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- 若者雇用促進法に基づく認定とは、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

追加項目

○漁港工事追加項目(企業と配置予定技術者の標準項目に追加)

企業	過去2年間の漁港漁場関係事業優良請負者表彰の有無	農林水産大臣又は水産庁長官表彰あり	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
施工能力等	施工環境監理者の資格	技術士(水産土木)を有している	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		水産工学技士を有している	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0
		上記以外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注)企業について  
・漁港工事の場合は、表彰項目に取り入れる。

注)配置予定技術者について  
・評価対象は、施工環境監理者を配置する工事のみとする。  
・施工環境監理者を専任で配置する場合のみ評価する。

○港湾・漁港工事追加項目

適用条件: 1)港湾・漁港工事のみ

2)作業船を使用する工事のうち、技術提案評価A型、技術提案評価S型(WTO)を除く全ての工事を対象とする。

3)対象作業船は、対象工事に使用する作業船とし、下記作業船一覧表を参考に対象工事の工事内容に応じて作業船(規格は問わない)を選定する。

なお、選定にあたっては、使用が見込まれる全ての主作業船が複数選定されることが望ましい。(作業船固定化排除のため)

作業船一覧表

①ポンプ浚渫船	⑤バー吉安ローダ船	⑨クレーン付台船	⑬深層混合処理船
②グラブ浚渫船	⑥空気圧送船	⑩杭打船	⑭サンドドレーン船
③バックホウ浚渫船	⑦旋回起重機船	⑪コンクリートミキサー船	⑮サンドコンパクション船
④リクレマ船	⑧固定起重機船	⑫ケーソン製作台船	

・使用する作業船の保有状況

対象工事に使用する作業船のうち、いずれかの作業船を自社保有または共同保有していることを前提として下表の評価基準に応じて加点評価する。

企業	保有比率50%以上または保険支払比率50%以上	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	保有比率20%以上50%未満または保険支払比率20%以上50%未満	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	保有比率20%未満または保険支払比率20%未満	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	上記以外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

- ・環境性能の高い作業船の使用または新造船の評価  
作業船の保有状況にて提示した作業船を対象とする。  
環境性能の高い作業船の評価は、作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物排出量基準(H22年改正)を達成していることを前提とする。  
H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成していることを前提とする。  
上記の条件のもと、下表の評価基準に応じて加点評価する。ただし、環境性能と新造船の重複した評価はしない。

企業	環境性能の高い作業船の使用の場合	作業船の保有状況にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物排出量基準(H22年改正)を満足している。 出資比率50%以上	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0			
		作業船の保有状況にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物排出量基準(H22年改正)を満足している。 出資比率20%以上50%未満	1.0						1.0	1.0	1.0
		作業船の保有状況にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物排出量基準(H22年改正)を満足している。 出資比率20%未満	0.5						0.5	0.5	0.5
		上記以外	0.0						0.0	0.0	0.0
	新造船の場合	H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成している。 出資比率50%以上	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0			
		H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成している。 出資比率20%以上50%未満	1.5						1.5	1.5	1.5
		H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成している。 出資比率20%未満	0.5						0.5	0.5	0.5
		上記以外	0.0						0.0	0.0	0.0

※補足については「総合評価簿方式の考え方」令和5年6月 事業振興部 工事管理課 P34～38を参照。

○登録基幹技能者評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

企業	登録基幹技能者等の配置	登録基幹技能者	1.0	最大	1.0	最大	1.0	最大	1.0	最大					
		優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)(表彰された年度から10年間加点対象)※	1.0								1.0	1.0	1.0		
		技能士(特級、1級、単一等級)	0.5								1.0	0.5	1.0	0.5	1.0
		なし	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

\* 技能士(2級、3級)及び、現代の名工は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。

注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技能者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2) 以下の者が評価対象となる。

- ①登録基幹技能者については登録基幹技能者講習会修了証を有する者
- ②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)については優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)
- ③技能士については技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○ICT活用工事(企業の標準項目に原則追加)

ICTの活用(施工者希望型)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

ICT浸透工における施工プロセスの各段階において、全ての段階で全面的ICTを活用する場合に評価する。

【施工プロセスの各段階】

・3次元起工測量 ・3次元数量計算 ・3次元出来形測量 ・3次元データの納品

注意) ・NETISの評価項目と同技術での重複加点はしない。 ・発注者指定型においては評価しない。

・指定様式に当該工事において活用する技術を記載した資料を提出させる。

「ICT活用工事実施要領」

北海道開発局イントラ>事業振興部>技術管理課>i-Construction>[北海道開発局]実施方針・基準・要領等

○地元企業活用審査型総合評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

地域	地元企業(帯広圏圏内)活用率	10%以上	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0			
		5～10%未満	1.0						1.0	1.0	1.0
		5%未満	0.0						0.0	0.0	0.0

○新技術導入促進(I型)工事を試行する場合(企業の標準項目に原則追加)

新技術活用提案(新技術導入促進(I型))	提案された新技術(NETIS登録)の活用が有効かつ具体的である場合	/	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0			
	提案された新技術(NETIS未登録(NETISからの削除技術を含む))の活用が有効かつ具体的である場合		1.0					1.0	1.0	1.0
	提案された新技術の活用が有効かつ具体的でない場合		0.0					0.0	0.0	0.0

・適用工事: 施工能力評価型(I型) ※施工計画重視型は除く。

・施工能力評価型(I型)では、従前の「新技術に関する「関連分野での技術開発(NETISへの登録)および有用な技術の活用(別記様式○)」による提案を求めない。

減点項目

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

・JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

JVの場合

・企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。

・企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。

・企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精進度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評定点を算出し、その平均点をJVの評価点とする

※ 港湾部門においては、港湾、空港、漁港の工事を指す。例えば、港湾又は漁港工事で表彰を受けた企業等が空港工事に参加した場合は加点対象となる。

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度

※2 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。

※3 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。

※4 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

○賃上げを実施する企業に対する加点措置

		標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 賃上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03			
賃上げを実施する企業に対する加点措置	賃上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】			
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】			

・ 中小企業の定義(法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

○実績確認の結果、賃上げ基準に達していない者に対する減点措置

		上表で計算した賃上げ加算点に1点を加えた点を減点する			
賃上げ未実施企業	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置 (該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)				

工事名:

配点表

※青網掛け部に入力してください。

標準項目	しゅんせつ、港湾部門【十勝港・大津漁港】 施工能力評価型 2.9億円以上 I型①	19.5	技術者	
		18.5	企業	
追加項目	漁港漁場関係事業 優良請負者表彰	1.0	企業	漁港工事追加項目
	施工環境監理者の資格	1.0	技術者	漁港工事追加項目
	作業船保有状況	2.0	企業	
	環境性能の高い作業船又は新造船	3.0	企業	
	登録基幹技能者等の配置	1.0	企業	
	ICTの活用(施工者希望型)	-	企業	
	地元企業活用率	-	企業	
	新技術活用提案[新技術導入促進(I型)]	-	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	20.5		
	企業の配点計	25.5		
中計		46.0		
賃上げ加点措置		2.0	小計×0.03= 1.38000	≒ 2.0 切り上げ整数
			3%以上の確認 2.0	÷ 48.0 = 0.04167 >0.03 OK
			加算点再計算 -	
計		48.0	3%以上の確認 -	÷ - = - -

創設開港総合評価配点表(2種化対応)-技術提案評価型

○一般土木【十勝港・大滝漁港】

■ 局統一(必須)項目  
□ 局標準設定項目

大項目	小項目	評価基準	技術提案評価型														
			非WTO						WTO								
			S型		A型		S型		A型		S型		A型				
役職 選抜 時の 評価 項目	総合 評価 項目	役職 選抜 時の 評価 項目	総合 評価 項目	役職 選抜 時の 評価 項目	総合 評価 項目	役職 選抜 時の 評価 項目	総合 評価 項目	役職 選抜 時の 評価 項目	総合 評価 項目	役職 選抜 時の 評価 項目	総合 評価 項目						
技術提案の評価	【選抜時の技術提案】	求める項目に応じた基準								○	◎	0~25点					
	【選抜後の技術提案】 総合的コストに関する提案、工事目的物の性能・機能に関する提案、社会的要請に関する提案等を求める	求める項目に応じた基準	◎	30 1テーマ (6点×5提案)							◎	35~60点					
配置予定技術者の評価	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立寄※3  過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※3  過去4年間の北海道開発局長等優良工事表彰の有無(重複なし)※4  ※1は、過去4年間の高度なマネジメントの経験(事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務)【非WTOのS型で段階的選抜方式を実施する工事に追加適用】※4 CPDへの取組	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	◎	5.0	◎	2.5	◎	5.0	◎	8.0	◎	4.0	◎	8.0			
		より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0			
		83点以上	◎	5.0	◎	2.5	◎	5.0	◎	8.0	◎	4.0	◎	8.0			
		82点以上83点未満	◎	4.6	◎	2.2	◎	4.6	◎	7.3	◎	3.8	◎	7.3			
		81点以上82点未満	◎	4.2	◎	2.0	◎	4.2	◎	6.6	◎	3.6	◎	6.6			
		80点以上81点未満	◎	3.8	◎	1.8	◎	3.8	◎	5.9	◎	3.4	◎	5.9			
		79点以上80点未満	◎	3.4	◎	1.6	◎	3.4	◎	5.2	◎	3.2	◎	5.2			
		78点以上79点未満	◎	3.0	◎	1.4	◎	3.0	◎	4.5	◎	3.0	◎	4.5			
		77点以上78点未満	◎	2.6	◎	1.2	◎	2.6	◎	3.8	◎	2.8	◎	3.8			
		76点以上77点未満	◎	2.2	◎	1.0	◎	2.2	◎	3.1	◎	2.4	◎	3.1			
		75点以上76点未満	◎	1.8	◎	0.8	◎	1.8	◎	2.4	◎	2.0	◎	2.4			
		74点以上75点未満	◎	1.4	◎	0.6	◎	1.4	◎	1.7	◎	1.4	◎	1.7			
		73点以上74点未満	◎	1.0	◎	0.4	◎	1.0	◎	1.0	◎	0.8	◎	1.0			
		72点以上73点未満	◎	0.6	◎	0.2	◎	0.6	◎	0.3	◎	0.4	◎	0.6			
		72点未満	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0			
局長表彰(同一事業部門限定)※	◎	3.0	◎	1.5	◎	3.0	◎	3.0	◎	1.5	◎	3.0					
副建部長表彰(同一事業部門限定、創設開港管内【十勝港、大滝漁港含む】の工事のみ有効)※	◎	1.5	◎	0.75	◎	1.5	◎	1.5	◎	0.75	◎	1.5					
高度なマネジメントの経験(事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務)(同一事業部門(分野)は問わない) ※局長表彰または部長表彰との重複評価はなし	◎	3.0	◎	1.5	◎	3.0	◎	3.0	◎	1.5	◎	3.0					
指定団体の一定数以上の認定有り	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0					
配置予定技術者の配点計				14.0				19.0									
標準項目	過去15年間の同種工事の実績※5  過去2年間の北海道開発局発注の成績の平均  国土交通省「Con大賞」又は「インフラ大賞」 北海道開発局「Con奨励賞」  過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし)。ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能。副建部長表彰のみ有効。 ※1は、過去3年間の国土技術開発賞の受賞実績(最優秀賞、優秀賞、特別賞を対象)【非WTOのS型で段階的選抜方式を実施する工事に追加適用】  作業船保有状況(港湾・漁港工事)  環境性能の高い作業船の使用の場合(港湾・漁港工事)  新造船の場合(港湾・漁港工事)  NETIS登録技術の活用(港湾・農業部門)  過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実績等(活動実績または防災活動や支援体制)(帯広開港管内)  当該年度における災害活動の実績(協定の締結)(帯広開港管内)  ワークライフ・バランス	より同種性が高い工事実績あり 同種性が認められる工事実績あり	◎	3.0	◎	0.0	◎	3.0	◎	7.0	◎	0.0	◎	7.0			
		83点以上	◎	5.0	◎	2.5	◎	5.0	◎	8.0	◎	4.0	◎	8.0			
		82点以上83点未満	◎	4.6	◎	2.2	◎	4.6	◎	7.3	◎	3.8	◎	7.3			
		81点以上82点未満	◎	4.2	◎	2.0	◎	4.2	◎	6.6	◎	3.6	◎	6.6			
		80点以上81点未満	◎	3.8	◎	1.8	◎	3.8	◎	5.9	◎	3.4	◎	5.9			
		79点以上80点未満	◎	3.4	◎	1.6	◎	3.4	◎	5.2	◎	3.2	◎	5.2			
		78点以上79点未満	◎	3.0	◎	1.4	◎	3.0	◎	4.5	◎	3.0	◎	4.5			
		77点以上78点未満	◎	2.6	◎	1.2	◎	2.6	◎	3.8	◎	2.8	◎	3.8			
		76点以上77点未満	◎	2.2	◎	1.0	◎	2.2	◎	3.1	◎	2.4	◎	3.1			
		75点以上76点未満	◎	1.8	◎	0.8	◎	1.8	◎	2.4	◎	2.0	◎	2.4			
		74点以上75点未満	◎	1.4	◎	0.6	◎	1.4	◎	1.7	◎	1.4	◎	1.7			
		73点以上74点未満	◎	1.0	◎	0.4	◎	1.0	◎	1.0	◎	0.8	◎	1.0			
		72点以上73点未満	◎	0.6	◎	0.2	◎	0.6	◎	0.3	◎	0.4	◎	0.6			
		72点未満	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0			
		局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)※	◎	2.0	◎	1.0	◎	2.0	◎	2.0	◎	1.0	◎	2.0			
副建部長表彰(同一事業部門限定、創設開港管内【十勝港、大滝漁港含む】の工事のみ有効)※	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0					
国土技術開発賞の受賞実績(最優秀賞、優秀賞、特別賞) ※局長表彰または部長表彰との重複評価はなし	◎	2.0	◎	1.0	◎	2.0	◎	2.0	◎	1.0	◎	2.0					
工事成績優秀企業	◎	0.5	◎	0.25	◎	0.5	◎	0.5	◎	0.25	◎	0.5					
保有比率50%以上又は保険支払率50%以上	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0					
保有比率20%以上50%未満又は保険支払率20%以上50%未満	◎	0.5	◎	0.25	◎	0.5	◎	0.5	◎	0.25	◎	0.5					
保有比率20%未満又は保険支払率20%未満	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0					
上記以外	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0					
作業船の保有状況に提示した作業船に設置されているすべての設備の資材搬出効率(42年)	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0					
出資比率50%以上	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0					
出資比率20%以上50%未満	◎	0.5	◎	0.25	◎	0.5	◎	0.5	◎	0.25	◎	0.5					
出資比率20%未満	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0					
上記以外	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0					
H22年7月以降自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに環境性能を達成している	◎	1.5	◎	0.75	◎	1.5	◎	1.5	◎	0.75	◎	1.5					
出資比率50%以上	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0					
出資比率20%以上50%未満	◎	0.5	◎	0.25	◎	0.5	◎	0.5	◎	0.25	◎	0.5					
出資比率20%未満	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0					
上記以外	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0					
関連分野での技術開発実績(NETISへの登録の有無)	◎	0.5	◎	0.25	◎	0.5	◎	0.5	◎	0.25	◎	0.5					
関連分野での有用な新技術の当該工事への活用	◎	0.5	◎	0.25	◎	0.5	◎	0.5	◎	0.25	◎	0.5					
技術開発がない又は、活用しない	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0					
国、地方自治体又は公共施設等の管理団体の要請による災害緊急活動の実績	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0					
国、地方自治体等を有する防災訓練の実施や協力、従事等での防災に関する広報活動の実績	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0					
災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0					
なし	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0					
なし	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0					
国との防災協定等締結あり	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0	◎	1.0	◎	0.5	◎	1.0					
地方公共団体との防災協定等締結あり	◎	0.3	◎	0.15	◎	0.3	◎	0.3	◎	0.15	◎	0.3					
なし	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0	◎	0.0					
次に掲げないいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナ企業、ゴールド企業、シルバー企業) 2. 次世代法に基づく認定(プラチナ企業、ゴールド企業、シルバー企業) 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースフル企業)	◎	0.5	◎	0.25	◎	0.5	◎	0.5	◎	0.25	◎	0.5					
企業配点計				13.0				18.0									
標準項目配点合計				27.0		57.0		37.0		25.0		60.0					
				33.0		63.0		37.0		25.0		60.0					



○買上げを実施する企業に対する加点措置

買上げを実施する企業に対する加点措置	買上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の翌年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均支給額を9%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】	標準項目(追加項目を含む) 配点計の3%以上の整数を加点する 買上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03				
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の翌年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均支給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】					

・ 中小企業の定義—法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

○実績確認の結果、買上げ基準に達していない者に対する減点措置

買上げ未実施企業	買上げを実施しなかった企業に対する減点措置 (該当企業は、財務者から通知された日から1年間、買上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)	上表で計算した買上げ加算点に1点を加えた点を減点する					

工事名:

配点表 ※青網掛け部に入力してください。

標準項目	港湾部門(一般土木) 技術提案評価型	14.0	技術者	
	非WTO S型	18.5	企業	
追加項目	漁港漁場関係事業 優良請負者表彰	1.0	企業	漁港工事追加項目
	施工環境監理者の資格	1.0	技術者	漁港工事追加項目
	海上(空港)工事施工管理技術者の資格	-	技術者	港湾空港工事追加項目(非WTOのS型が対象)
	登録基幹技能者等の配置	1.0	企業	
	地元企業活用率	-	企業	
	新技術活用提案(新技術導入促進【I型】)	-	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	15.0		
	企業の配点計	20.5		
中計		35.5		
ワーク・ライフ・バランス	WTO対象の技術提案評価型S・A型の場合	1.0		
買上げ加点措置		2.0		小計×0.03= 1.09500 $\neq$ 2.0 切り上げ整数
			3%以上の確認 2.0 $\div$ 37.5 = 0.05333 >0.03 OK	
			加算点再計算 - $\div$ - = - -	
計		38.5		3%以上の確認 - $\div$ - = - -

釧路開建新総合評価配点表(2種化対応)―技術提案評価型

○ しゅんせつ【十勝港・大津漁港】

黄色:局統一(必須)項目  
 水色:部局標準設定項目

大項目	評価項目	小項目	評価基準	技術提案評価型													
				非WTO						WTO							
				S型		A型		S型		A型		S型		A型			
段階選抜時の評価項目	総合評価時の評価項目	段階選抜時の評価項目	総合評価時の評価項目	段階選抜時の評価項目	総合評価時の評価項目	段階選抜時の評価項目	総合評価時の評価項目	段階選抜時の評価項目	総合評価時の評価項目	段階選抜時の評価項目	総合評価時の評価項目						
技術提案の評価	技術提案	【選抜時の技術提案】	求める項目に応じた基準							○	◎	0~25点					
		【選抜後の技術提案】 総合的なコストに関する提案、工事目的物の性能・機能に関する提案、社会的要請に関する提案等を求める	求める項目に応じた基準		◎	30 1テーマ (6点×5提案)						◎	35~60点				
配置予定技術者の評価	配置予定技術者の評価	過去15年間の同種工事の実績、同種性・立場※2	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事			5.0			8.0								
			より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人として従事	○	◎	2.5	5.0	○	4.0	8.0							
			同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事			0.0			0.0								
		過去10年間の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、監理技術者(専任特例2号)又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)※3	83点以上			5.0			8.0								
			82点以上83点未満			4.6			7.3								
			81点以上82点未満			4.2			6.6								
			80点以上81点未満			3.8			5.9								
			79点以上80点未満			3.4			5.2								
			78点以上79点未満			3.0			4.5								
			77点以上78点未満	○	◎	2.6	5.0	○	3.8	8.0							
			76点以上77点未満			2.2			3.1								
			75点以上76点未満			1.8			2.4								
			74点以上75点未満			1.4			1.7								
		73点以上74点未満			1.0			1.0									
		72点以上73点未満			0.6			0.3									
72点未満			0.0			0.0											
過去4年間の北海道開発局長優良工事表彰の有無(重複なし)※5	局長表彰(同一事業部門限定)※			3.0			3.0										
	開発部長表彰(同一事業部門限定、釧路開建新管内(十勝港、大津漁港含む)の工事のみ有効)※	○	◎	1.5			1.5										
また、過去4年間の高度なマネジメントの経験(事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務)(同一事業部門(分野)は問わない)※局長表彰または部長表彰との重複評価はなし	高度なマネジメントの経験(事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務)(同一事業部門(分野)は問わない)※局長表彰または部長表彰との重複評価はなし			3.0			3.0										
	【非WTOのS型で段階的選抜方式を実施する工事に追加適用】※3			3.0			3.0										
監理(主任)技術者の保有する資格	海上(空港)工事施工管理技術者を有している	○	◎	1.0													
	なし			0.0													
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	○	◎	1.0	1.0												
配置予定技術者の配点計						15.0			19.0								
標準項目	企業	過去15年間の同種工事の実績※4	より同種性が高い工事実績あり	○	◎	3.0	3.0	○	7.0	7.0							
			同種性が認められる工事実績あり			0.0			0.0	7.0							
			83点以上			5.0			8.0								
		82点以上83点未満			4.6			7.3									
		81点以上82点未満			4.2			6.6									
		80点以上81点未満			3.8			5.9									
		79点以上80点未満			3.4			5.2									
		78点以上79点未満			3.0			4.5									
		77点以上78点未満	○	◎	2.6	5.0	○	3.8	8.0								
		76点以上77点未満			2.2			3.1									
		75点以上76点未満			1.8			2.4									
		74点以上75点未満			1.4			1.7									
		73点以上74点未満			1.0			1.0									
		72点以上73点未満			0.6			0.3									
		72点未満			0.0			0.0									
企業	企業	国土交通省i-Con大賞又はインフラDX大賞	大臣賞			2.0			2.0								
			優秀賞			1.0			1.0								
		北海道開発局i-Con奨励賞	奨励賞			0.5			0.5								
		過去2年間の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業(重複なし。ただし、工事成績優秀企業のみ重複可能。開選部長表彰のみ有効)	局長表彰(他との重複も含む)(同一事業部門限定)※			2.0			2.0								
			開選部長表彰(同一事業部門限定、釧路開建新管内(十勝港、大津漁港含む)の工事のみ有効)※	○	◎	1.0	2.0	○	1.0	2.0							
また、過去3年間の国土技術開発賞の受賞実績(最優秀賞、優秀賞、特別賞)(同一事業部門(分野)に限定)※局長表彰または部長表彰との重複評価はなし	国土技術開発賞の受賞実績(最優秀賞、優秀賞、特別賞)(同一事業部門(分野)に限定)※局長表彰または部長表彰との重複評価はなし			2.0			2.0										
	【非WTOのS型で段階的選抜方式を実施する工事に追加適用】			2.0			2.0										
	工事成績優秀企業			0.5	0.5		0.5	0.5									
NETIS登録技術者の活用(港湾・農業部門)	関連分野での技術開発実績(NETISへの登録の有無)	○	◎	0.5													
	関連分野での有用な新技術の当該工事への活用			0.5	1.0												
地域音	地域音	過去3年度以降から公告開始日時点における災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(帯広開建新管内)	国、地方自治体又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動の実績			1.0											
			国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動の実績	○	◎	1.0	1.0										
			災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を常時保有			1.0											
		なし			0.0												
		当該年度における災害活動の実態(協定の締結)(帯広開建新管内)	国との防災協定等締結あり	○	◎	1.0	1.0										
地方公共団体との防災協定等締結あり			0.3														
なし			0.0														



・環境性能の高い作業船の使用または新造船の評価  
作業船の保有状況にて提示した作業船を対象とする。

環境性能の高い作業船の評価は、作業船に設置されている原動機すべてが環境性能を達成していることを前提とする。

H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成していることを前提とする。

上記の条件のもと、下表の評価基準に応じて加点評価する。ただし、環境性能と新造船の重複した評価はしない。

企業	環境性能の高い作業船の使用の場合	作業船の保有状況にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出量基準(H22年改正)を満足している。 出資比率50%以上 作業船の保有状況にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出量基準(H22年改正)を満足している。 出資比率20%以上50%未満 作業船の保有状況にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出量基準(H22年改正)を満足している。 出資比率20%未満 上記以外	○	◎	1.0 0.5 0.0 0.0	1.0
	新造船の場合	H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成している。 出資比率50%以上 H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成している。 出資比率20%以上50%未満 H22年7月以降に自ら新造し、かつ作業船の財産を保有するとともに、環境性能を達成している。 出資比率20%未満 上記以外	○	◎	1.5 1.0 0.5 0.0	1.5

※補足については「総合評価簿方式の考え方」令和6年8月 事業課員部 工事管理課 P34～38を参照。

○登録基幹技術者評価方法を試行する場合(企業の標準項目に原則追加) ※非WTOのS型が対象

企業	登録基幹技術者	1.0	◎	◎	最大 1.0
	登録基幹技術者等の配置	1.0			
	優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター) (表彰された年度から10年間加点対象)※	0.5			
	技能士(特級、1級、単一等級)	0.0			

\*技能士(2級、3級)及び、現代の工名は評価対象としない。

※過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)に表彰されている場合は、平成28年度を含む10年間を評価対象とする。

注1) 元請の主任(監理)技術者が、登録基幹技術者等である場合は当該項目の評価対象としない。

注2) 以下の者が評価対象となる。

①登録基幹技術者にあつては登録基幹技術者講習会修了証を有する者

②優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)にあつては優秀施工者の顕彰状の授与を受けた者(過去に表彰されている場合、平成28年度を含む10年間が評価対象期間)

③技能士にあつては技能検定試験の合格証を交付されたもの。

○地元企業活用審査型総合評価方式を試行する場合(標準項目に原則追加)

地域	地元企業活用量	10%以上	◎	◎	2.0 1.0 0.0
	地元企業活用量	5~10%未満			
	地元企業活用量	5%未満			

○新技術導入促進(I型)工事を試行する場合(標準項目に原則追加)

技術提案	新技術活用提案 [新技術導入促進(I型)]	提案された新技術(NETIS登録)の活用が有効かつ具体的である場合	◎	◎	6.0 3.0 0.0
	新技術活用提案 [新技術導入促進(I型)]	提案された新技術(NETIS未登録(NETISからの削除技術を含む))の活用が有効かつ具体的である場合			
	新技術活用提案 [新技術導入促進(I型)]	提案された新技術の活用が有効かつ具体的でない場合			

・適用工事:技術提案評価型(S型)

・技術提案評価型(S型)では、技術提案のテーマの一つとして評価する。(提案様式:新技術活用提案[新技術導入促進(I型)])

また、従前の「新技術に関する「関連分野での技術開発(NETISへの登録)および有用な技術の活用(別記様式○)」による提案を求め、企業の能力で評価加点する。

ヒアリングについて

WTOのS型及びA型(WTO、非WTOの両者)は必須。ただし、A型では発注者の理解度向上が目的のためヒアリング自体の審査・評価は行わない。

非WTOのS型は配置予定技術者の監理能力等を確認する必要がある場合に実施

段階選抜について

WTO、非WTOの両者において技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に実施

減点項目

※1 措置の判断は公告日を起点とし、重複して評価しないものとする。

・JVのペナルティ実績は各構成員に付与する。またペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価は、会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用する。

JVの場合

・企業の「より同種」については構成員の代表者のみの実績を評価する。施工実績がJVの場合、代表者、構成員を問わない。

・企業の「工事成績」については、構成員毎の工事成績を単純平均した点数を用いて評価点を算出する。

・企業の「優良工事表彰」、「工事成績優秀企業」、「地域精進度」、「地域貢献度」については構成員ごとに評価点を算出し、その平均点をJVの評価点とする

※ 港湾部門においては、港湾、空港、漁港の工事を指す。例えば、港湾又は漁港工事で表彰を受けた企業等が空港工事に参加した場合は加点対象となる。

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度

※2 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績についても評価対象とする。

※3 海外認定・表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。表彰を受けている場合は、別記表彰一覧に記載し表彰状の写しを添付すること。

※4 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。

○ワーク・ライフ・バランス等推進企業に対する加点措置

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に対する加点措置	ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)※1 2. 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)※2 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースモール認定企業)※3	◎	◎	1.0 1.0 1.0 1.0
	ワーク・ライフ・バランス	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)※2 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースモール認定企業)※3	◎	◎	1.0 1.0 1.0 1.0

※1 女性活躍推進法に基づく認定等とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

○買上げを実施する企業に対する加算措置

		標準項目(追加項目を含む)配点計の3%以上の整数を加点する 買上げ加算点=(標準項目配点計+追加項目配点)×0.03			
買上げを実施する企業に対する加算措置	買上げの実施を表明した企業等を評価する。	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】			
		契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】			

・ 中小企業の定義→法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

○実績確認の結果、買上げ基準に達していない者に対する減点措置

		上表で計算した買上げ加算点に1点を加えた点を減点する			
買上げ未実施企業	買上げを実施しなかった企業に対する減点措置(該当企業は、財務省から通知された日から1年間、買上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する。)				

工事名:

配点表 ※青網掛け部に入力してください。

標準項目	港湾部門(しゅんせつ)技術提案評価型	15.0	技術者	
	非WTO S型	12.5	企業	
	漁港漁場関係事業 優良請負者表彰	1.0	企業	漁港工事追加項目
	施工環境監理者の資格	1.0	技術者	漁港工事追加項目
	作業船保有状況	1.0	企業	
	環境性能の高い作業船又は新造船	3.0	企業	
	登録基幹技能者等の配置	1.0	企業	
	地元企業活用率	-	企業	
	新技術活用提案[新技術導入促進(I型)]	-	企業	
小計	配置予定技術者の配点計	16.0		
	企業の配点計	18.5		
中計		34.5		
ワーク・ライフ・バランス	WTO対象の技術提案評価型 S・A型の場合	1.0		
買上げ加算措置		2.0		小計×0.03= 1.06500 ≒ 2.0 切り上げ整数
				3%以上の確認 2.0 ÷ 36.5 = 0.05479 >0.03 OK
				加算点再計算 - = -
計		37.5		3%以上の確認 - ÷ - = -